

苫小牧市公共施設等 総合管理計画

平成 29 年 1 月
苫小牧市

目次

1 公共施設等総合管理計画について	1
(1) 計画策定の背景・目的	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の対象期間	3
(4) 対象施設	4
2 苫小牧市の現状と課題	5
2.1 本市を取り巻く社会的状況	5
(1) 苫小牧市の概況	5
(2) 苫小牧市の人口・世帯数の推移	6
(3) 苫小牧市の財政状況	9
2.2 公共施設等の現状と将来の見通し	12
(1) 公共施設等の整備状況	12
(2) 老朽化の状況と更新費用の推計	26
(3) 考慮すべき社会的状況	28
2.3 公共施設等の現状と課題の基本認識	30
(1) 公共施設（建築系施設）の現状と課題	30
(2) インフラ系施設の現状と課題	31
3 公共施設等の管理に関する基本的な方針	32
3.1 将来を見据えた課題と基本理念	32
(1) 将来を見据えた課題	32
(2) 基本理念	33
3.2 計画期間	34
3.3 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	35
(1) 全庁的な取組体制の構築	35
(2) 情報管理・共有方策	35
3.4 公共施設等の管理の縮減目標	37
(1) 公共施設（建築系施設）の縮減目標	37
(2) インフラ系施設の縮減目標	37
3.5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	38
3.5.1 「人間環境都市」の実現に向けた基本的な対応の方向性	38
(1) 公共施設（建築系施設）	38
(2) インフラ系施設	38
3.5.2 管理に関する基本的な考え方	39
(1) 点検・診断等の実施方針	39
(2) 維持管理の実施方針	42
(3) 安全確保の実施方針	43
(4) 耐震化の実施方針	43
(5) 長寿命化の実施方針	44
(6) 統廃合の推進方針	45

(7) 総合的管理を実現するための方針と推進体制	46
(8) 近隣自治体との広域連携等によるサービス提供	46
(9) フォローアップの方針	47
4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	48
4.1 公共施設（建築系施設）	48
4.1.1 方針検討の考え方	48
4.1.2 施設類型ごとの基本的な方針	49
(1) 市民文化系施設	49
(2) 社会教育系施設	53
(3) スポーツ・レクリエーション系施設	55
(4) 産業系施設	58
(5) 学校教育系施設	60
(6) 子育て支援施設	63
(7) 保健・福祉施設	65
(8) 行政系施設	70
(9) 公営住宅	73
(10) 公園	81
(11) 供給処理施設	83
(12) その他	85
(13) 病院施設	87
4.2 インフラ系施設	88
4.2.1 方針検討の考え方	88
4.2.2 施設類型ごとの基本的な方針	89
(1) 道路	89
(2) 橋梁	90
(3) 道路付属物	91
(4) 上水道	92
(5) 下水道	93
(6) 公園	94
5 総合管理計画の推進に向けて	95
5.1 計画の進行管理	95
(1) 進行管理の考え方	95
(2) 個別施設計画の推進	95
5.2 推進体制	95
5.3 市民参画	95
【参考資料】	
市民アンケート調査結果	1
(1) 調査実施概要	1
(2) 調査結果概要	2

1 公共施設等総合管理計画について

(1) 計画策定の背景・目的

本市は、明治時代に製紙工場の操業開始を契機に工業都市として歩みはじめ、戦後には国家レベルの事業として内陸掘込港である苫小牧港（西港）が整備され、その後、臨海部への企業進出とともにまちが発展し、さらに高度経済成長期には東部に大規模工業基地が建設され、北海道経済を牽引する産業拠点都市として発展してきました。

苫小牧港の発展や企業の進出を背景とした急激な人口増加や都市化に伴う市民ニーズの高まりに応じて、本市の公共施設等は、小・中学校、中央図書館、総合体育館、公営住宅、コミュニティセンター等の建築系施設のほか、道路や橋梁、上下水道等のインフラ系施設を集中的に整備し、市民生活等の基盤や地域コミュニティの拠点等として、重要な役割を果たしてきたところです。また、その後も社会環境の変化や市民ニーズの多様化に応えるため、継続的・積極的に整備を進めた結果、多くの施設を保有するに至っています。

しかし、これら公共施設等の多くは、老朽化の進行や更新時期の集中、人口減少や少子・高齢化の進行に伴う市民ニーズの変化、東日本大震災などを教訓とした大規模災害等への対応、環境と調和した低炭素・循環型社会への転換等により、取り巻く環境は大きく変化しており、これらへの対応を迫られています。

今後は、多くの施設の老朽化に伴う維持管理経費や改修更新経費が増大することが懸念される中、その費用に対する財源の確保が必要となりますが、人口減少に伴う税の減収や社会福祉関連経費の増大に伴う財政の逼迫が懸念されており、これまでと同様の水準で公共施設等への投資を継続していくことは困難になると予想されています。

このような状況の中、国は国土強靱化を図るべく平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、その流れにより総務省が平成 26 年 4 月に各地方公共団体に対し、全ての公共施設等を対象として、10 年以上の長期的な視点に立った総合管理計画の策定を要請しています。

本市では、これまで施設所管部が各施設の特性に合わせて個別に対応してきたことから公共施設等の全体を統一的に整理したものではありませんでした。そこで、今後の公共施設の在り方を考える公共施設マネジメントに取り組むこととして、本市が保有する公共施設 89 施設を対象に、公共施設の現状や全体像をまとめた「苫小牧市公共施設白書」を策定し、公共施設白書で取り上げた対象施設のうち建設後 30 年を経過した 37 施設について、今後の方向性を示す「苫小牧市公共施設適正配置基本計画（第 1 期基本計画）」を策定してきました。

本計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後予想される人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、市民と行政が施設に関する課題を共有し、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことを目的としています。

(2) 計画の位置づけ

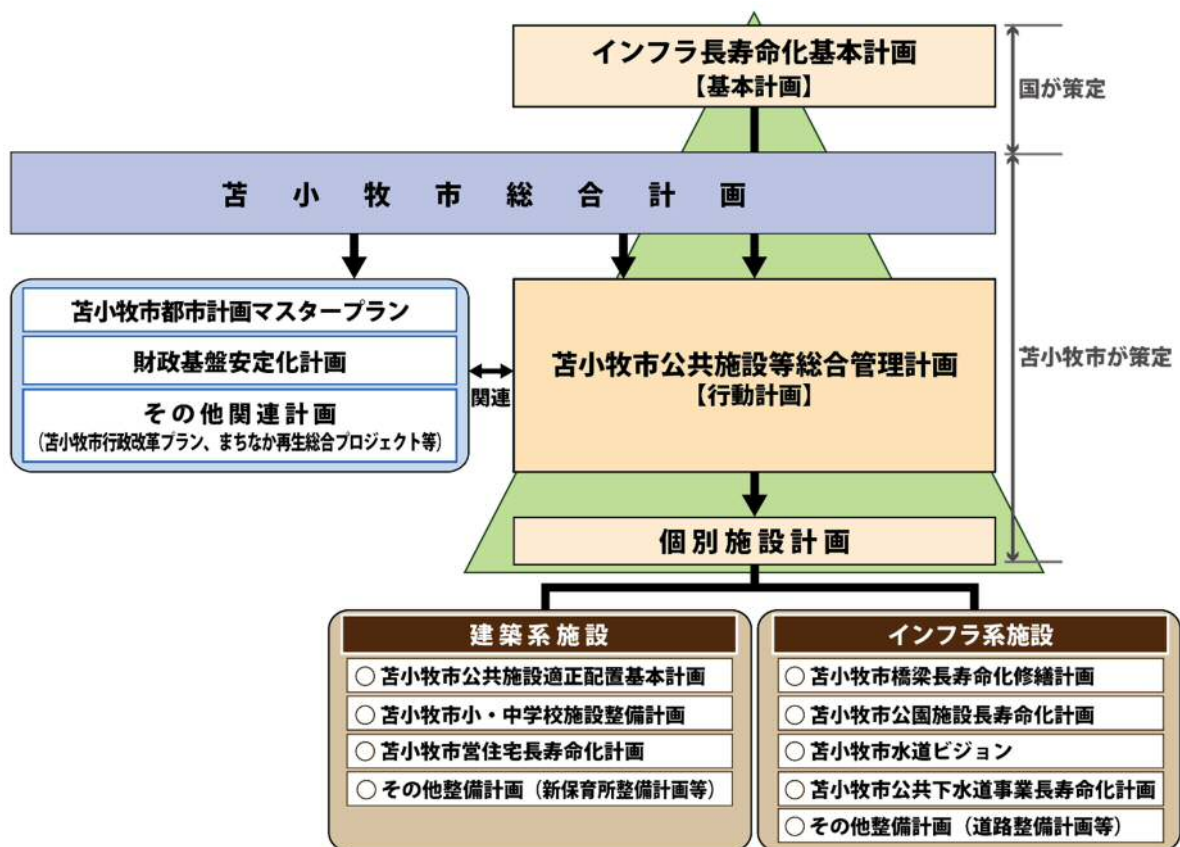
国においては、インフラの老朽化が急速に進展することへの対策として平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。これを受けて、平成 26 年 4 月の総務大臣通知において地方公共団体に対し速やかに公共施設等総合管理計画を策定するよう要請がありました。

以上の国の動向を踏まえ、本市では「苫小牧市公共施設等総合管理計画」を公共施設（建築系施設）とインフラ系施設とを一体的にマネジメントしていくための方針を示すものとして位置づけます。

また、本市の最上位計画であり、まちづくりの総合的な計画である「苫小牧市総合計画（第 5 次）」の基本理念のもと、収支見通しを定め、財政の健全化を目的とした「財政基盤安定化計画」や行財政運営上の改革を推進するための具体的な計画である「苫小牧市行政改革プラン-NEXT STAGE-」とも関連した計画とします。あわせて、将来都市構造の実現に向けた基本方針である「苫小牧市都市計画マスタープラン」や持続可能なまちづくりに向けて策定された「まちなか再生総合プロジェクト（CAP）」との整合にも留意しています。

なお、本市では、市が保有する公共施設（建築系施設）のうち 37 施設を対象として、施設の今後の基本的な方向性を示した「苫小牧市公共施設適正配置基本計画」（平成 28 年 3 月）を策定しています。本計画は、「苫小牧市公共施設適正配置基本計画」に示す公共施設に係る基本的な考え方や方向性を継承するとともに、インフラ系施設も含めて、「苫小牧市公共施設等総合管理計画」として、新たに取りまとめたものです。

図表 1-1 本計画の位置づけ



(3) 計画の対象期間

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」では、将来人口や財政見通しをもとに長期的な視点で、少なくとも 10 年以上の計画期間とすることのほか、将来人口の見通しとして 30 年程度先を見据えて策定することが望ましいとしています。

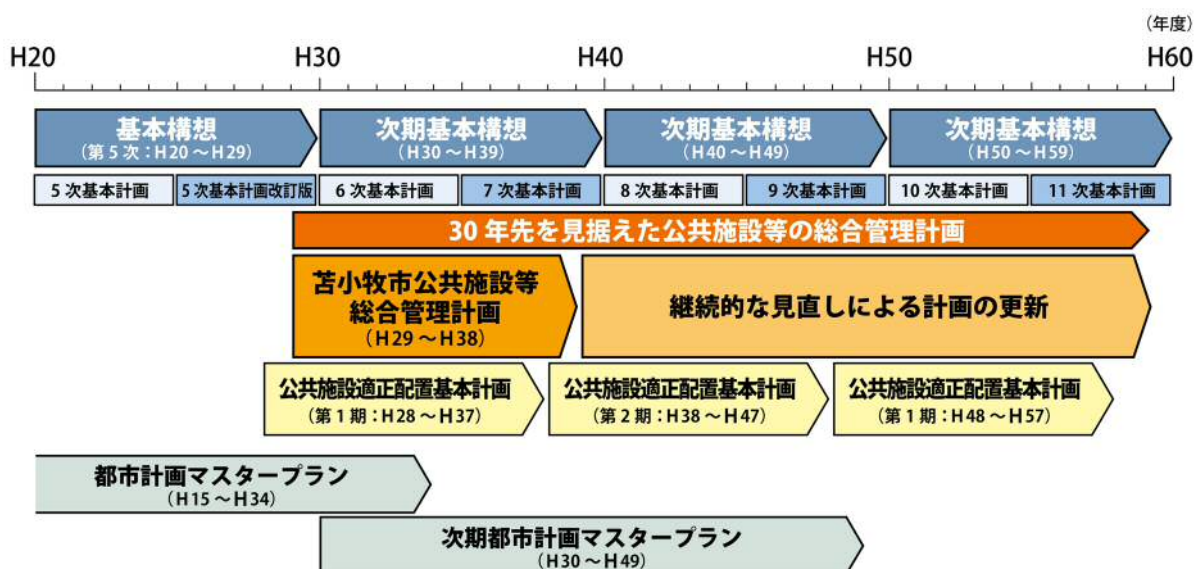
また、平成 26 年 9 月、国は「まち・ひと・しごと創生法」を制定、同年 12 月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しています。地方公共団体においても、将来展望を示す平成 72 年度（2060 年度）を基本とした長期計画「地方人口ビジョン」ならびに人口ビジョンを基に、今後 5 か年（平成 27～31 年度）の目標と施策の基本的方向性や施策を提示する「地方版総合戦略」の策定が要請され、本市においても平成 27 年度に策定しています。特に、「地方版総合戦略」では、基本的方向の 1 つとして“人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化”が挙げられており、人口動向を踏まえた長期的な計画策定が求められています。

本市においては、平成 26 年 3 月に市内 89 施設を対象として、対象施設の現状をまとめた「苫小牧市公共施設白書」を作成し、白書で対象とした施設のうち、37 施設について方向性を示した「公共施設適正配置基本計画」を平成 28 年 3 月に策定し、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年を第 1 期として、具体的な方針を策定しています。

これら関連計画や上位計画であり 10 年を基本的な計画期間とする「苫小牧市総合計画」との連動を考慮し、中長期的な視点から 30 年先を見据えた 10 年を本計画の対象期間とします。

なお、本市を取り巻く社会経済情勢や財政状況、法令・国の施策等の推進状況、さらには最新の技術的知見の状況等の変化を踏まえ、計画期間内においても必要に応じて取組方針や具体的な目標設定など柔軟に対応し、見直し等を図ります。

図表 1-2 本計画及び上位・関連計画の計画期間



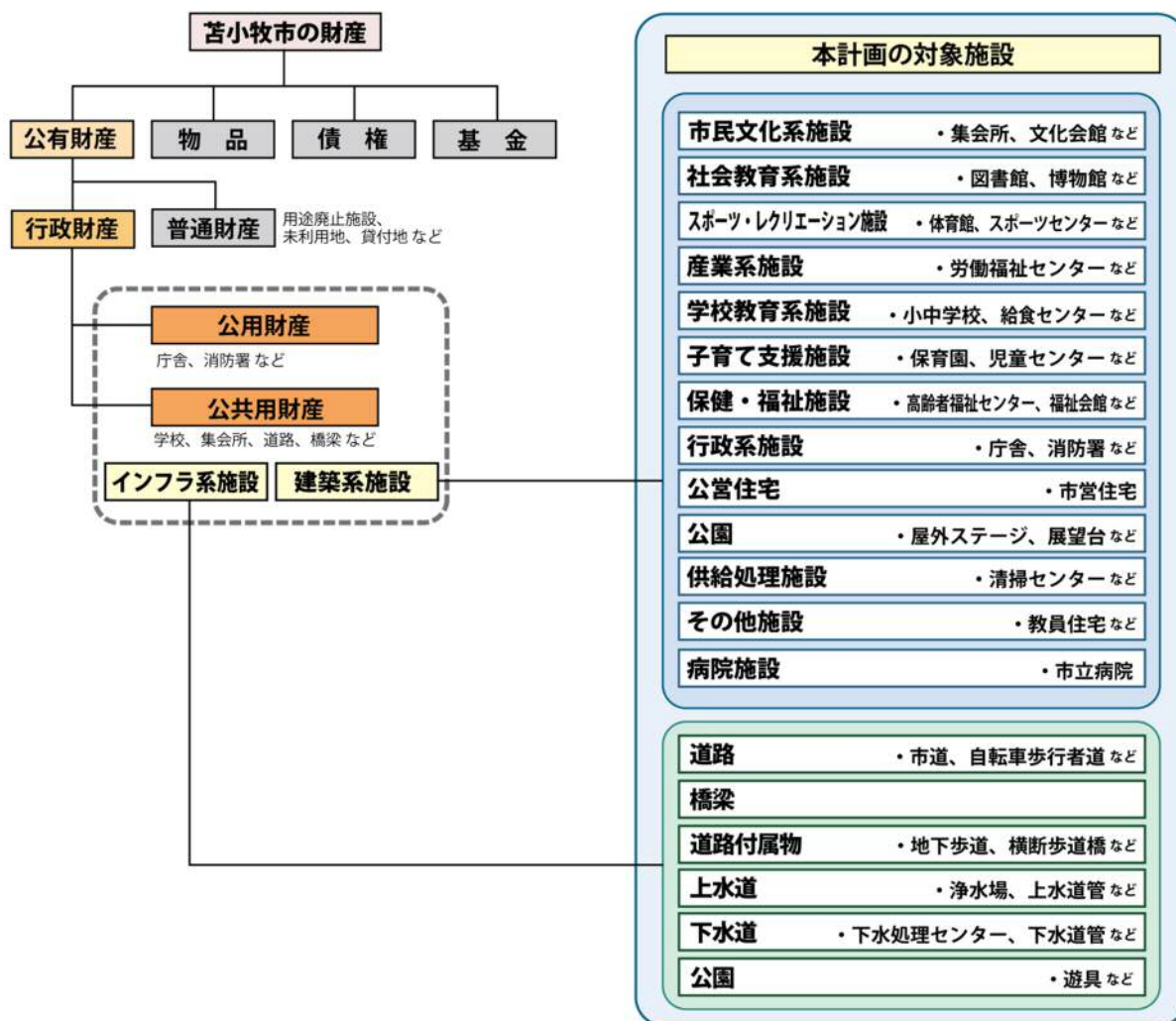
(4) 対象施設

本市の財産には、公有財産、物品、債権及び関連基金があり、このうち「公有財産」とは、本市が保有している土地、建物、有価証券、出資による権利等の財産で、その使用目的により、「行政財産」と「普通財産」に分類されます。本市では、「行政財産」として多くの公共施設（建築系施設）やインフラ系施設を保有しており、庁舎や消防署等の行政サービスを提供する「公用財産」と学校や道路など市民が利用する「公共用財産」に分けられます。

本計画では、以下に示す本市が保有または管理している公共施設（建築系施設）及びインフラ系施設を対象とし、公共施設（建築系施設）については、市民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、行政系施設、公営住宅、公園、供給処理施設、その他、病院施設の 13 類型を対象として現状等の把握や基本的な方針を検討します。インフラ系施設については、道路、橋梁、道路付属物、上水道、下水道、公園の 6 類型を対象として現状等の把握や基本的な方針を検討します。

なお、公園については、公共施設（建築系施設）とインフラ系施設のそれぞれで対象としていますが、公園内施設は建築系施設、公園自体はインフラ系施設に分類します。

図表 1-3 本計画の対象施設



2 苫小牧市の現状と課題

2.1 本市を取り巻く社会的状況

(1) 苫小牧市の概況

苫小牧市は、北海道の中央南部に位置し、太平洋に面した胆振管内の最大都市で、東は安平町、厚真町、西は白老町、北は千歳市に隣接しています。行政区域は東西 39.9km、南北 23.6km で、561.6km² の広さを持ち、北西部には世界でも珍しい溶岩円頂丘がある樽前山や支笏洞爺国立公園、東部にはラムサール条約登録湿地に指定されているウトナイ湖を有する勇払原野があり、自然環境に恵まれた街です。

古くから交通の要衝として重要な役割を担い、現在、空の玄関「新千歳空港」と国際拠点港湾である海の玄関「苫小牧港」を有しているほか、JR室蘭本線等の鉄道があり、道路では、道央自動車道、日高自動車道、国道 36 号・234 号・235 号・276 号の幹線道路が道内主要都市を結び、また各地区に通じる道道も機能的に整備されており、北海道経済発展の大きな役割を担う物流拠点都市として発展しています。

また、苫小牧市は、地理的制約から東西方向に長く市街地が形成されており、東部は港湾とその背後地の工業地域、西部は計画的に整備された住宅地域として機能が空間的に区分された都市構造となっています。

苫小牧市のまちづくりは、個性的で魅力的な地域の形成、高齢者・障がい者や子供たちにも快適な歩いて暮らせる地域の形成、豊かな自然をまちなみに活かした地域の形成を基本方針として、理想の都市像である「人間環境都市」の創造を目指しています。



図表 2-1 苫小牧市の位置図



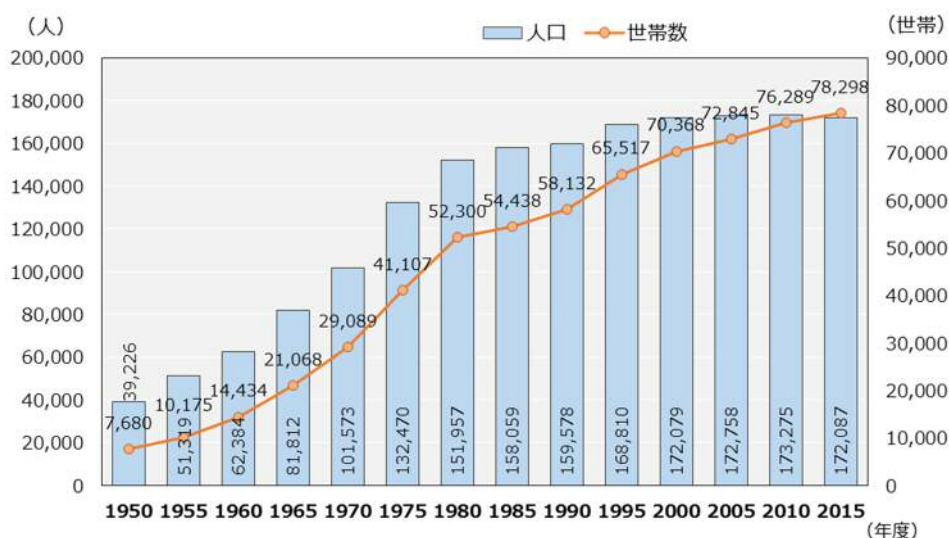
(2) 苫小牧市の人口・世帯数の推移

① 総人口・世帯数

苫小牧市の人口は、昭和 55 年度（1980 年度）までは大きな増加、昭和 60 年度（1985 年度）以降は緩やかな増加となり、平成 22 年度（2010 年度）の 173,275 人をピークに減少に転じ、平成 27 年度（2015 年度）現在、172,087 人となっています。

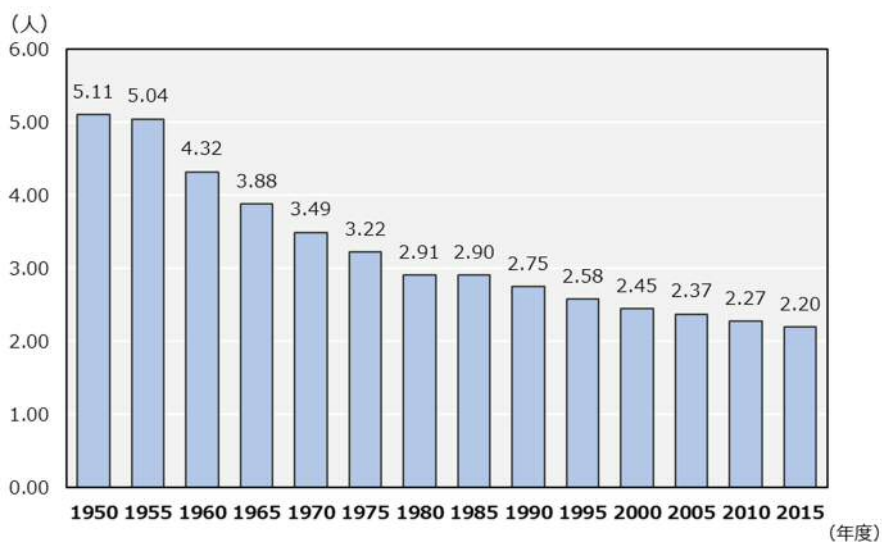
世帯数も同様の傾向となっていますが、人口が平成 22 年度（2010 年度）から平成 27 年度（2015 年度）で減少となっている一方で世帯数は依然増加傾向となっています。そのため、世帯当たりの人数は昭和 25 年度（1950 年度）で 5.11 人でしたが、平成 27 年度（2015 年度）では 2.20 人と半分以上に減少しています。

図表 2-2 人口・世帯数の推移



出典：国勢調査（総務省）

図表 2-3 世帯数当たりの人数の推移



出典：国勢調査（総務省）

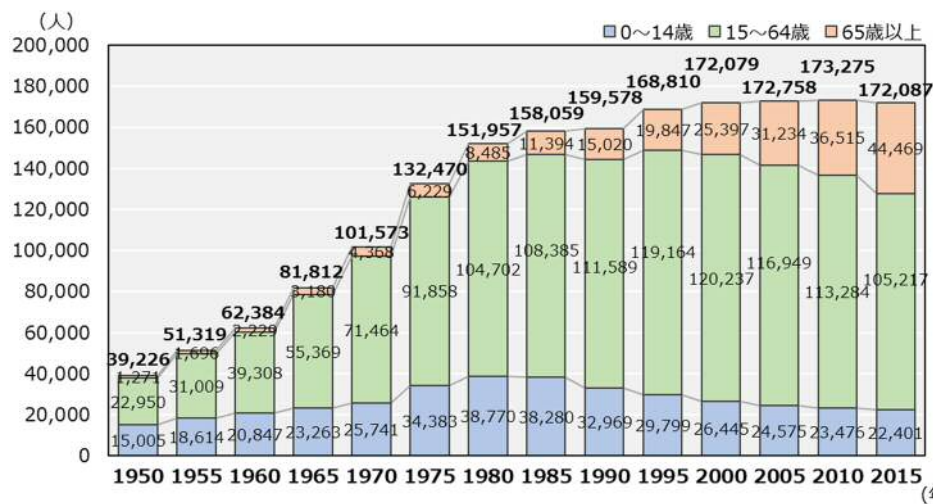
② 年代別人口

年代別人口（0～14歳、15～64歳、65歳以上）の推移をみると、0～14歳までの年少人口は、1980年代にピークを迎え、減少傾向となっているほか、人口割合では昭和25年度（1950年度）以降、年々減少しており、平成27年度（2015年度）では13.0%となり、昭和25年度（1950年度）の3分の1まで減少しています。

15～64歳までの生産年齢人口は、昭和25年度（1950年度）から平成12年度（2000年度）まで増加となっていました。平成17年度（2005年度）に減少に転じ、人口割合も平成7年度（1995年度）からの20年間で約10%減少しています。

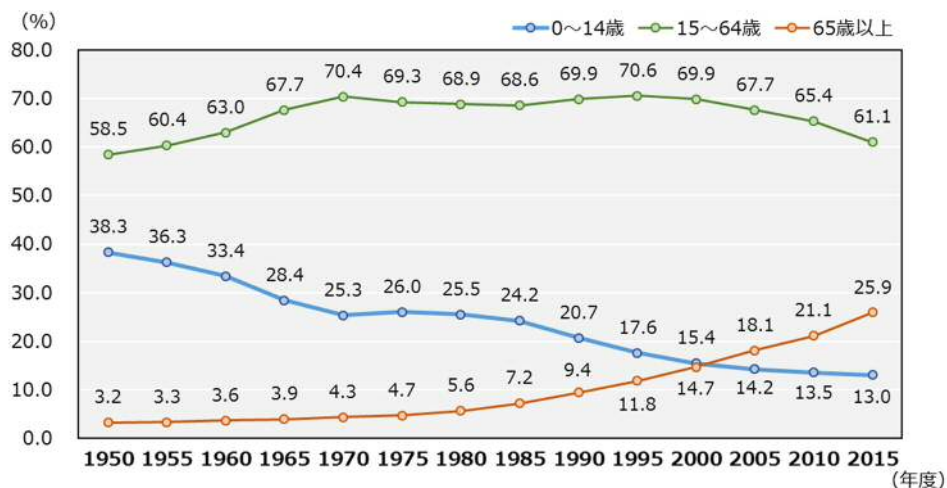
一方、65歳以上の老年人口は、全国的な傾向と同じく、年々増加しており、平成7年度（1995年度）には約2万人でしたが、平成27年度（2015年度）には4万人を超えるなど、過去20年間で倍増しています。また、人口割合では、平成17年度（2005年度）に、老年人口と15歳未満の年少人口の割合が逆転しています。

図表 2-4 年代別人口の推移



出典：国勢調査（総務省）

図表 2-5 年代別人口割合の推移

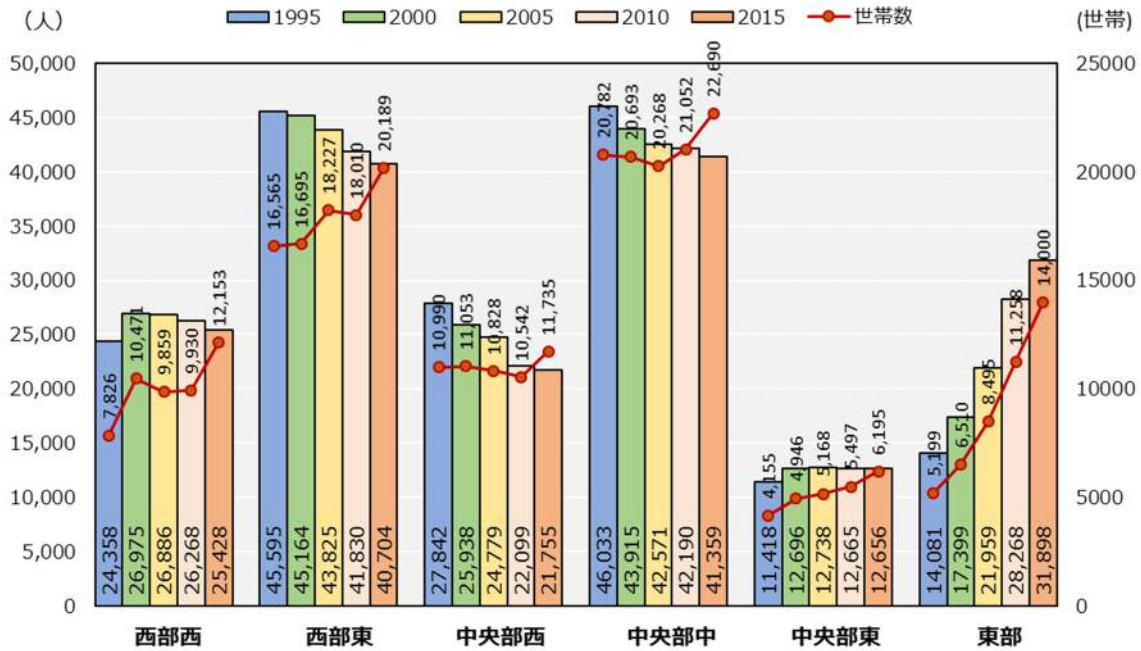


出典：国勢調査（総務省）

③ 地域別人口・世帯数

地域別の人口では、人口の多い西部東地域や中央部中地域で減少、また西部西地域や中央部西地域、中央部東地域でも減少となっていますが、東部地域では、人口増となっています。

図表 2-6 地域別の人口推移



出典：国勢調査（総務省）

2015年度は住民基本台帳（9月末現在）より

図表 2-7 地域一覧

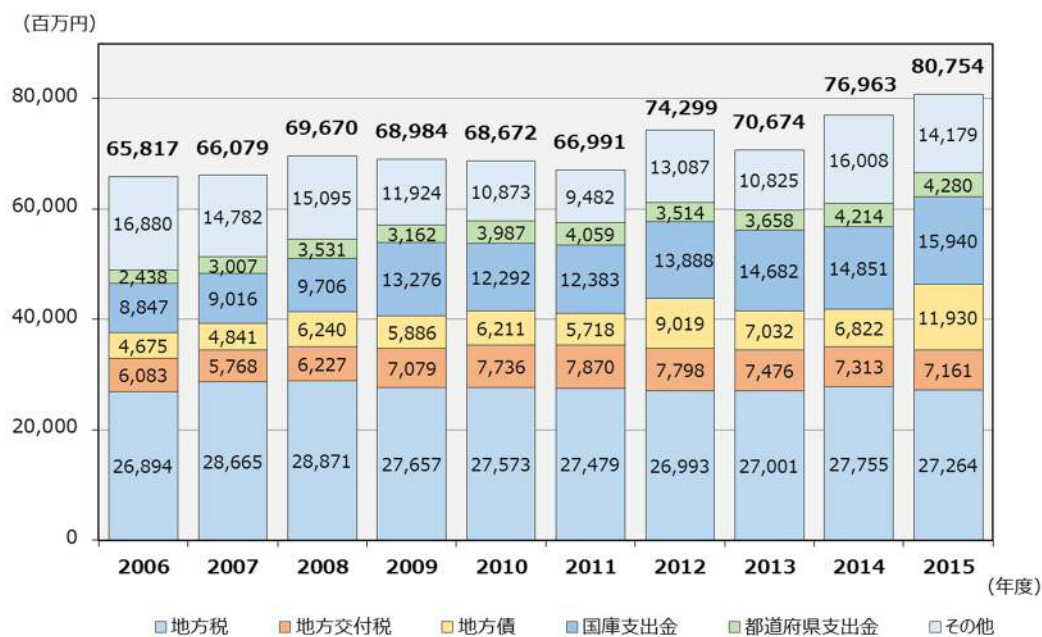
地域名	構成町名
西部西	澄川町、字樽前、ときわ町、青雲町、字錦岡、のぞみ町、美原町、宮前町、明德町もえぎ町
西部東	松風町、有明町、永福町、小糸井町、光洋町、日吉町、桜木町、日新町、豊川町宮の森町、桜坂町、字糸井、柏木町、川治町、有珠の沢町、しらかば町、はまなす町
中央部西	青葉町、啓北町、白金町、新富町、大成町、花園町、北光町、見山町、元町、矢代町山手町、弥生町
中央部中	旭町、泉町、王子町、大町、音羽町、表町、春日町、木場町、寿町、幸町、栄町三光町、汐見町、清水町、末広町、住吉町、高砂町、錦町、浜町、日の出町、双葉町本町、本幸町、美園町、緑町、港町、若草町、入船町、船見町、新中野町、元中野町字高丘
中央部東	一本松町、晴海町、真砂町、新明町、明野新町、明野元町、新開町、柳町
東部	あけぼの町、字植苗、字柏原、字静川、東開町、拓勇西町、拓勇東町、北栄町、字丸山字沼ノ端、ウトナイ北、ウトナイ南、字弁天、字美沢、字勇払、沼ノ端中央

(3) 苫小牧市の財政状況

① 歳入の推移

普通会計における歳入決算額は図表 2-8 のとおりで推移しており、市民税（個人・法人）、固定資産税等の地方税は過去 10 年間の平均で歳入全体の約 40%を占めています。

図表 2-8 歳入決算額の推移

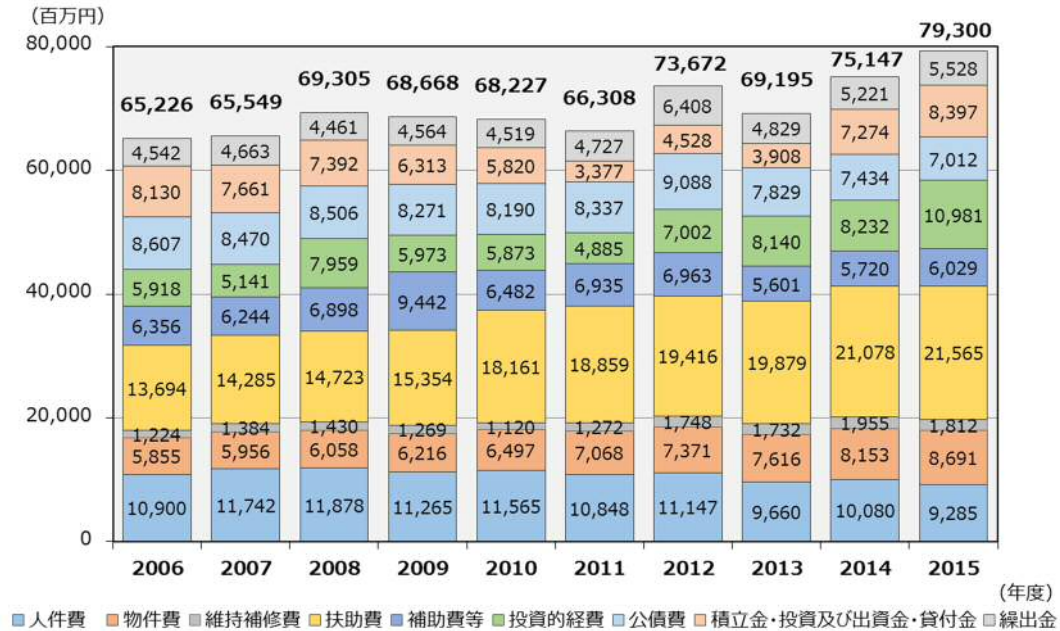


出典：市町村別決算状況調（総務省）
2015年度は市の決算より

② 歳出の推移

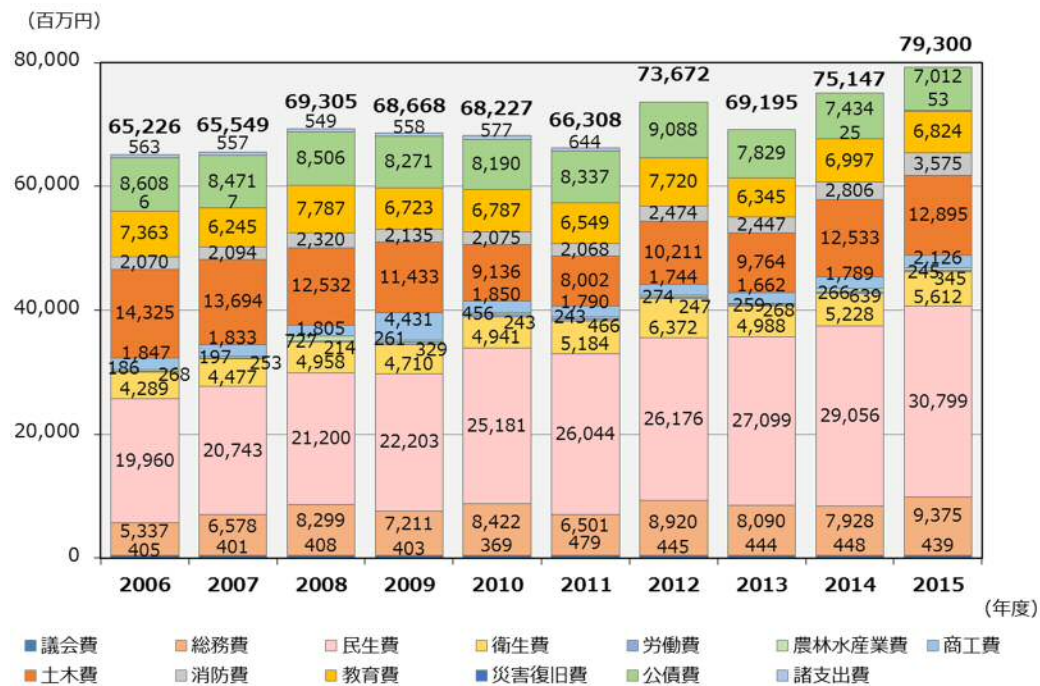
普通会計における歳出決算額は、下記図表のとおりで推移しており、社会保障経費（扶助費・民生費）は年々増加傾向となっています。

図表 2-9 歳出決算額の推移（性質別）



出典：市町村別決算状況調（総務省）
2015年度は市の決算より

図表 2-10 歳出決算額の推移（目的別）



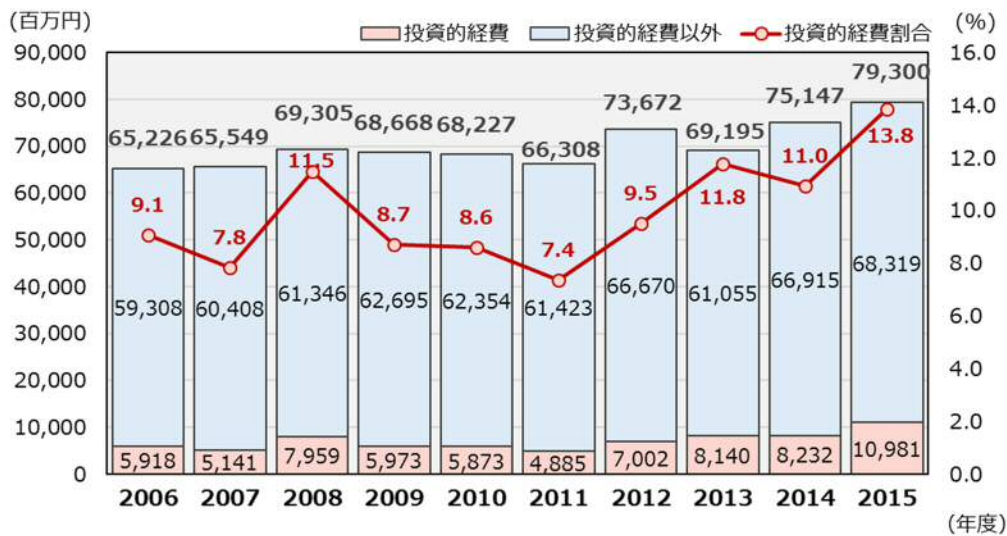
出典：市町村別決算状況調（総務省）
2015年度は市の決算より

③ 投資的経費の推移

庁舎や集会施設、学校、公営住宅等の公共施設（建築系施設）ほか、道路や橋梁といったインフラ系施設を含め、目に見えて残る社会資本を整備するための投資的経費は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までの過去 5 年間は増加しており、平成 27 年度（2015 年度）では過去 10 年間で最も多い 10,981 百万円となっています。

また、歳出全体に占める投資的経費の割合は、平成 23 年度（2011 年度）では 7.4%と過去 10 年間で最も低くなっていますが、平成 23 年度（2011 年度）以降は増加傾向で、近年は歳出全体の約 10%を占めています。

図表 2-11 投資的経費の推移



出典：市町村別決算状況調（総務省）
2015 年度は市の決算より

2.2 公共施設等の現状と将来の見通し

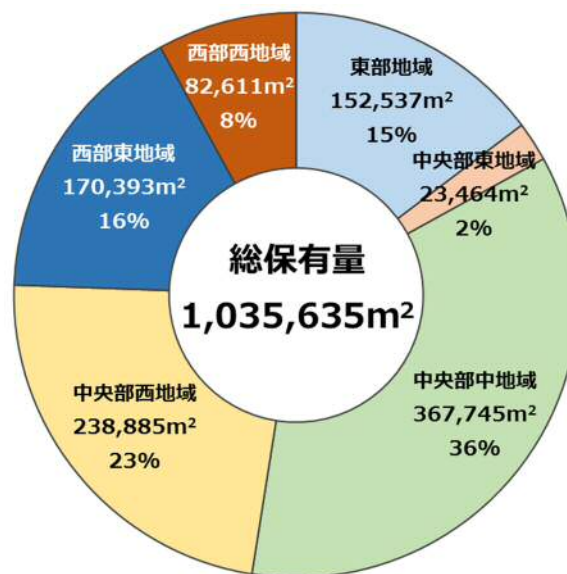
(1) 公共施設等の整備状況

1) 公共施設(建築系施設)

① 建物延床面積

本市は、公共施設（建築系施設）全体として延床面積 1,035,635m² を保有しており、地域別に見ると、中央部中地域が 36%と多く、続いて中央部西地域、西部東地域、東部地域、西部西地域、中央部東地域となっています。

図表 2-12 地域別の保有量



※平成 27 年度（2015 年度）末現在

図表 2-13 地域一覧

地域名	構成町名
西部西	澄川町、字樽前、ときわ町、青雲町、字錦岡、のぞみ町、美原町、宮前町、明德町もえぎ町
西部東	松風町、有明町、永福町、小糸井町、光洋町、日吉町、桜木町、日新町、豊川町宮の森町、桜坂町、字糸井、柏木町、川治町、有珠の沢町、しらかば町、はまなす町
中央部西	青葉町、啓北町、白金町、新富町、大成町、花園町、北光町、見山町、元町、矢代町山手町、弥生町
中央部中	旭町、泉町、王子町、大町、音羽町、表町、春日町、木場町、寿町、幸町、栄町三光町、汐見町、清水町、末広町、住吉町、高砂町、錦町、浜町、日の出町、双葉町本町、本幸町、美園町、緑町、港町、若草町、入船町、船見町、新中野町、元中野町字高丘
中央部東	一本松町、晴海町、真砂町、新明町、明野新町、明野元町、新開町、柳町
東部	あけぼの町、字植苗、字柏原、字静川、東開町、拓勇西町、拓勇東町、北栄町、字丸山字沼ノ端、ウトナイ北、ウトナイ南、字弁天、字美沢、字勇払、沼ノ端中央

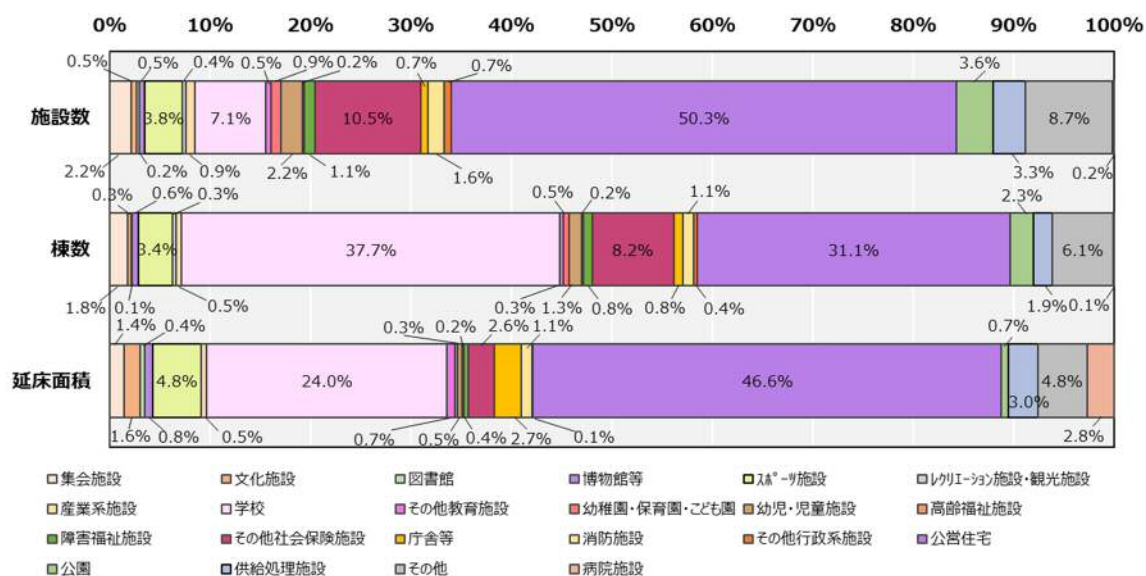
本市が保有する建築系施設は施設数が 553 施設、棟数 942 棟となり、棟数では学校が全体の 37.7%と最も多く、次いで公営住宅の 31.1%となっています。

また、延床面積で見ると、公営住宅が全体の 46.6%と最も多く、次いで学校の 24.0%となっています。

図表 2-14 用途別の施設延床面積と施設数

施設分類		施設数		棟数		延床面積	
大分類	中分類	施設数	構成比	棟数	構成比	面積	構成比
市民文化系施設	集会施設	12	2.2%	17	1.8%	14,734	1.4%
	文化施設	3	0.5%	3	0.3%	17,014	1.6%
社会教育系施設	図書館	1	0.2%	1	0.1%	4,419	0.4%
	博物館等	3	0.5%	6	0.6%	8,504	0.8%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	21	3.8%	32	3.4%	49,416	4.8%
	レクリエーション施設・観光施設	2	0.4%	3	0.3%	462	0.0%
産業系施設		5	0.9%	5	0.5%	4,825	0.5%
学校教育系施設	学校	39	7.1%	355	37.7%	248,322	24.0%
	その他教育施設	3	0.5%	3	0.3%	7,646	0.7%
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	5	0.9%	5	0.5%	3,056	0.3%
	幼児・児童施設	12	2.2%	12	1.3%	4,953	0.5%
保健・福祉施設	高齢福祉施設	1	0.2%	2	0.2%	1,786	0.2%
	障害福祉施設	6	1.1%	8	0.8%	4,490	0.4%
	その他社会保険施設	58	10.5%	77	8.2%	26,550	2.6%
行政系施設	庁舎等	4	0.7%	8	0.8%	27,972	2.7%
	消防施設	9	1.6%	10	1.1%	11,367	1.1%
	その他行政系施設	4	0.7%	4	0.4%	526	0.1%
公営住宅		278	50.3%	293	31.1%	482,706	46.6%
公園		20	3.6%	22	2.3%	7,486	0.7%
供給処理施設		18	3.3%	18	1.9%	30,803	3.0%
その他		48	8.7%	57	6.1%	49,994	4.8%
病院施設		1	0.2%	1	0.1%	28,604	2.8%
合計		553	100%	942	100%	1,035,635	100%

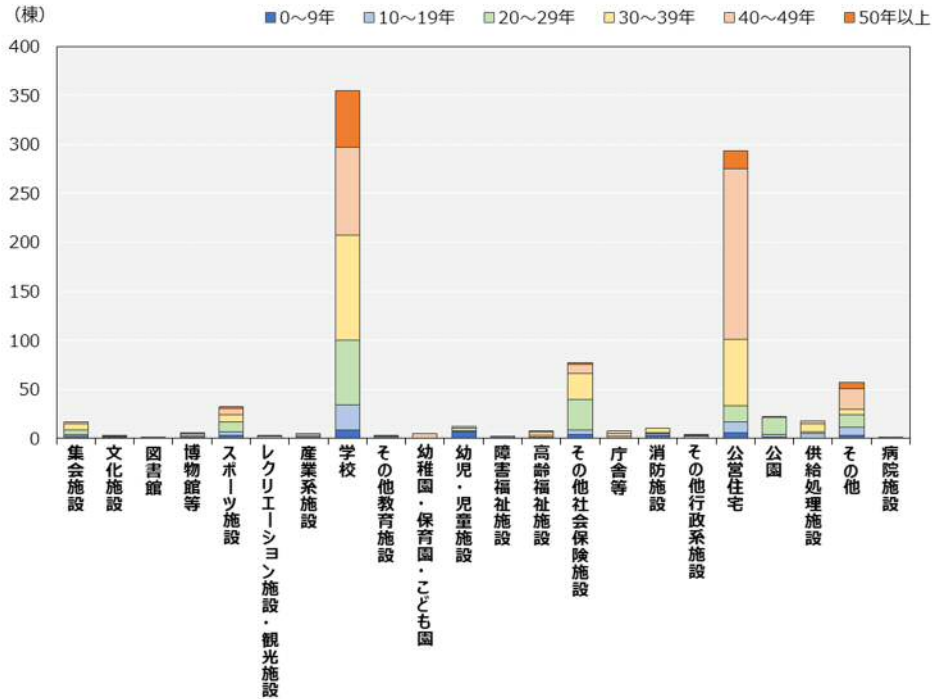
図表 2-15 用途別の延床面積の割合



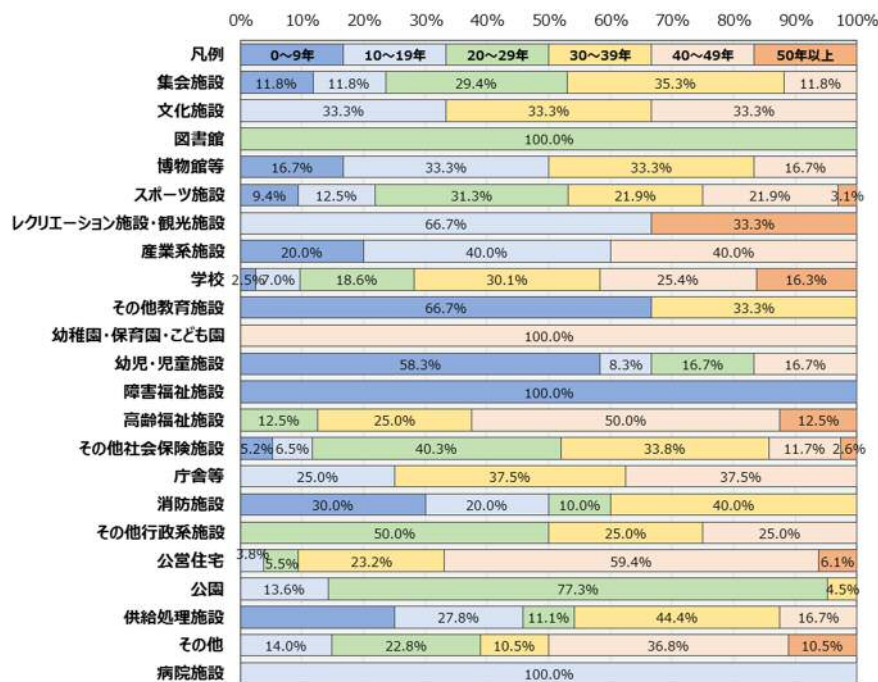
② 築年数

建築系施設の目的（用途）別で築年数を見ると、棟数・延床面積ともに公営住宅、学校で40年以上の棟数が多くなっています。

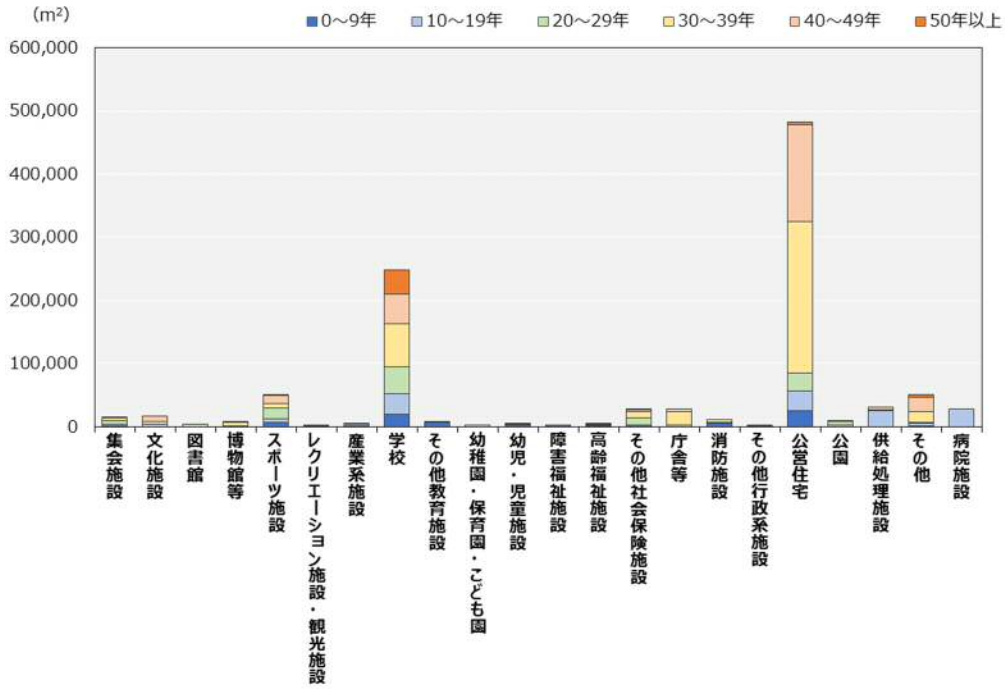
図表 2-16 用途別の築年数別割合（棟数）



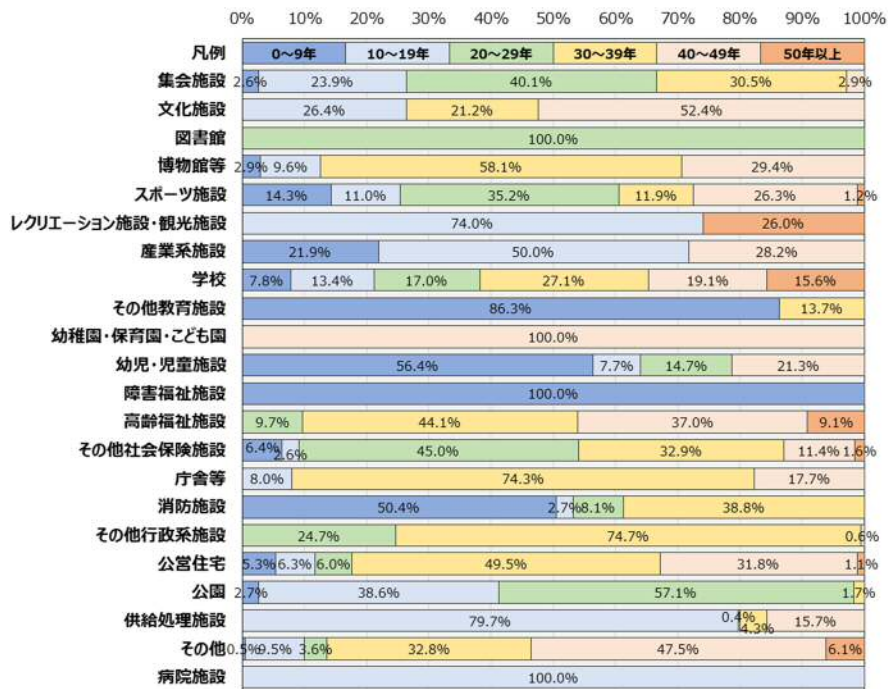
図表 2-17 用途別の築年数別割合（棟数）



図表 2-18 用途別の築年数別割合（延床面積）



図表 2-19 用途別の築年数別割合（延床面積）

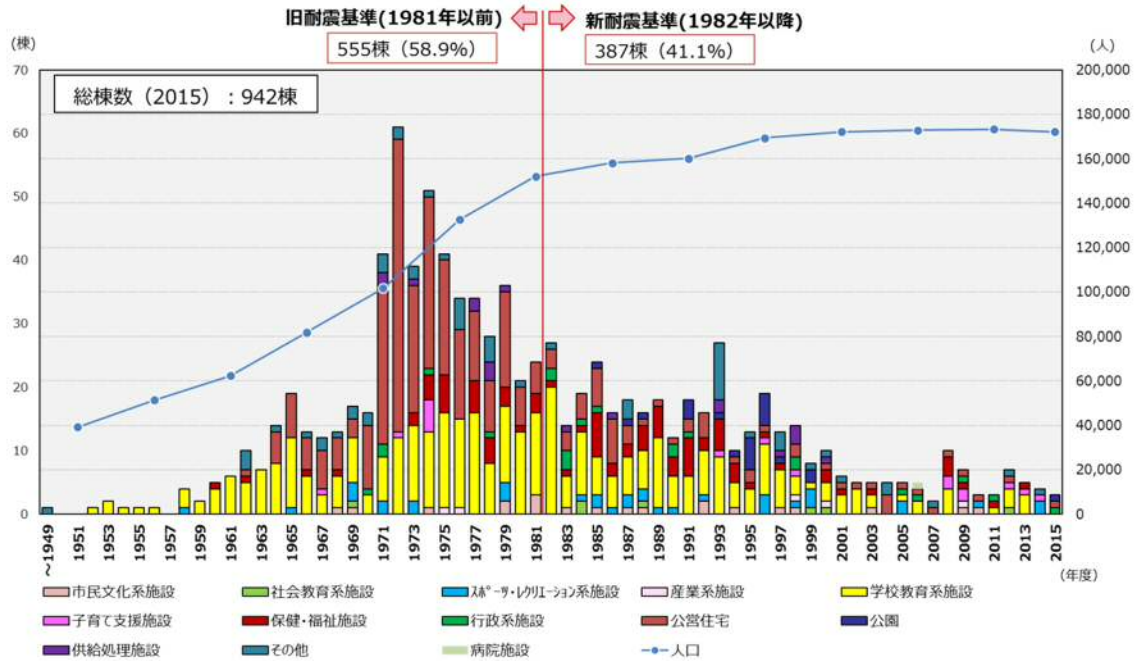


③ 年度別整備状況

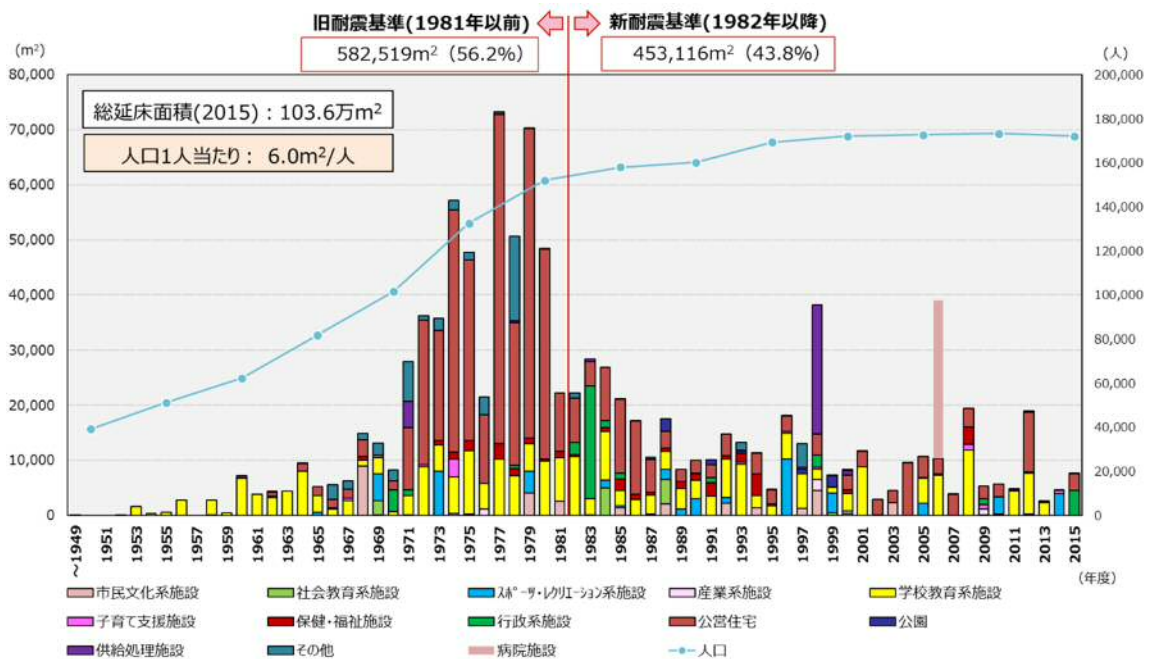
建築系施設の年度別整備状況を見ると、旧耐震基準の1981年度以前に建てられた棟が全体の58.9%（555棟）、延床面積では56.2%（582,519m²）を占めています。

また、施設の用途別で見ると、棟数及び延床面積のどちらにおいても、公営住宅は旧耐震基準前での整備が多い状況となっています。

図表 2-20 建築年度別整備状況（棟数）



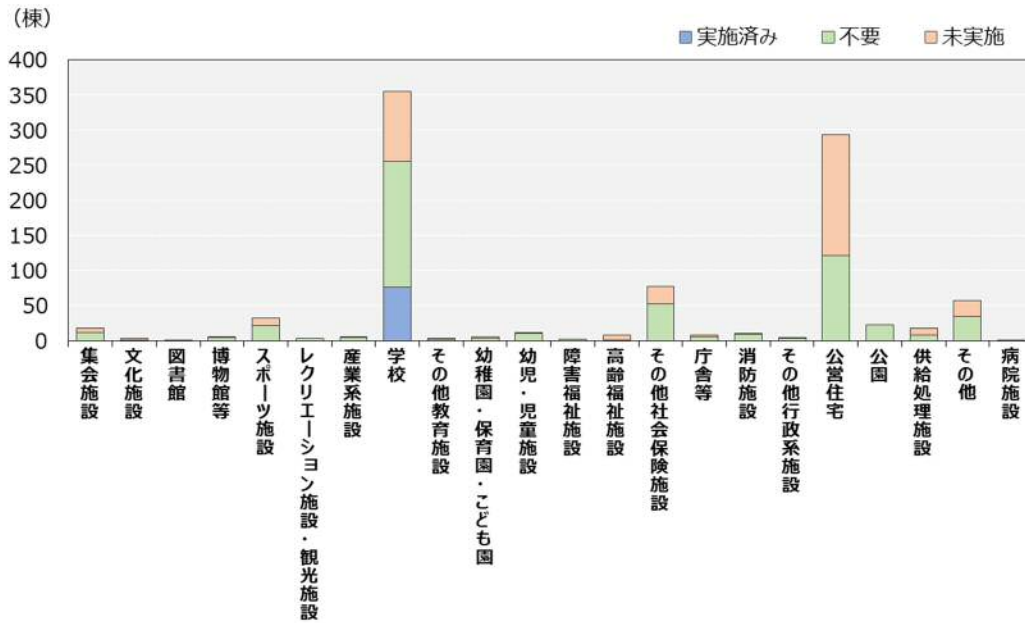
図表 2-21 建築年度別整備状況（延床面積）



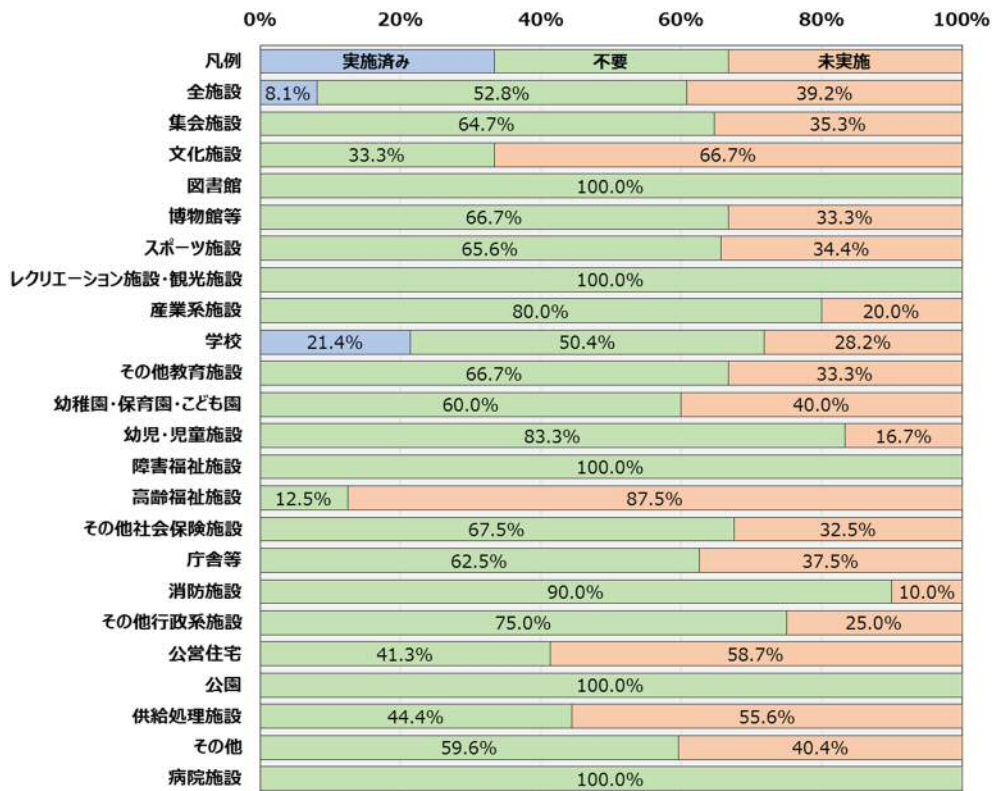
④ 耐震化状況

建築系施設の耐震化状況は、以下のとおりになっています。

図表 2-22 用途別の耐震化状況



図表 2-23 用途別の耐震化割合



2) インフラ系施設

市内のインフラ系施設（都市基盤施設）は、道路（一般道路、自転車歩行者道）、橋梁、道路付属物、上・下水道、公園があり、市民の暮らしや地域産業を支えています。

インフラ系施設の保有量は以下に示すとおりで、ここでは主要なインフラ系施設の整備状況を整理しています。

図表 2-24 インフラ系施設の保有量

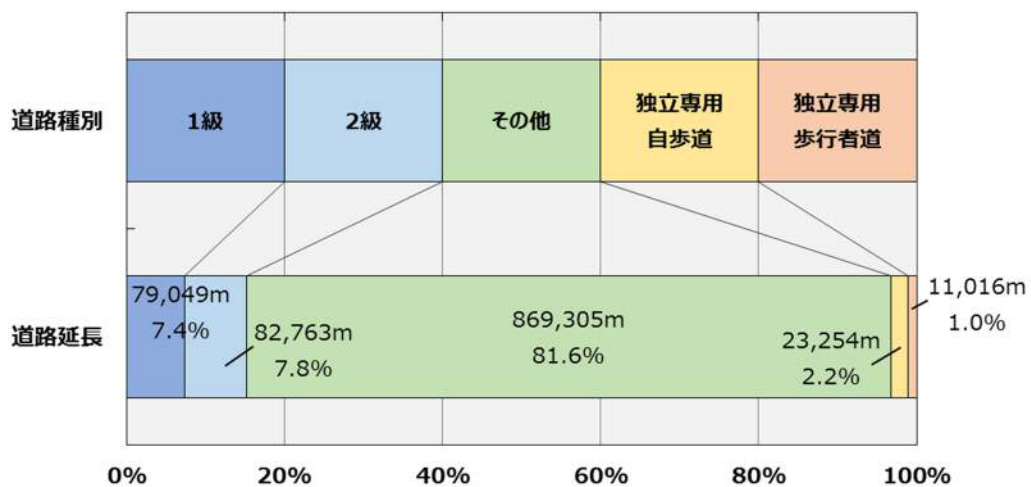
施設名		保有量
道路	一般道路	延長：1,031,117m
	自転車歩行者道	延長：34,270m
橋梁		136 橋
道路 付属物	道路照明灯	2,915 基
	道路標識	107 基
	アンダーパス	1 箇所
	地下歩道	4 箇所
	横断歩道橋	4 橋
上水道	上水道施設	11 施設
	上水道管	管延長：1,224,708m
下水道	下水道施設	10 施設
	下水道管	管延長：1,487,905m
公園		304 公園

※平成 27 年度（2015 年度）末現在
 ※公園の数は苫小牧市公園施設長寿命化計画より

① 道路

本市が保有する道路は、一般道路で 1,031,117m、自転車歩行者道で 34,270mを整備しており、道路の種別でみると、その他が全体の約 8 割と大部分を占めています。

図表 2-25 道路種別の実延長割合



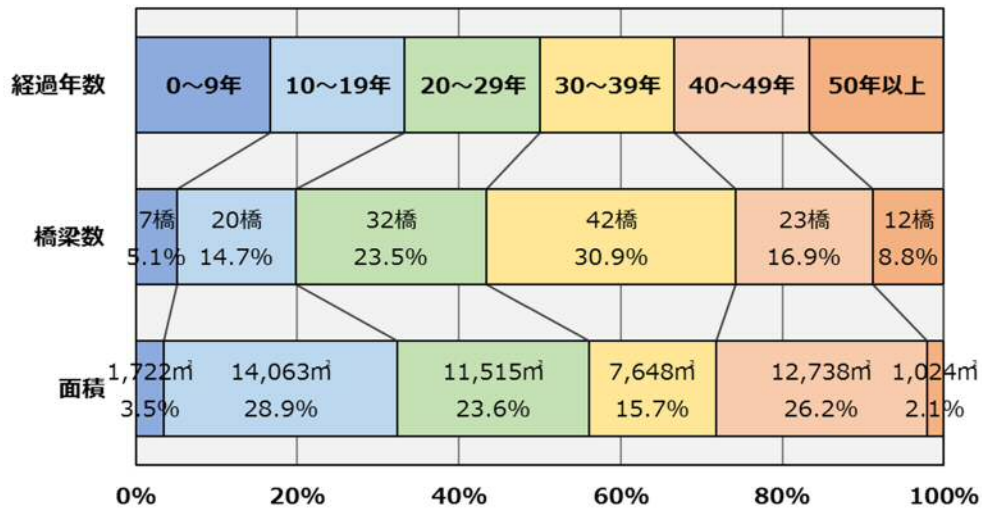
1 級(幹線)市道：地方生活圏及び大都市圏域の基幹的道路網を形成するのに必要な道路のことをいいます。
 2 級(幹線)市道：1 級(幹線)道路以上を補完し、基幹道路網の形成に必要な道路のことをいいます。
 その他市道：1 級(幹線)市道、2 級(幹線)市道以外の道路のことをいいます。

② 橋梁

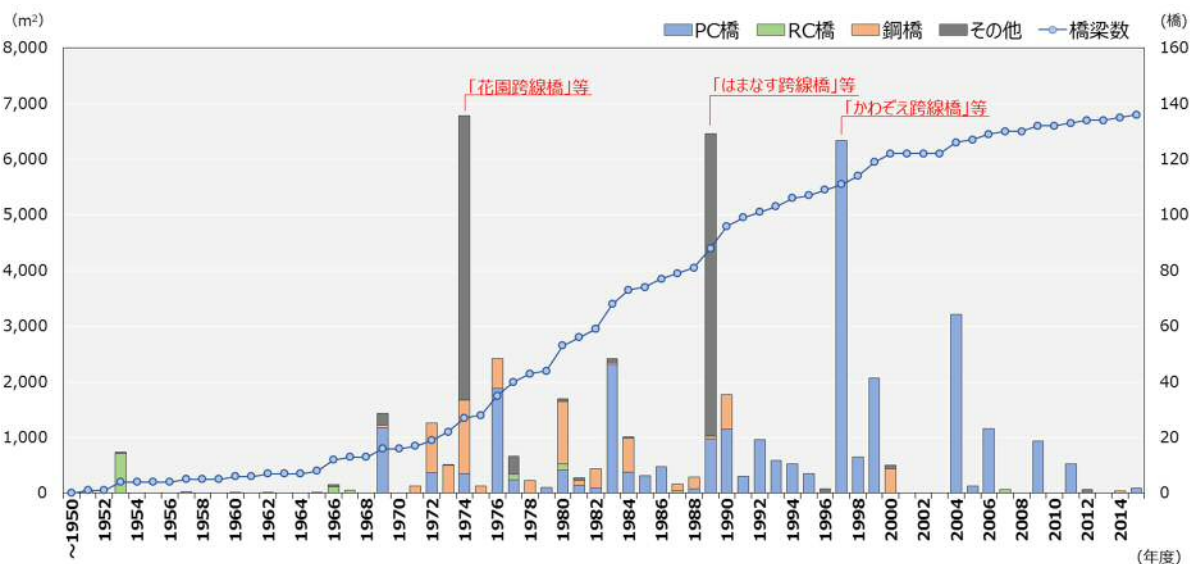
本市が保有する橋梁は、136 橋あり、建設後 40 年以上を経過したものが約 28%を占めています。

年度別整備状況では、昭和 49 年度（1974 年度）、平成元年度（1989 年度）及び平成 9 年度（1997 年度）に大規模橋梁が整備されており、PC 橋が多いのが特徴です。

図表 2-26 橋梁の経過年数別割合



図表 2-27 橋梁年度別整備状況



PC 橋：主材料にプレストレスト・コンクリートを用いた橋梁

RC 橋：主材料に鉄筋コンクリートを用いた橋梁

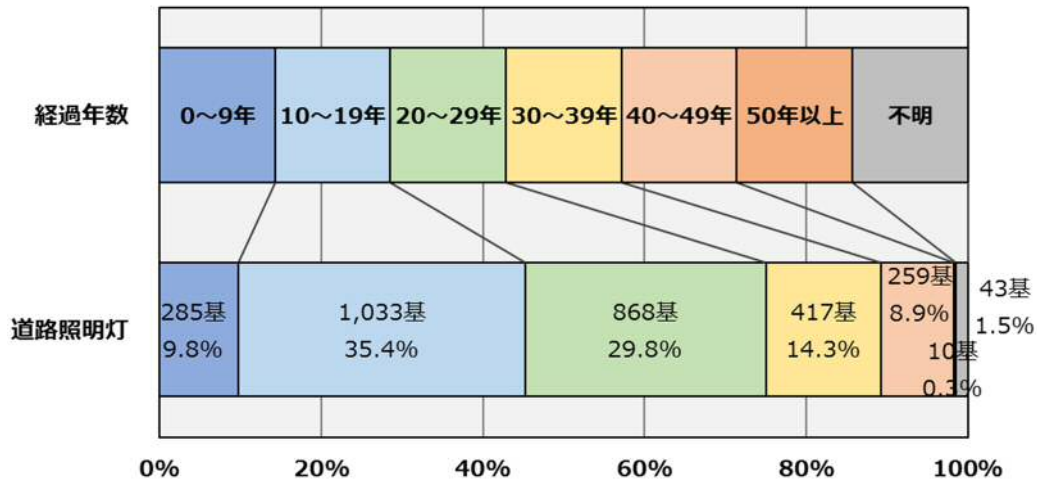
鋼橋：主材料に鋼材を用いた橋梁

その他：ボックスカルバートや混合橋（主桁がコンクリート桁や鋼桁の複合構造）

③ 道路付属物

本市が保有する道路付属物は、道路照明灯が 2,915 基、道路標識が 107 基、アンダーパスが 1 箇所、地下歩道が 4 箇所、横断歩道橋が 4 橋あります。道路照明灯の経過年数別割合で見ると、設置後 30 年以上を経過したものが約 24%を占めています。

図表 2-28 道路照明灯の経過年数別割合



④ 上水道

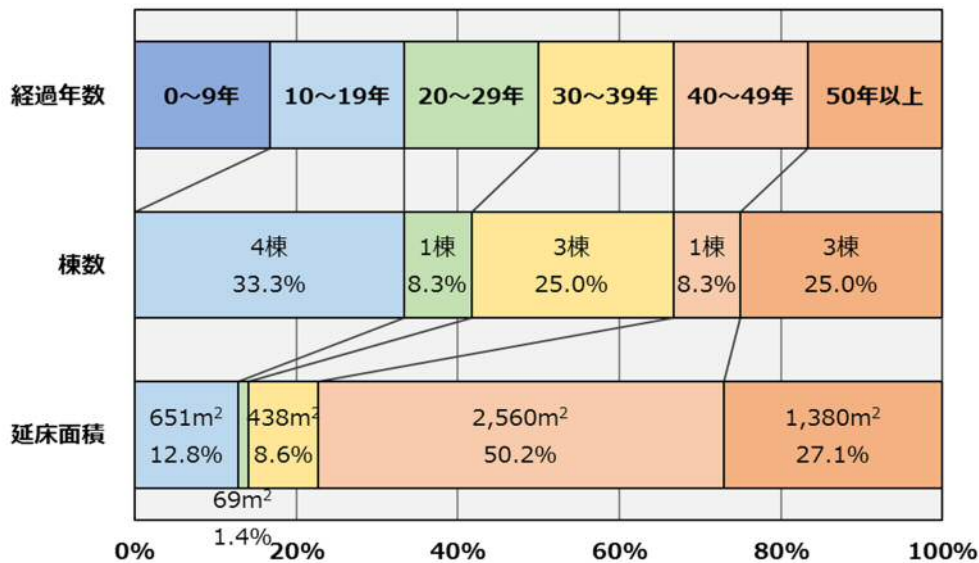
本市が保有する上水道施設（浄水場等）は、11 施設（12 棟）であり、延床面積の経過年数別でみると、建設後 30 年以上を経過したものが 90%を占めています。

また、本市が保有する上水道管の総延長は、1,225km であり、経過年数でみると、布設後 40 年以上を経過した上水道管が 14%を占めています。

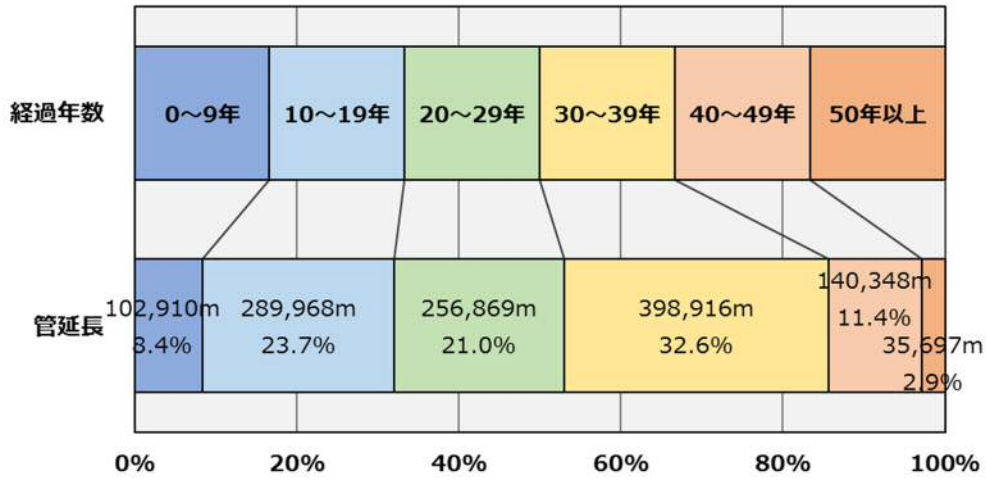
図表 2-29 施設一覧

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
緊急災害用水道機材貯蔵庫 (錦多峰緊急災害対策用水道機材貯蔵庫)	字錦岡330番地	1997	19	208	208
緊急災害用水道機材貯蔵庫 (日の出公園緊急災害対策用水道機材貯蔵庫)	日の出町1丁目1番	2006	10	312	312
配水コントロール施設	王子町3丁目6番4号	2005	11	60	60
配水施設（植苗配水中継ポンプ場）	字植苗35番地の49	1999	17	71	71
配水施設（グリーンヒルポンプ場）	字糸井424番地の4	1985	31	103	103
配水施設（スプリングス高丘ポンプ場）	字高丘6番地の162	1996	20	69	69
高丘浄水場（高丘浄水場）	字高丘101番地の1	1964	52	786	786
高丘浄水場（高丘地下水取水場）	字高丘3番地の6	1981	35	50	50
高丘浄水場（幌内ポンプ場及び地下水取水場）	字高丘102番地	1982	34	285	392
高丘浄水場（勇振ポンプ場）	字高丘94番地	1964	52	487	487
錦多峰浄水場（錦多峰浄水場）	字錦岡330番地	1975	41	2,560	2,560
延床面積 合計					5,098

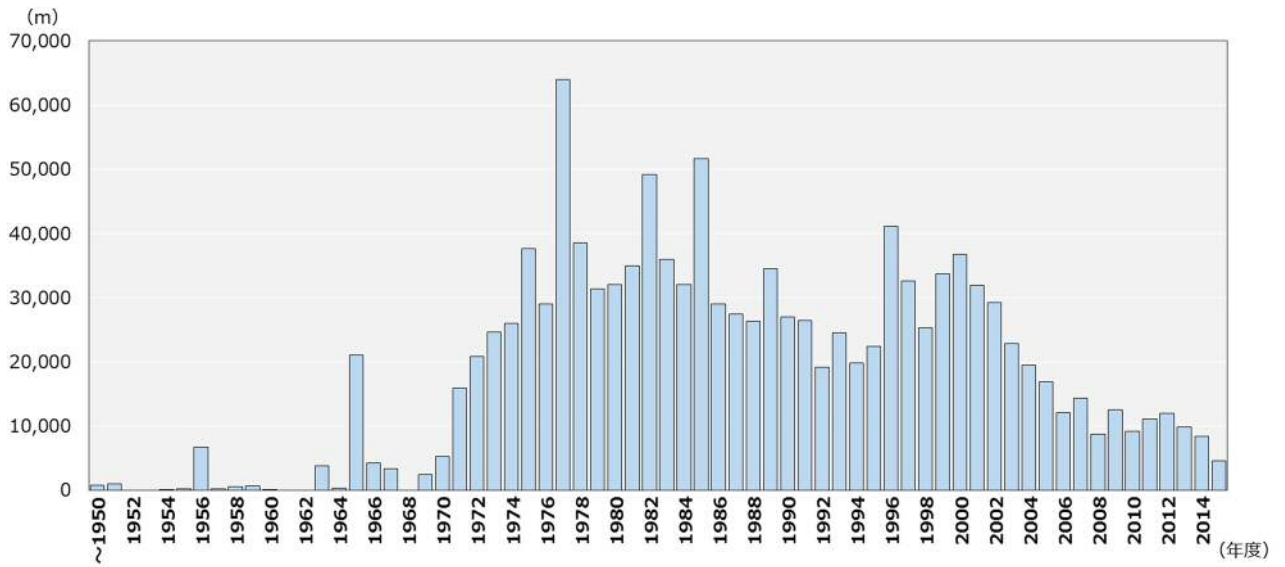
図表 2-30 上水道施設の経過年数別割合



図表 2-31 上水道管の経過年数別割合



図表 2-32 上水道管年度別整備状況



⑤ 下水道

本市が保有する下水道施設（下水処理センター等）は、10 施設であり、延床面積の経過年数別でみると、建設後 30 年以上を経過したものが 70%を占めています。

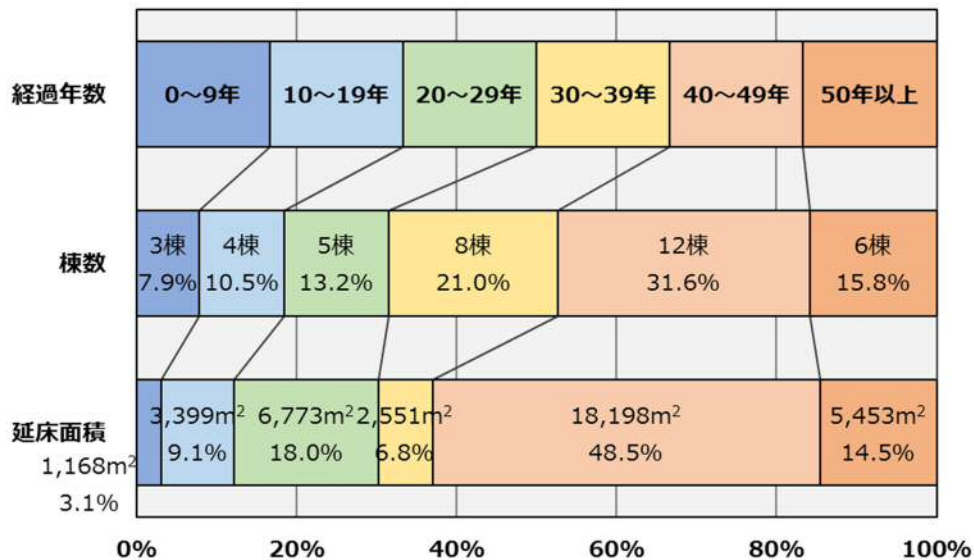
また、本市が保有する下水道管の総延長は 1,488km であり、経過年数別でみると、布設後 30 年以上を経過した下水道管の割合が 48%を占めています。

なお、下水道管種別の整備状況は、当初は鉄筋コンクリート管が主流でしたが、近年は、硬質塩化ビニール管による整備が多くなっています。

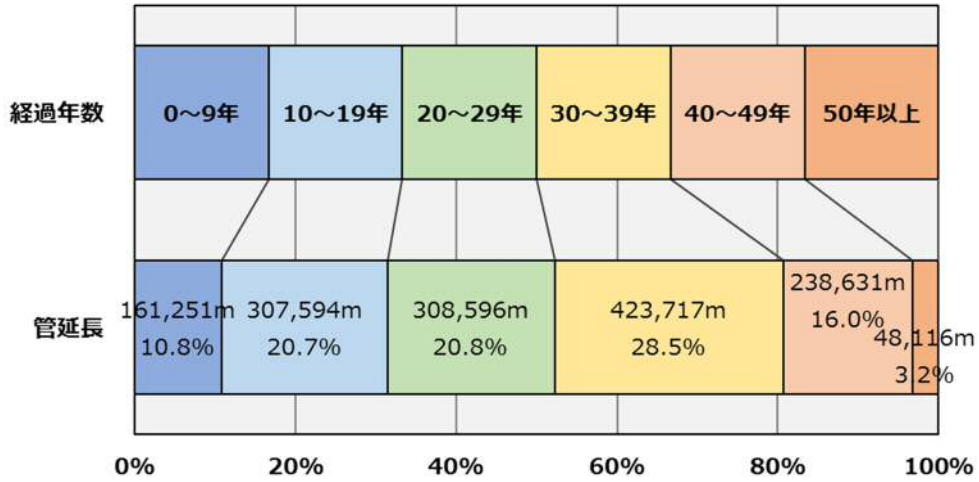
図表 2-33 施設一覧

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
糸井中継ポンプ場	川沿町1丁目3番20号	1981	35	472	472
錦岡中継ポンプ場	青雲町3丁目4番10号	1977	39	545	545
西町下水処理センター	元町3丁目5番3号	1968	48	3,930	12,757
明野中継ポンプ場	新開町2丁目4番7号	1998	18	362	362
汐見町中継ポンプ場（合流系）	汐見町2丁目10番3号	1972	44	1,590	1,590
汐見町中継ポンプ場（分流系）	汐見町2丁目10番3号	2006	10	533	533
高砂下水処理センター	高砂町1丁目4番22号	1959	57	3,205	10,930
沼ノ端中継ポンプ場	字沼ノ端134番地	1981	35	255	255
幌内川中継ポンプ場	柳町4丁目17番11号	1983	33	693	693
勇払下水処理センター	字勇払166番地の2	1996	20	925	9,405
延床面積 合計					37,542

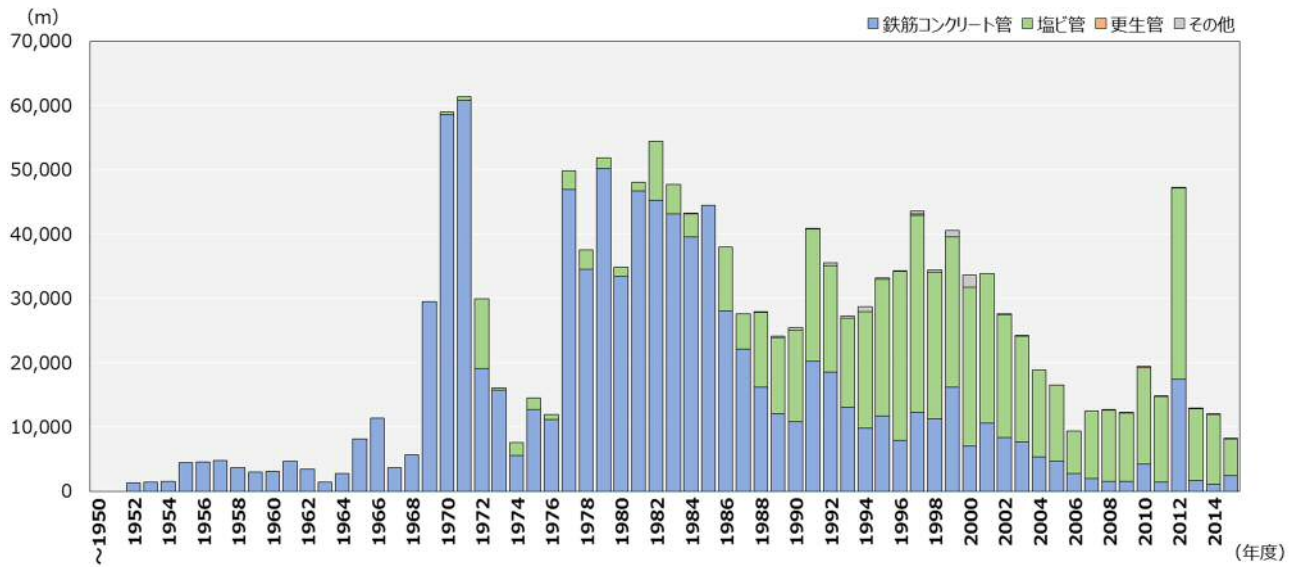
図表 2-34 下水道施設の経過年数別割合



図表 2-35 下水道管の経過年数別割合



図表 2-36 下水道管年度別整備状況



⑥ 公園

本市が保有する公園は、304 公園あり、昭和 39 年度（1964 年度）と昭和 52 年度（1977 年度）には大規模な公園整備（緑ヶ丘公園、錦大沼公園）を行っています。

図表 2-37 公園年度別整備状況



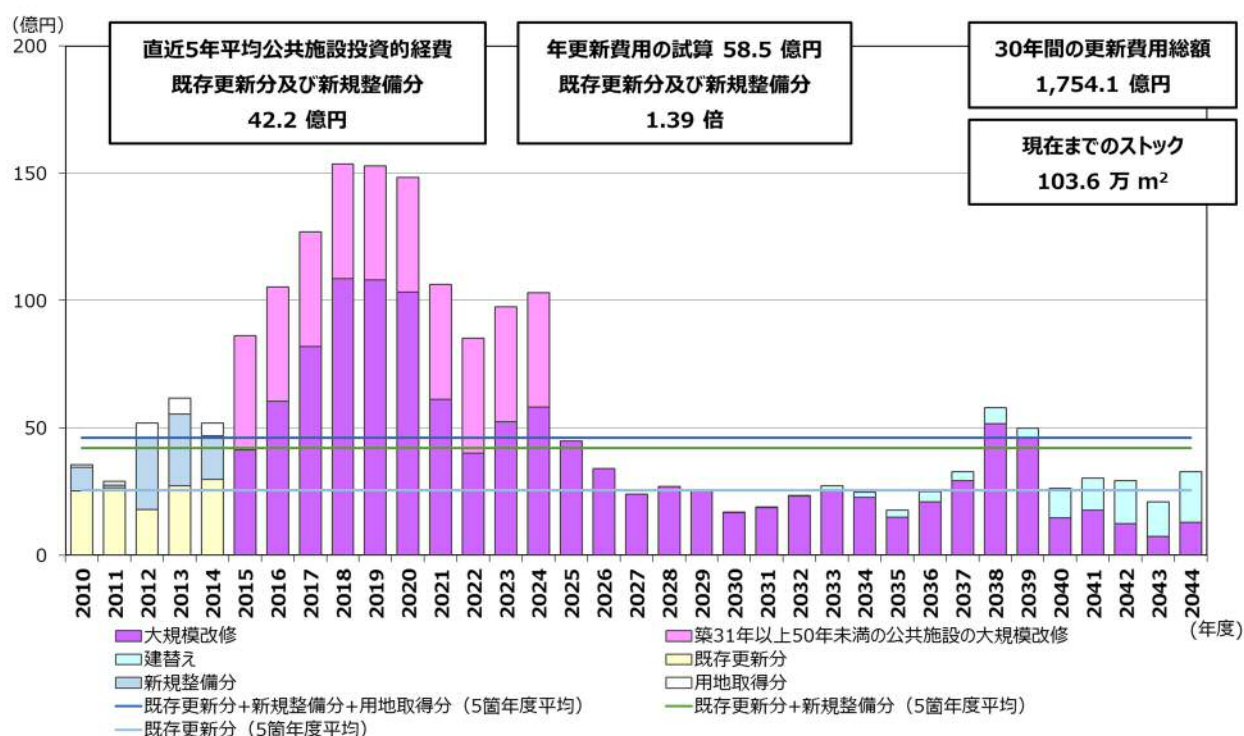
(2) 老朽化の状況と更新費用の推計

1) 公共施設(建築系施設)

平成 27 年度 (2015 年度) から平成 56 年度 (2044 年度) までの 30 年間を対象に公共施設 (建築系施設) を維持していくために必要な更新費 (建替費及び大規模改修費) を試算しています。

対象施設 103.6 万 m² に対し、建て替え及び大規模改修を実施すると、今後 30 年間で 1754.1 億円、年平均 58.5 億円の更新費が予測され、直近 5 年の建築系施設に係る投資的経費の約 1.4 倍を要する試算となります。

図表 2-38 将来更新費の推計結果：公共施設 (建築系施設)



《将来更新費の推計について》

施設の更新費は、以下の想定で試算しています。ただし、大規模改修の実施状況を全て把握することは実務上困難なため、本試算では過去の大規模改修の実施状況を考慮していません。

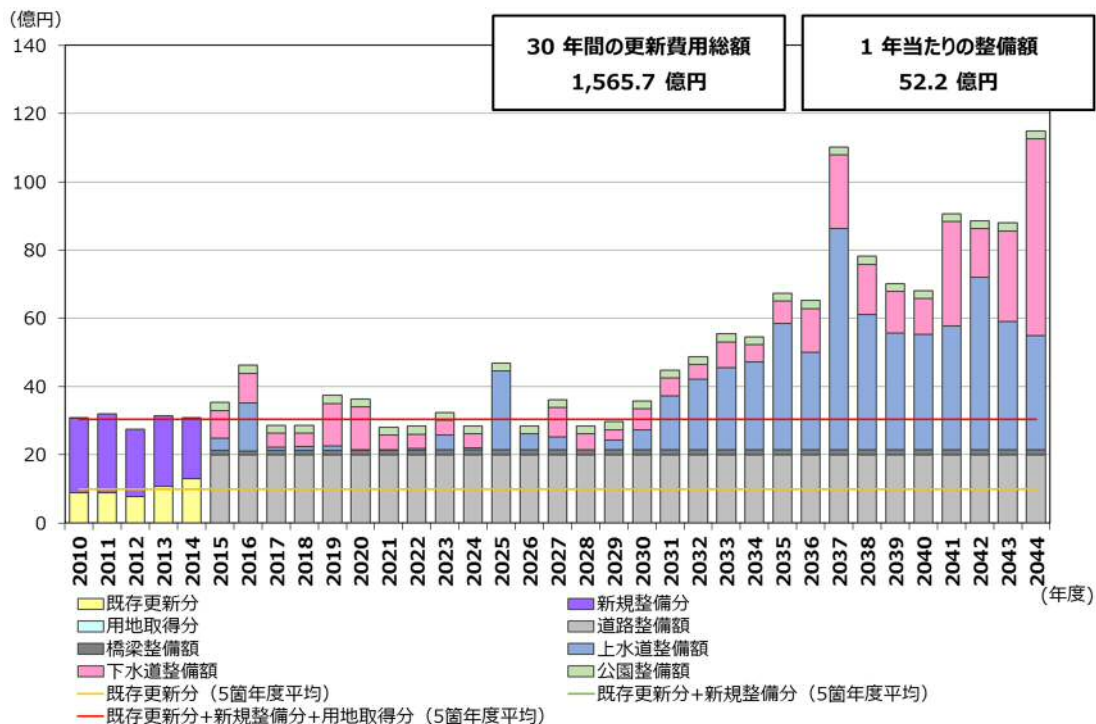
- ・ 建築系施設は、長寿命化を図る管理を実施すると仮定し、40 年ごとに大規模改修、80 年ごとに建て替えを実施
- ・ 公共施設の更新単価等については、「公共施設更新費用試算ソフトの仕様書 Ver.2.10 (財団法人自治総合センター)」に記載

2) インフラ系施設

インフラ系施設（道路、橋梁、上・下水道及び公園）の平成 27 年度（2015 年度）から平成 56 年度（2044 年度）までの 30 年間の更新費は 1565.7 億円、年平均で 52.2 億円となります。

施設別では、道路は今後 30 年間で 599.7 億円、年平均 20.0 億円、橋梁は 42.5 億円、年平均 1.4 億円、上水道は 549.1 億円、年平均 18.3 億円、下水道は 304.6 億円、年平均 10.2 億円、公園は 69.8 億円、年平均 2.3 億円を要する試算となっています。

図表 2-39 将来更新費の推計結果：インフラ系施設



《将来更新費の推計について》

施設の更新費は、以下の想定で試算しています。

- 道路は、1・2 級市道は 15 年間で更新、その他は 30 年間で更新
- 橋梁は、「苫小牧市橋梁長寿命化計画」に基づき、2015～2022 年までは短期補修計画事業費を計上、2023～2044 年は長寿命化修繕計画で試算された事業費を計上
- 上下水道施設については、長寿命化を図る管理を実施すると仮定し、40 年ごとに大規模改修、80 年ごとに建て替えを実施
- 上水道管は、布設から 60 年後に更新（プラント施設を除く）
- 下水道管は、布設から 75 年後に更新（プラント施設を除く）
- 公園は、「苫小牧市公園施設長寿命化計画」に基づき、2015～2023 年までは年次計画費用を計上、2024 年以降は 2014～2023 年までの平均事業費を更新費として計上
- インフラ系施設の更新単価等については、「公共施設更新費用試算ソフトの仕様書 Ver.2.10（財団法人自治総合センター）」に記載

(3) 考慮すべき社会的状況

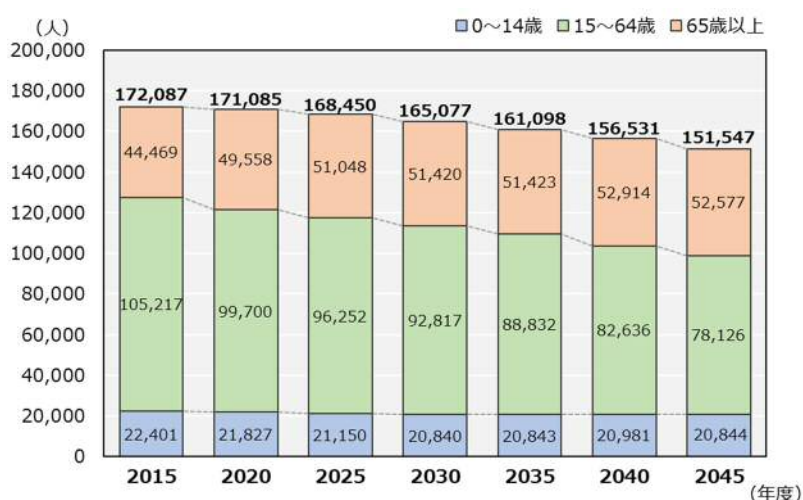
① 人口の見通し

本市の人口は、平成 27 年度（2015 年度）に 172,087 人となっていますが、少子化に伴う全国的な人口減少の傾向と同じく、年々減少となり、平成 57 年度（2045 年度）には 151,547 人まで減少することが予想されています。

また、年齢別で見ると、15～64 歳までの生産年齢人口及び 0～14 歳まで年少人口は減少すると予測、特に 15～64 歳までの生産年齢人口の割合は 10%程度の減少が予想されています。一方、65 歳以上の老年人口割合は年々増加し、平成 27 年度（2015 年度）では全人口の 25.9%でしたが、平成 57 年度（2045 年度）には 34.7%まで増加と予想されています。

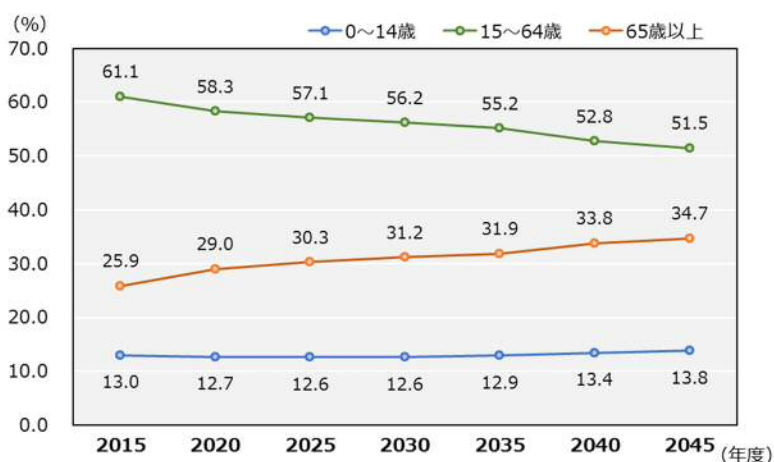
そのため、今後、更に少子高齢化が進み、生産年齢層の定住化が図られない場合、将来的には老年人口と生産年齢層の割合が逆転することが考えられます。

図表 2-40 将来人口の推計



出典：苫小牧市人口ビジョン及び総合戦略
2015 年度は国勢調査（総務省）より

図表 2-41 将来人口の年齢構成別割合



出典：苫小牧市人口ビジョン及び総合戦略
2015 年度は国勢調査（総務省）より

《将来人口推計条件（将来展望②）》

- ・ 合計特殊出生率（自然動態）は、2040 年までに段階的に引き上げ（合計特殊出生率 1.51→1.90）
- ・ 純移動率（社会動態）は、移動率ゼロ+20～30 歳代の純移動を引き上げ（0%→1%）

② 中・長期的な経費に充当可能な財源の見込み

中・長期的に歳入・歳出の推計を行うことは、社会保障を含む各種制度の変更や経済成長等いくつかの外部要因の変化があるため困難ですが、生産年齢人口の減少により、市税の増収が見込まれない一方で、高齢化等に伴う社会保障経費が増加することが予想されます。

公共施設等に要する更新費に充当可能な投資的経費は、近年は増加しており、歳出全体の約10%を占めています。今後、市税の増収が見込まれず、社会保障等による歳出が増加すると予想されるなか、投資的経費を増加させることは難しく、人口の減少に応じた投資的経費とすることが必要となります。

図表 2-42 投資的経費の推移（再掲）



出典：市町村別決算状況調（総務省）
2015年度は市の決算より

2.3 公共施設等の現状と課題の基本認識

(1) 公共施設(建築系施設)の現状と課題

公共施設(建築系施設)の整備状況や本市における財政状況等を踏まえ、現状と課題を以下に示しています。

① 量の適切性

本市は、建築系施設全体として延床面積 1,035,635m²を保有しており、公営住宅が全体の46.6%と最も多く、次いで学校が 24.0%となっています。特に、本市の人口当たりの公営住宅戸数は北海道平均の約 1.4 倍、全国の類似自治体と比較した場合でも、類似自治体の中で最も多い自治体となっています。

これまで、市民ニーズに対応して公共施設の数量は増加してきましたが、今後、少子化が進み市全体の人口が減少に転じることにより、公共施設の数量は人口に比較して過大な状況が続くと予想されるため、数量を適正に保つための施策が必要となります。

② 質の適切性

建築系施設全体の約 6 割が旧耐震基準の昭和 56 年(1981 年)以前に建てられた施設であり、計画期間である平成 29 年(2017 年)から平成 38 年(2026 年)にかけて、建設から 40 年以上経過するため、老朽化や機能の陳腐化、市民ニーズとの差異が発生します。施設の質を適正に保つには、大規模な改修や更新が必要であり、その時期が集中することとなります。

③ コストの適切性

生産年齢人口の減少により、市税の増収が見込まれないなか、高齢化等に伴う社会保障経費の増加が予想され、建築系施設の維持更新費に対し財源不足が予想されます。一方、今後 30 年間に改修や更新の必要な建築系施設が数多くあり、改修・更新コストの増加が見込まれるため、コストの適切性を保つ施策が必要となります。

以上の現状と課題から、施策の選択と集中により健全財政を維持することで投資的経費の確保を図るとともに、人口の増減や人口構成の変化に応じて、建築系施設の総量の適正化を検討することが重要となります。

(2) インフラ系施設の現状と課題

インフラ系施設の整備状況や本市における財政状況等を踏まえ、インフラ系施設の現状と課題を以下に示しています。

① 既存施設の延命化

本市では、道路や橋梁、上下水道など市民の生活に欠かせないインフラ系施設を、市民ニーズに合わせ数多く整備してきました。今後、市全体の人口が減少に転じるため、インフラ系施設の数量は人口に比較して多い状況になると予想されますが、インフラ系施設は都市生活には欠かせない施設であり、既存施設の延命化を図る施策が必要となります。

② 質の適切性

インフラ系施設の中には、例えば橋梁の場合、建設後 40 年以上を経過した施設が約 25% を占めるなど老朽化が進んでいます。これら老朽化が進んでいるインフラ系施設の品質を適正に保つには、大規模な改修や更新が必要であり、その時期が集中することとなります。

③ コストの適切性

生産年齢人口の減少により、市税の増収が見込まれないなか、高齢化等に伴う社会保障経費の高止まりが予想され、公共施設等の維持更新費に対し財源不足が予想されます。一方、今後 30 年間に改修や更新の必要なインフラ系施設が数多くあり、改修・更新コストの増加が見込まれるため、コストの適切性を保つ施策が必要となります。

以上の現状と課題から、施策の選択と集中により健全財政を維持することでインフラ系施設の更新にかかる投資的経費の確保を図るとともに、長寿命化対策により既存施設の延命化を図っていくことが重要となります。

3 公共施設等の管理に関する基本的な方針

3.1 将来を見据えた課題と基本理念

(1) 将来を見据えた課題

① 今後の人口減少と年齢構成の変化

「苫小牧市人口ビジョン及び総合戦略」によれば、本市の人口は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 57 年度（2045 年度）までの 30 年間で、約 2.1 万人減少することが予想されており、これは、現在の中央部西地域の人口に匹敵する減少規模です。

こうした人口減少や、少子化・高齢化による年齢構成の変化に伴い、市民ニーズの量と質の変化が見込まれるなか、本市が所有する公共施設等について、行政需要への的確な対応に向け、施設が有する機能等をいかに最適化していくかが課題となってきます。

② 新たな市民ニーズや社会的要請

少子化や高齢化、女性の社会進出、価値観の多様化等による市民ニーズの変化により、従来の行政サービスの枠にとらわれない新たなサービスが求められています。また、環境に配慮した持続可能な都市づくりなど、社会的な要請に、いかに対応していくかが課題となっています。

③ 施設の過剰や不均衡な配置

市内各地域の人口動向が異なるなか、こうした状況を踏まえて施設の目的や施設が位置する地域の視点から、地域間のバランスを考慮した配置をいかに進めていくかが課題となってきます。特に利用者数の少ない施設や、利用者とコストのバランスがとれていない施設等については見直していく必要があります。

④ 施設更新等に係る財政負担

本市では、公共施設（建築系施設）においては、旧耐震基準の昭和 56 年度（1981 年度）以前に建てられた施設が全体の約 6 割を占めるほか、インフラ系施設においては、現在、建設後 30 年を経過する上水道管が全体の約 5 割を占めるなど、施設・設備の老朽化が同時に重なり合っている状況にあることから、更新時期の重複による財政負担の増大が懸念されます。

財政の健全化を図りつつ、将来世代の負担を少しでも軽減していくために、施設の維持管理や更新に係る費用をいかに低減していくか、また、これらの費用に充てるための財源をいかに確保していくかが課題となっています。

⑤ 施設機能の確保

これまでの事後保全による維持管理の手法は、予想し難い修繕の発生とともに、施設・設備の劣化を招き、結果的に市民サービスの低下と施設のライフサイクルコストの増加につながる懸念があります。

そのため、計画的な修繕・改修等を実施するとともに、事後保全から長寿命化を含む予防保全の視点への転換を図り、最適な量と適切な質・機能の確保を図っていくことが課題となります。

(2) 基本理念

本市における公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めるに当たっては、人口動向など地域の特性や市民ニーズを踏まえながら、安心して暮らし、快適で魅力ある生活環境を実現するため“まちづくり”の視点を重視し、本市の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置や運営管理を行っていきます。

具体的には、将来の人口動向や財政状況を踏まえ、公共施設等の総量の抑制のほか、施設の統廃合やコンパクト化（集約化、複合化等）の推進により、“保有量の適正化”を図ります。

また、公共施設等の適正な維持管理の財源確保に努め、収支レベルにあった施設管理を進めるほか、利用状況や経営コスト等を勘案した適正な水準でのサービスの提供や、PPP/PFI等の民間活力（資金・ノウハウ）の導入を検討し、適切な整備手法や施設規模を設定するなど、“運営管理の適正化”を図ります。

さらに、財政負担の低減を図るため、公共施設等の“長寿命化”の推進が重要であり、老朽化の状況や利用実態及び今後の需要見通しを踏まえ、今後とも保持していく必要があると認められた施設については、計画的な修繕・改善により機能を保持するほか、利用者に安全安心で快適なサービスを提供するため、長期的な視点に立ち、“安全確保”に努めていきます。

図表 3-1 本計画の基本理念



3.2 計画期間

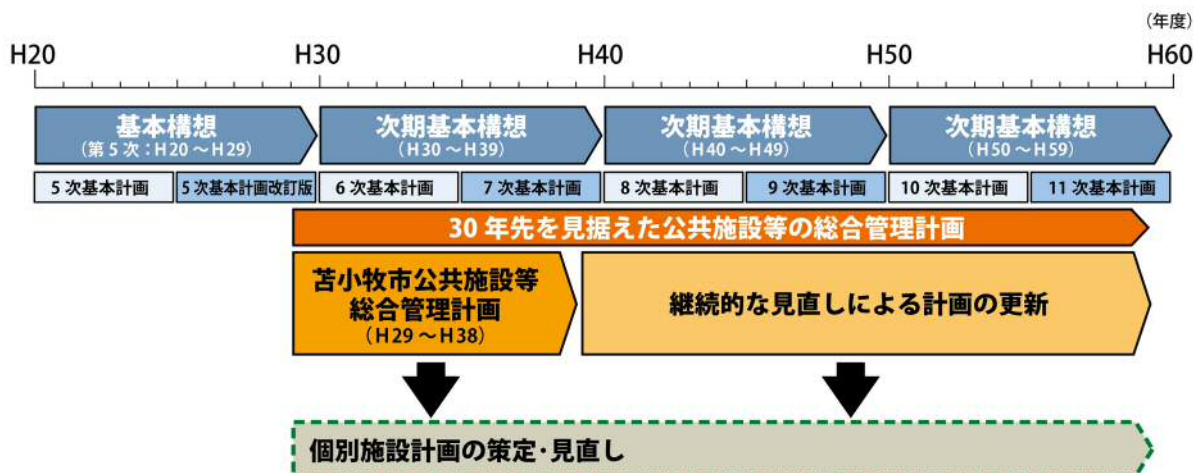
本計画は、本市の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を目指した計画であり、今後、庁内関係部門との調整や市民との情報共有を行いながら、計画の精度を上げていく必要があります。

公共施設等総合管理計画は、中長期的な視点が不可欠であることから、将来の人口や財政の見通し等を基に長期的な視点で検討するものであり、また「苫小牧市総合計画」や「公共施設適正配置基本計画」等と一体となった取組を進めるため、30年先を見据えた計画とし、当初の計画期間は平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）までの10年間とします。

さらに、本計画の方針を基に、具体的な施策を実施するために、公共施設（建築系施設）やインフラ系施設については個別施設計画の策定を検討し、相互に連携を図りつつ計画的に推進していきます。

計画期間：平成29年度から平成38年度までの10年間

図表 3-2 計画期間と連携計画の策定予定



3.3 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) 全庁的な取組体制の構築

課題：個別対応による統一性の不備

現在、施設管理は、施設を所管する部署がそれぞれ管理し、個別に対応していますが、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するためには、縦割りの組織ごとによる管理だけにとどまらない横断的な取組体制を構築する必要があります。

対応：横断的な庁内連携体制の構築

将来的には、公共施設等の情報の一元管理や公共施設の統廃合についての調整、方針の改訂や目標の見直し等を全庁的に行うための横断的な連携体制を構築します。

なお、各施設所管部門におけるマネジメント方針に基づく取組状況を全庁的に共有し、本市としての公共施設の配置の全体最適化を検討していきます。

(2) 情報管理・共有方策

① 情報の一元管理

課題：全庁的な情報管理体制の不備

施設の管理に当たっては、各施設の基礎情報（建設年次、構造形式、規模等の施設諸元）が不可欠となります。基礎情報の一部については全庁的に一元化されているものの、日常管理、修繕・更新等に係る情報の多くについては、それぞれの所管課等で個別に保有・管理されており、全庁的に一元化がなされていない状況です。そのため、施設の整備等を含めた、全庁的なデータの整理・収集・管理体制を整備する必要があります。

また、施設の今後の管理方針（例：統廃合や長寿命化等）の検討や実践に当たっては、市民ニーズのみならず、各施設の現状・利用実態を把握することも重要となりますが、それら実態の把握は必ずしも十分な状況とはいえません。

対応：施設情報の一元化と固定資産台帳等の有効活用

公共施設マネジメントを着実に推進していくためには、施設のコスト・サービス・ストック等の情報を正確に把握し、費用対効果や将来的な更新コスト等を適切に分析していく必要があります。

また、施設関連データベースと固定資産台帳を連携させることにより、施設の土地・建物を資産としてとらえ、それらの資産情報を含む公共施設全般に関連する情報が一元的に管理できるような仕組みを検討していきます。

図表 3-3 施設情報の一元化のイメージ



② 住民・議会との情報共有

課題：公共施設等の現状や取組等に関するコミュニケーションの充実

協働によるまちづくりを推進していくためには、行政に関する情報を、正確かつ分かりやすく市民に提供するとともに、市民ニーズを的確に政策や取組に反映していくことが重要となります。そのため、本市では、独自の取組として、「苫小牧市自治基本条例」や「苫小牧市市民参加条例」において、「市民であることが誇りに思えるまち」を築くことをまちづくりの目標に、その実現に向けて「情報共有」「市民参加」「協働」を基本原則としています。

具体的には、「広報とまこまい」による情報発信や、公式ホームページの充実、Facebookの開設のほか、「苫小牧市情報公開条例」に則った情報公開を実施しています。また、協働によるまちづくりを推進していくための取組として、「協働ガイドライン」の作成や「苫小牧市協働のまちづくりセミナー」の開催、さらに市民への情報提供の効率化を目指し「苫小牧市地域情報化計画」を策定し、多様な方法による情報提供を進めてきました。

しかしながら、情報社会の高度化とともに、住民・地域間の情報格差が生じることが懸念されているほか、市民や利用者にとっては、財政制約や利用率といった公共施設等の現状や今後の取組に向けた全体的な方針に関する情報提供では、自分にとっての問題として捉えづらい面があることは否定できません。

また、現在の行政情報の発信は、行政から市民への一方通行的なコミュニケーションとなっていることが多くなっています。施設利用者であり納税者でもある市民が主体性を持ち、全市的な取組として公共施設等の管理を推進していくためには、単に情報を発信・共有するだけではなく、市民と行政の間で双方向のコミュニケーションを活発化していく必要があります。

対応：市民・議会との積極的な情報交換・共有による取組の円滑な連携

協働によるまちづくりの礎は、市民自らが課題に気づき、課題を共有することで課題解決に向け、連携して取り組んでいくことであり、将来にわたり取組の円滑な連携を目指し、まずは情報を共有していくことが重要となります。

本計画を推進するに当たっては、苫小牧市の「協働」の理念のもと、市民や議会と協力して本市の公共資産を支え、有効に利活用できるように働きかけていくことが重要であると考えています。そのため、厳しい財政状況の認識を共有しながら、まちづくりの在り方について、本計画の取組に対する市民や議会への情報提供や情報交換・共有などコミュニケーションの充実に一層努めていきます。

特に、公共施設等の統廃合等の推進に当たっては、市民の理解が不可欠であることから、市民の関心を高めるため、身近な地域の施設や利用する施設に関する現状を全体の問題と共に伝え、情報格差の是正にも配慮し、様々な形で情報の提供を行っていきます。また、公共施設等の統廃合等は、身近で直接的な問題のため、広報等での情報提供のみならず、行政による説明会や住民・利用者との意見交換といった双方向コミュニケーションを図っていきます。さらに、効率・効果的な施設運営に向けた公民連携を推進するため、民間企業等とも意見交換、事業提案の場を設け、積極的に情報交換を行っていきます。

なお、公共施設等の今後に関する情報提供については、常に最新の情報を提供することに努めていきます。

3.4 公共施設等の管理の縮減目標

(1) 公共施設(建築系施設)の縮減目標

本市は、公共施設（建築系施設）全体として、延床面積 1,035,635m² を保有しておりますが、今後、市全体の人口が減少し、公共施設（建築系施設）の総量は人口に比較して過大な状況になり、必要となる将来更新費用に対して、人口減少による地方税の減少等から、充た可能な投資的経費は不足することが想定されます。そのため、ここでは人口の増減や人口構成の変化に応じた公共施設（建築系施設）の縮減目標を検討します。

平成 27 年度（2015 年度）では、総人口は 172,087 人であり、公共施設（建築系施設）は人口 1 人当たり 6.018m² を保有しています。また、本市では、「苫小牧市人口ビジョン及び総合戦略」において、平成 72 年度（2060 年度）までの人口減少対策に関する目標や施策を考慮した将来展望人口を推計しています。したがって、公共施設（建築系施設）の縮減目標は、現在の人口 1 人当たりの保有量を人口減少に応じて今後も維持するとした場合の縮減量とします。

試算した結果、今後 10 年間で 2%（約 2.5 万 m²）の縮減が必要となりました。そのため、本計画では、今後 10 年間の目標として、2%（約 2.5 万 m²）の縮減とし、公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づく取組の実行により、総合的なマネジメントを進めていきます。

縮減目標：平成 38 年度までに総延床面積を 2%縮減

図表 3-4 公共施設（建築系施設）縮減目標

年 度		平成27年度 (2015年度)	平成38年度 (2026年度)
総人口(人)		172,087	167,865
公共施設 (建築系施設)	総延床面積(m ²)	1,035,635	1,010,227
	総人口1人あたり延床面積(m ² /人)	6.018	6.018
縮減目標	縮減面積(m ²)	—	25,408
	縮減率(%)	—	2%

※平成 38 年度の人口は苫小牧市人口ビジョン及び総合戦略の将来展望人口より算定

図表 3-5 将来展望人口及び公共施設（建築系施設）縮減目標

年 度	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)	平成42年度 (2030年度)	平成47年度 (2035年度)	平成52年度 (2040年度)	平成57年度 (2045年度)	
総人口(人)	171,085	168,450	165,077	161,098	156,531	151,547	
縮減目標	縮減面積(m ²)	6,030	21,888	42,187	66,133	93,617	123,612
	縮減率(%)	1%	2%	4%	6%	9%	12%

(2) インフラ系施設の縮減目標

インフラ系施設は、都市生活に欠かせない施設であるため、縮減していくことが難しく、縮減目標は設定しないが、既存の施設の延命化（長寿命化）を図っていくことで、インフラ系施設の更新等にかかる費用の縮減や平準化を進めていきます。

3.5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

3.5.1 「人間環境都市」の実現に向けた基本的な対応の方向性

本市の総合計画における理念「人間環境都市」並びに理念に基づく将来都市像「産業と環境が調和した、生活の魅力と活力に満ちた持続的都市」の実現に向け、本市の公共施設等をとりまく課題、今後の公共施設等の在り方を踏まえた上で、公共施設（建築系施設）及びインフラ系施設について、基本的な方向性を以下のとおり設定します。

(1) 公共施設(建築系施設)

① 施設総量の縮減

- 市民へのサービス水準を維持、充実させながら、施設の統廃合を推進することにより、公共施設の延床面積を縮減し、改修・更新や維持・運営に必要なコストの適正化・平準化を図ります。

② 施設の長寿命化

- これまでの「事後保全型」から「予防保全型」の維持管理に転換し、長期にわたり計画的に施設の安全性や利便性を確保します。また、各施設の健全度評価により、適切に維持管理を行い、耐用年数を延ばし、長寿命化を図ります。

③ 運営の適正化

- 指定管理者制度の拡大や民間施設への代替を含め、公共施設の運営・管理の手法を見直し、コストの縮減を行います。

(2) インフラ系施設

① 都市基盤の安全性向上

- インフラ系施設は、市民の生活に欠かせない都市基盤であるため、中・長期を見通した計画的な維持管理を行うことにより、自然災害によるリスクを軽減し、安全で快適な暮らしを確保します。

② コスト縮減に向けた維持管理

- インフラ系施設の維持管理については、「予防保全型」の管理方針を導入するほか、安全性や機能性を確保するための一定の基準を設定した上で、合理的な維持管理を行い、コストの縮減を図ります。

③ 新たなニーズへの効率的対応

- 中長期的な視点でコスト縮減を図りつつ、安全や防災、環境等の新たなニーズに対しては、効率的かつ効果的な整備・対応を推進します。

3.5.2 管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

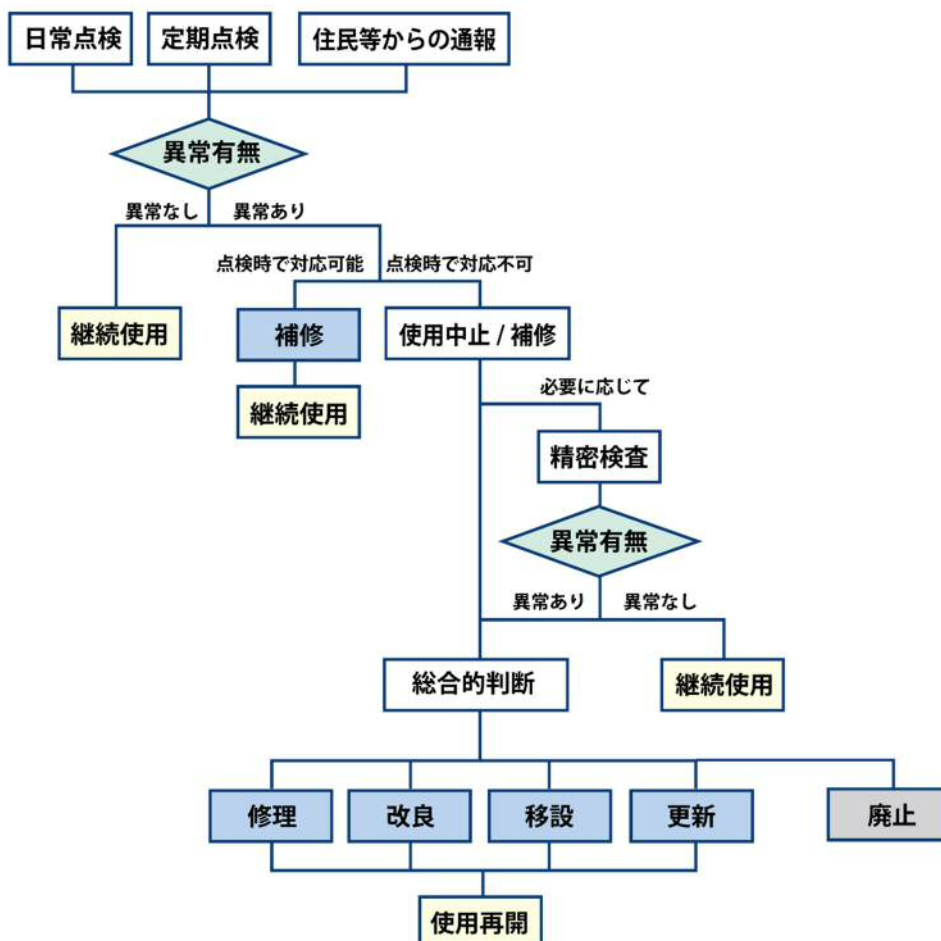
① 公共施設(建築系施設)

公共施設は、本市の重要な資産であります。市民の利用状況や経年変化から生じる損傷、老朽化の進行に伴い、本来の機能を低下させていきます。そのため、点検の実施により、公共施設の状況を的確に把握し、管理していくことが必要となります。

点検には、日常的な点検のほか、法に基づく法定点検等があり、施設の特性に応じて適切な点検を実施します。点検の目的は、施設の損傷や劣化、異常等を速やかに把握し、利用者の安全を確保することに加えて、点検結果から健全度を評価し、その結果を蓄積することで、今後の長寿命化対策に活用することが可能です。

また、効率的かつ効果的な点検を行うため、法定点検の確実な実行のほか、管理者による日常点検を行うための本市独自の日常点検マニュアルを作成します。

図表 3-6 公共施設（建築系施設）の点検フロー



現況把握のための施設診断では、点検結果を基に、施設の安全性、耐久性、機能性等を対象項目として診断を実施し、耐震診断や劣化診断など既往の診断調査が行われている施設については、そのデータも活用します。また、施設診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的実施することが望ましく、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

なお、施設の長寿命化を図るためには、快適性、環境負荷性、社会性やコストの適正性など種々の性能が要求されるため、長寿命化を図る施設については、これらも合わせて診断を実施していきます。

図表 3-7 公共施設（建築系施設）の診断項目

診断項目	診断内容
安全性	・ 建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性 等
耐久性	・ 建物の耐久性、劣化状況 等
快適性	・ 施設の快適性、立地利便性 等
環境負荷性	・ 施設の環境負荷性（省エネ等） 等
社会性	・ まちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン 等
耐用性	・ 経過年数と耐用年数、計画的な保全・大規模改修 等
保全性	・ 維持容易性、運営容易性 等
適法性	・ 建築法規、消防法、条例 等
情報管理の妥当性	・ 情報収集、情報管理、情報利活用 等
体制・組織の妥当性	・ 統括管理体制、管理体制 等
顧客満足度	・ 住民満足度 等
施設充足率	・ 地域別施設数量の適正性、余剰スペース 等
供給水準の適正性	・ 供給数量の適正性（敷地面積、建物面積等） 等
施設利用度	・ 施設利用率 等
点検等コストの適正性	・ 点検・保守費、改修費・大規模改修費、更新費 等
運用コストの適正性・平準化	・ 維持管理費、運用費 等
ライフサイクルコストの適正性	・ ライフサイクルコスト（LCC）

② インフラ系施設

インフラ系施設の性能を維持し、可能な限り長期にわたり使用するため、「事後保全」から「予防保全」へと転換していきます。

また、定期的な点検・診断結果から得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用する点検・診断サイクル（点検→診断→措置→記録）を構築します。

図表 3-8 インフラ系施設の診断項目

診断項目	診断内容
安全性	・ 自然災害回避性、耐震・耐荷、災害時機能維持性 等
耐久性	・ 構造物・部材の耐久性、劣化状況 等
不具合性	・ 附属構造物・設備の不具合性 等
快適性	・ 構造物快適性、路面平坦性 等
環境負荷性	・ 環境負荷性 等
社会性	・ 施設重要度、景観との調和、バリアフリー化 等
耐用性	・ 経過年数と耐用年数、計画的な保全・大規模改修 等
保全性	・ 維持容易性、点検の履行 等
適法性	・ 道路法、指針、ガイドライン 等
情報管理の妥当性	・ 情報収集、情報管理、情報利活用 等
体制・組織の妥当性	・ 統括管理体制、管理体制 等
顧客満足度	・ 利用者満足度 等
施設充足率	・ 地域別施設数量の適正性、余剰施設 等
供給水準の適正性	・ 供給数量適正性（道路延長等） 等
施設利用度	・ 施設利用率 等
点検等コストの適正性	・ 点検・保守費、清掃費、パトロール費、補修費、更新費 等
運用コストの適正性・平準化	・ 維持管理費、運用費 等
ライフサイクルコストの適正性	・ ライフサイクルコスト（LCC） 等

(2) 維持管理の実施方針

① 公共施設(建築系施設)

公共施設は、市民に対して常に安全で快適な使用環境を提供する必要があるため、点検・保守業務により、劣化や機能低下を早期に発見・修繕し、計画的な耐震補強等による安全性の確保を進めます。また、次世代への負担を軽減するため、中・長期的観点から優先的に維持すべき施設を見極めた上で、効率的・効果的な修繕・改修等を推進するべく、不具合が発生する度に対応する「事後保全型」の維持管理ではなく、施設の長寿命化に向けた「予防保全型」の管理を進めます。

なお、今後、必要に応じて公共施設を整備・改修する場合においては、当該施設等に係るトータルコストの縮減・平準化を目指すとともに、必要な施設のみ更新するなど公共施設を廃止する場合との整合性に留意していきます。

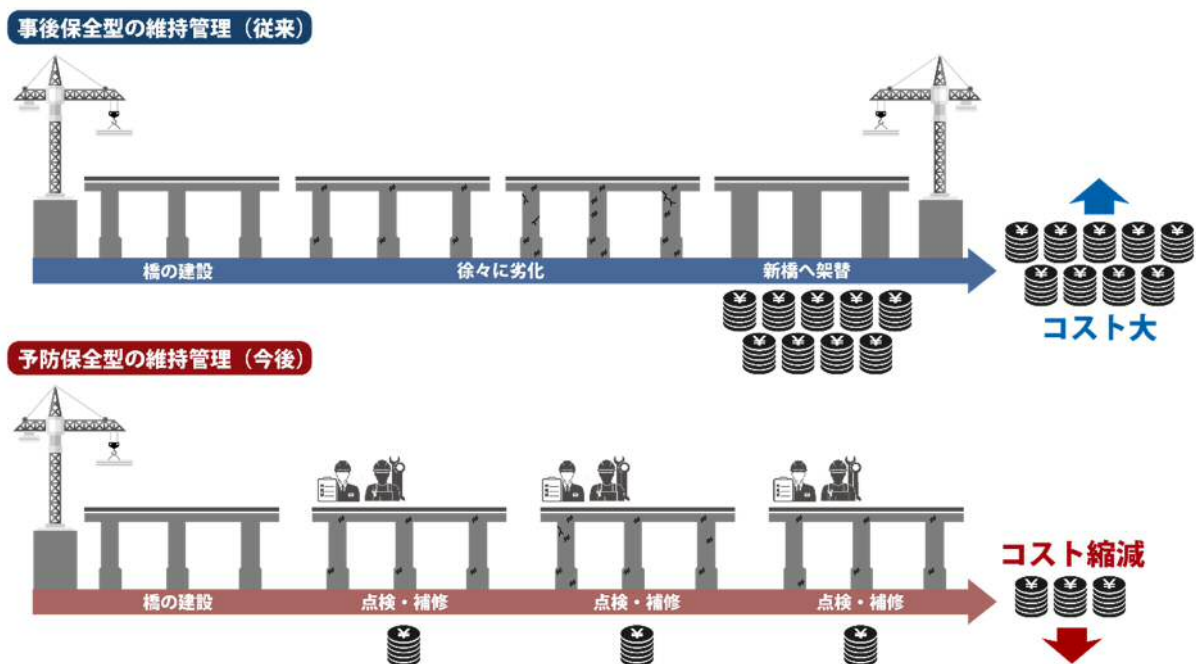
また、各施設の管理者が行う維持管理・修繕等の履歴を集積・蓄積し、本計画の見直しに反映し、充実を図るとともに、老朽化・長寿命化対策へ活用していきます。

② インフラ系施設

インフラ系施設は都市の基盤となる施設であり、利用者の安全性確保や安定した供給・処理が行われることが重要です。そのため、適切な点検・診断を行い、その結果に基づき必要な措置を行い、その結果得られた施設の状態等を記録し、次の点検・診断に活用するなど効率的な維持管理を推進します。

また、これらの取組に加えて、費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設及び修繕・更新等をバランスよく実施し、維持管理費用の縮減・平準化を図ります。

図表 3-9 予防保全型維持管理のイメージ



(3) 安全確保の実施方針

① 公共施設(建築系施設)

公共施設における安全確保は、第一に利用者の安全を担保することです。また、災害時に防災拠点や避難所となる施設など、公共施設としての役割を踏まえ、万一の事故・事件・災害に遭遇したときの損害を最小限にとどめ、早期の復旧が可能な体制を整えることが必要です。

施設の安全確保については、各種の点検により、その危険性が認められる場合や、健全度評価から安全性の低下が予想される場合には、施設の利用状況や優先度を踏まえ計画的な改修を実施します。ただし、改修に高額な費用を要する場合や、改修による大きな効果が期待できない場合には、総合的な判断として、施設の廃止や更新を検討します。

② インフラ系施設

市民生活に欠かすことのできないライフラインである上水道や下水道については、管路の耐震化や老朽化対策を推進することにより、安全で安定した供給の維持に努めます。

また、道路や橋梁については、安全で安心を求める市民ニーズに応えるため、安心して通行できる交通の安全確保はもとより、自然災害の発生に対応できる防災機能の向上に努めます。

(4) 耐震化の実施方針

① 公共施設(建築系施設)

耐震化未実施の施設のうち、耐震化が必要で今後も継続して保有していく施設については、施設の老朽度や今後の需要も考慮のうえ、段階的に耐震化を推進します。

② インフラ系施設

利用者の安全性確保や安定した供給が行われることが極めて重要であるため、各施設の特性や緊急性、重要性を考慮のうえ、点検結果に基づき耐震化を推進します。

(5) 長寿命化の実施方針

① 公共施設(建築系施設)

本市の公共施設の構造は、総延床面積全体の8割が鉄筋コンクリート造となっており、これら施設の耐用年数は、一般的に50年程度とされています。ただし、施設内設備等は、50年間その性能が維持されるわけではないため、健全に使用し続けるためには、定期的な維持管理を行うことが必要です。これらを踏まえ、診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づき、今後は予防保全型の管理を行うこととし、健全度を保ちながら耐用年数を延ばし、長寿命化を図っていきます。また、大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化を併せて実施することで長期的な維持管理コストの縮減を図ります。

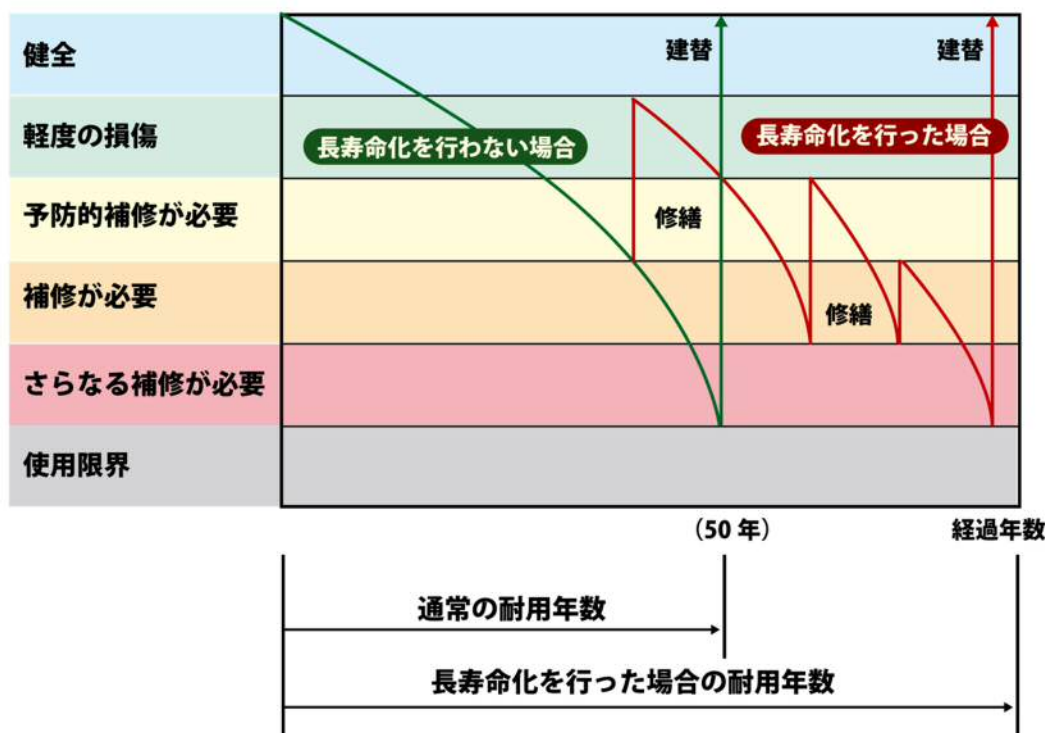
長期的には、市民ニーズに対して施設機能が陳腐化することも予想されるため、老朽化と合わせてニーズに対応するための改修工事の必要性を検討します。

さらに、本市では、今後、長寿命化計画(個別施設計画)等を策定し、中長期を見通した上で、計画的な維持管理や更新を行うことにより、公共施設の健全度の確保と長寿命化に向けて取り組んでいくほか、施設の改修や更新だけでなく、維持運営等についても着目し、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

② インフラ系施設

今後、新たに策定する各施設の個別計画については、本計画における方針と整合を図ります。

図表 3-10 長寿命化のイメージ



(6) 統廃合の推進方針

① 公共施設(建築系施設)

本市においては、社会・経済情勢が変化するなか、整備当初の目的と異なる利用実態となっている施設や、有効な利活用に至っていない施設を抱えており、その対応策が十分に図られていない状況にあります。そのため、市民ニーズを踏まえつつ、施設の性能だけではなく、施設の本来目的・サービス・機能に着目し、人口減少や人口構成、財政規模の変化等を考慮した“最適な量と質の確保”の観点から、集約化・複合化等の適正配置を行います。

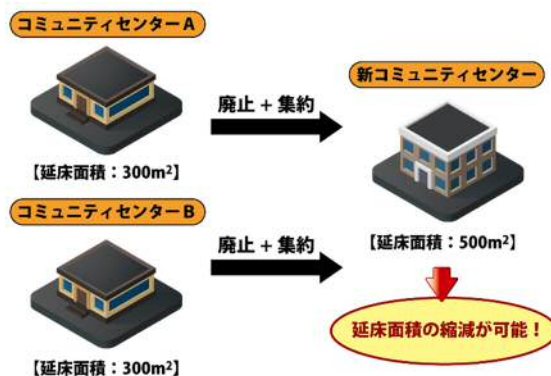
また、地域単位での市民一人当たりの延床面積では、地域間で差が生じているほか、同地域内や近隣地域で、機能や利用実態が類似している施設が存在している状況にあります。そのため、総量縮減の観点から、施設の性格に応じた利用者カバー圏を設定し、連携や補完、集約化・複合化等により必要な機能を確保しつつ、配置バランスを検討するなど、地域の実情に応じた適正かつ効果的な配置を検討します。

なお、利用者が少ない施設や本来の設置目的による役割を終えた施設、老朽化が著しい施設、未利用施設等については、施設の状況に応じて、廃止や貸付け・売却による収入確保に努めます。

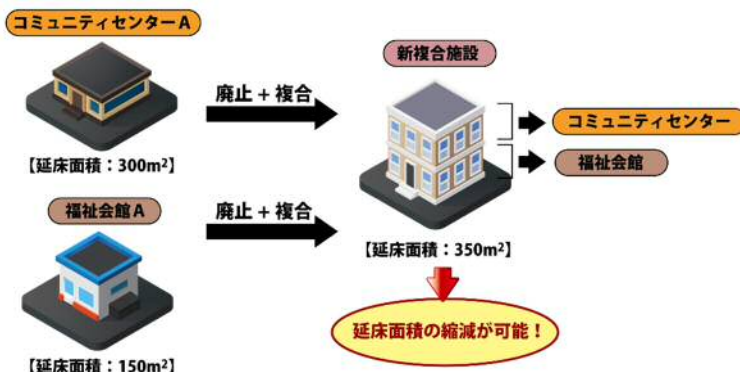
② インフラ系施設

インフラ系施設は、今後の社会・経済情勢の変化や市民のニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に進めます。

図表 3-11 集約化の取組イメージ



図表 3-12 複合化の取組イメージ



(7) 総合的管理を実現するための方針と推進体制

本市では、これまでも公の施設の効率的な管理運営を目的として指定管理者制度の導入を進めてきましたが、これらの取組の検証を行いつつ、PPP/PFIといった手法の導入についても検証を進めていきます。

また、公共施設（建築系施設）・インフラ系施設の一体的なマネジメントに向けて本計画を推進するため、横断的に公共施設（建築系施設）・インフラ系施設に関する情報共有をすること、さらには再編の在り方を検証することを目的とした体制を構築していきます。また、都市経営の観点から、経営資源の3要素である“ヒト・モノ・カネ”をどのように有効活用していくかを総合的に検討していくことが重要であるため、それらの方針決定を担う関連部門との連携強化を図ります。

(8) 近隣自治体との広域連携等によるサービス提供

交通手段や情報通信技術の進展等により、通勤・通学、買物、医療、文化・スポーツ活動など、市民の日常における生活圏は単一自治体の行政区域を越えて、すでに広域的な広がりをみせています。一方で、いずれの自治体においても、社会保障関係や公共施設の更新にかかる費用が財政面を圧迫していくことは共通の課題であり、今後は、行政運営においても、個々の自治体で関連施策を推進していくのではなく、近隣自治体あるいは国、北海道と連携して取り組むことが、本市にとってより効果的・効率的に施策を推進できることと考えられます。

現在、本市では東胆振定住自立圏（苫小牧市、安平町、厚真町、むかわ町、白老町）として、広域的な取組を積極的に進めており、複数の自治体で公共施設の機能やサービス提供を補完することができるよう、近隣自治体と公共施設の広域連携の推進について検討協議していきます。

(9) フォローアップの方針

① PDCA サイクルによる計画的な見直し

本計画を適切・確実に実行するために、PDCA サイクル（計画→実施→評価・検証→改善）で監視し、問題が発生した場合には、それをフィードバックしていく体制の構築が必要となります。

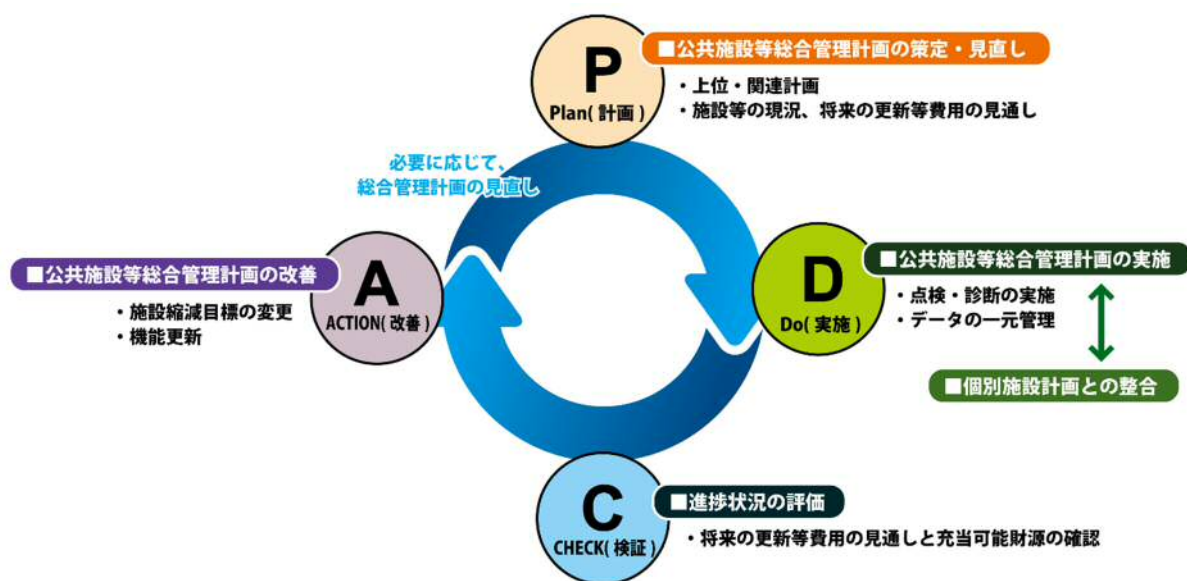
「PLAN（計画）」では上位・関連計画を踏まえるとともに、公共施設等の現況、将来の更新等費用の見通しを把握しながら本計画を策定しています。

「DO（実施）」では本計画に基づき、点検・診断の実施及び点検・診断結果の一元管理や、公共施設の再編や保全等に関する実施方針の策定・推進による公共施設等の管理を庁内横断的に実施します。

「CHECK（検証）」として、データベースを更新することにより、定期的に施設の現況等の検証を行います。

「ACTION（改善）」では、検証結果や利用状況等を踏まえ、費用の削減や施設・機能の更新等を実施します。さらに、必要に応じて計画を見直します。

図表 3-13 本計画における PDCA サイクルのイメージ



② 上位・関連計画との連携・整合

「苫小牧市総合計画」の「人間環境都市」の理念に基づき、本市が目指す将来都市像「産業と環境が調和した、生活の魅力と活力に満ちた持続的都市」の実現に向け、「苫小牧市総合計画」や「都市計画マスタープラン」や「公共施設適正配置基本計画」等の上位・関連計画との連携・整合を図るとともに、まちづくりの視点を考慮しながら公共施設等の総合的かつ計画的な管理に取り組んでいきます。

4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4.1 公共施設(建築系施設)

4.1.1 方針検討の考え方

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針については、以下の項目を整理しています。

① 施設一覧

- 対象施設の名称、所在地、代表棟の建築年度、経過年数、延床面積、総延床面積等を整理しています。

※固定資産台帳に基づく市が所有する全ての施設を対象にしています。

② 施設の課題

- 施設の整備状況や耐震化状況、利用状況、運営状況から、対象施設の課題を整理しています。

③ 管理に関する基本的な考え方

- 課題解決に向けた各施設の方針について、関連計画との整合性を考慮しながら、「点検・診断等」「維持管理」「安全確保」「耐震化」「長寿命化」「統廃合の推進」の6項目で方向性を検討しています。

4.1.2 施設類型ごとの基本的な方針	・・・	49
(1) 市民文化系施設	・・・	49
(2) 社会教育系施設	・・・	53
(3) スポーツ・レクリエーション系施設	・・・	55
(4) 産業系施設	・・・	58
(5) 学校教育系施設	・・・	60
(6) 子育て支援施設	・・・	63
(7) 保健・福祉施設	・・・	65
(8) 行政系施設	・・・	70
(9) 公営住宅	・・・	73
(10) 公園	・・・	81
(11) 供給処理施設	・・・	83
(12) その他	・・・	85
(13) 病院施設	・・・	87

4.1.2 施設類型ごとの基本的な方針

(1) 市民文化系施設

1) 集会施設

① 施設一覧

図表 4-1 施設一覧

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
男女平等参画推進センター	若草町3丁目3番8号	1994	22	1,390	1,390
住吉コミュニティセンター	住吉町1丁目3番20号	1988	28	2,136	2,136
苫小牧市植苗ファミリーセンター	字植苗40番地の55	1997	19	1,257	1,257
豊川コミュニティセンター	豊川町3丁目4番21号	1981	35	2,532	2,532
沼ノ端コミュニティセンター	沼ノ端中央4丁目10番16号	1992	24	2,447	2,447
のぞみコミュニティセンター	のぞみ町1丁目2番5号	2003	13	2,260	2,260
青葉大成地区集会所	青葉町2丁目1番2号	1979	37	418	418
光洋町集会所	光洋町3丁目12番9号	1969	47	138	138
日新町集会所	日新町4丁目4番6号	1974	42	488	488
明德団地集会所	明德町4丁目3番29号	2009	7	149	149
勇払集会所	字勇払132番地	1983	33	156	156
勇払公民館	字勇払33番地	1985	31	1,363	1,363
				延床面積 合計	14,734

② 施設の課題

- 現在、市全体を対象とした「男女平等参画推進センター」のほか、概ね地域単位ごとに設置し、市民活動の拠点として位置づけられている公民館やコミュニティセンターが6施設、地域住民を対象とした集会所が5施設、その他市営住宅と併設された集会所が2施設ありますが、地域ごとに設置状況や利用頻度に偏りがある状況です。
- 利用料金による財源確保の割合は、公民館やコミュニティセンターで低い施設もあります。
- 指定管理者制度の導入等により、市の財政負担は最小限のものに努めているものの、今後老朽化が進んでいくなか、建替更新のための負担は課題となります。

③ 管理に関する基本的な考え方

集会施設は、地域単位ごとに設置している市民活動の拠点施設であることから、継続的に維持・管理を行っていきます。そのため、ライフサイクルコストの低減を目指し、必要に応じて維持管理・修繕や長寿命化を推進します。

点検・診断等	<ul style="list-style-type: none">● 建物の法定点検等を実施するとともに、管理者による見回りなどを随時行い、点検結果を基に、維持管理や修繕等の長寿命化対策に活かしていきます。● 日々の点検・診断や維持管理を、一定の範囲で市民の方に御協力いただくよう、市民協働の観点も踏まえて今後の方法を検討していきます。
維持管理	<ul style="list-style-type: none">● 集会施設は、地域単位ごとに設置している市民活動の拠点施設であることから、予防保全型による継続的な維持・管理を積極的に行っていきます。
安全確保	<ul style="list-style-type: none">● 点検・診断等により施設の危険性が認められた場合、速やかに修繕・改修等を行い、安全確保に努めます。
耐震化	<ul style="list-style-type: none">● 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、施設の使用状況や防災拠点・福祉避難所としての機能など必要に応じて改修等を行っていきます。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none">● 施設の長寿命化に向けて、修繕がより効果的となる時期や方法について検討し、計画的に実施します。
統廃合の推進	<ul style="list-style-type: none">● 誰もがアクセスしやすいことが重要な施設でもあるため、複合化等による統廃合を検討する際には、地理的な条件を考慮し、交通政策との連携に留意しながら検討します。

2) 文化施設

① 施設一覧

図表 4-2 施設一覧

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
苫小牧市民会館	旭町3丁目2番2号	1968	48	8,909	8,909
文化会館	旭町2丁目8番19号	1979	37	3,605	3,605
文化交流センター	本町1丁目6番1号	1998	18	4,500	4,500
延床面積 合計					17,014

② 施設の課題

- 市域全体を対象とする文化系施設（3施設）は、市民の文化活動の拠点として、本市の中心部に配置されています。
- 築30年以上を経過しているなど老朽化が進行している施設もみられますが、利用者数は施設により異なるため、今後建て替え等を行っていく際には、利用者数や必要となる機能を踏まえ、適正な規模とすることなど方向性を決める必要があります。
- 3施設は指定管理者制度を導入しており、年間2.7億円程度の維持管理費がかかっています。
- 「苫小牧市民会館」は築40年以上を経過し、老朽化が進んでいることから、複合施設として建て替えを計画しており、現在、機能、規模、建設場所等を含む基本計画の策定を手がけています。

③ 管理に関する基本的な考え方

文化施設は、本市がこれまで継承してきた文化を守り、また大規模な地域イベント等の活動を可能とすることを目的として整備された施設であり、現状維持を基本とし、ライフサイクルコストの低減を目指し、必要に応じて維持管理・修繕を行っていきます。

また、施設の建て替え・更新の際には、利用状況や必要な規模を考慮し、複合化による効率的な管理運営方法により、最小のコストで必要なサービスを提供できるよう努力していきます。

点検・診断等	<ul style="list-style-type: none">● 建物の法定点検及び設備の定期検査等を実施しているほか、今後は管理者による自主点検も随時行い、それらの点検結果を蓄積し、維持管理・修繕等を含む老朽化対策等に活かしていきます。
維持管理	<ul style="list-style-type: none">● 蓄積した点検結果を基に、関係機関と協議し、利用状況を参考にしつつ、維持管理・修繕等を含む老朽化対策等に活かしていきます。● 施設の建て替え・更新の際には、利用状況や必要な規模を考慮し、最小のコストで必要なサービスを提供できるよう努力していきます。
安全確保	<ul style="list-style-type: none">● トータルコストの縮減を目指して点検・診断等を行い、安全確保に努めます。
耐震化	<ul style="list-style-type: none">● 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、施設の使用状況など必要に応じて改修等を行っていきます。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none">● 劣化調査等を行い、修繕工事の実施時期や方法について検討し、施設の長寿命化を図っていきます。
統廃合の推進	<ul style="list-style-type: none">● 「苫小牧市民会館」については、老朽化が進んでおり、現在複合施設として建て替えを検討しています。

(2) 社会教育系施設

1) 図書館

① 施設一覧

図表 4-3 施設一覧

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
中央図書館	末広町3丁目1番15号	1988	28	4,419	4,419
				延床面積 合計	4,419

② 施設の課題

- 市全体を対象とした図書館は、市内全域からのアクセスを考慮し、中心部に配置されていますが、中心部から距離のある西部東地域や東部地域については、コミュニティセンター内等に図書サービスコーナーを設置して市民の皆様が図書を利用できるように配慮しています。
- 今後の建て替え等に合わせて、規模や利用状況を考慮して提供するサービスの方向性を決定していく必要があります。

③ 管理に関する基本的な考え方

トータルコストの縮減を目指して点検・診断等を行い、安全確保にも努めるとともに、サービス水準の向上にも努めていきます。

点検・診断等	● 建物及び設備の法定点検・定期点検を実施していくほか、管理者による自主点検を随時行っていきます。
維持管理	● 点検・診断等の履歴を蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に反映していきます。
安全確保	● 点検等により事故が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施する等必要な措置を講じます。
耐震化	● 新耐震基準の施設であるため、耐震化の実施は不要ですが、指定管理者による自主点検を随時実施し、必要に応じ修繕を図っていきます。
長寿命化	● 開館から 28 年を迎え、今後は施設設備の老朽化による修繕が必要となるため、定期的な点検と、点検結果に基づく維持管理を行い、長寿命化を図っていきます。
統廃合の推進	● 「中央図書館」以外でも、公民館やコミュニティセンター等で図書機能を併設する施設があり、利用状況や市民ニーズを踏まえ、適正配置を検討します。

2) 博物館等

① 施設一覧

図表 4-4 施設一覧

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
苫小牧市美術博物館	末広町3丁目9番7号	1984	32	5,188	5,188
科学センター	旭町3丁目1番12号	1969	47	2,991	2,991
勇武津資料館	字勇弘132番地の32	2000	16	325	325
延床面積 合計					8,504

② 施設の課題

- 博物館等のうち、「苫小牧市美術博物館」は延床面積並びにコストが最も多く、市内の中核的な施設といえます。
- 「科学センター」は、築40年以上を経過し老朽化が進んでいるほか、耐震化が未実施の状況となっていますが、利用者数は年間10万人以上、1日当たり平均で約300人が訪れています。
- 全国的にみれば博物館等を所有していない自治体も多いなか、文化の発展のために博物館等を維持・管理する本市においては、貴重な“地域の財産”を適切に管理し、文化の継承が適切に行われるようにしていくことが重要であり、そのための設備等を集中して管理するなど、貴重な財産を活かしていくことができる方策を検討していくことが求められています。

③ 管理に関する基本的な考え方

博物館等については、点検や修繕を随時行い、利用者の安全を確保するとともに、収蔵する郷土資料等を良好な状態で保管・維持できるよう施設の管理に努めます。

点検・診断等	● 建物の法定点検を定期的実施するとともに、管理者の日常的なモニタリングを行い、修繕等を含む長寿命化対策に努めます。
維持管理	● 博物館の中には、郷土資料として重要な資料も含むため、適切な保存に努める必要があることから、学識経験者等の指導助言を仰ぎながら維持管理を進めていきます。
安全確保	● 法定点検等により、来館者等に危険が及ぶと判断されるなど、管理上の問題が生じた場合は、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。
耐震化	● 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、施設の使用状況など必要に応じて改修等を行っていきます。
長寿命化	● 日々の施設の点検等によって劣化等の拡大を未然に防ぐ予防保全を行い、各施設の長寿命化を行います。
統廃合の推進	● 耐久年数や利用状況、社会情勢の変化を踏まえ、統合等を検討していきます。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

1) スポーツ施設

① 施設一覧

図表 4-5 施設一覧

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
屋内ゲートボール場	矢代町2丁目1番12号	1989	27	1,182	1,182
川沿公園体育館	川沿町4丁目6番1号	1988	28	1,835	1,835
少年野球場	清水町3丁目3番26号	1987	29	25	25
新ときわスケートセンター	ときわ町3丁目8番1号	2014	2	3,297	3,297
陸上競技場	清水町3丁目3番26号	2014	2	695	695
総合体育館	末広町3丁目2番16号	1973	43	7,876	8,096
ときわスケートセンター	ときわ町3丁目8番5号	1979	37	3,375	3,375
日新温水プール	日新町2丁目2番41号	1990	26	3,015	3,015
沼ノ端スケートセンター	北栄町3丁目2番3号	1999	17	3,181	3,181
沼ノ端スポーツセンター	北栄町3丁目2番1号	2010	6	3,098	3,098
ハイランドスポーツセンター	字高丘41番地	1969	47	4,265	5,199
ハイランドスポーツセンター屋外スタンド	字高丘41番地	2005	11	2,048	2,048
白鳥王子アイスアリーナ（白鳥アリーナ）	若草町2丁目4番1号	1996	20	9,898	9,898
日吉体育館	日吉町3丁目4番3号	1965	51	651	651
とましんスタジアム（緑ヶ丘球場）	清水町3丁目3番26号	1992	24	1,056	1,066
緑ヶ丘公園サッカー場クラブハウス	清水町3丁目3番26号	1996	20	276	276
緑ヶ丘公園庭球場管理棟	清水町3丁目3番26号	1996	20	40	40
緑ヶ丘公園庭球場クラブハウス	清水町3丁目3番26号	1985	31	290	290
かもめ公園室内相撲場	汐見町1丁目2番	2005	11	131	131
サイクリングターミナル（廃止）	字高丘19番地の1	1984	32	1,489	1,489
ハイランドスポーツハウス（廃止）	字高丘41番地	1969	47	529	529
				延床面積 合計	49,416

② 施設の課題

- 体育館やスケートセンター等のスポーツ施設については、市内各所に 21 施設を保有しており、これらは各地域のスポーツ活動の拠点として位置づけています。
- スポーツ施設は、老朽化が進んでいる施設が全施設の 3 分の 1 を占めています。
- 小学校体育館等を積極的に開放し、耐用年数を迎える施設には、その施設の必要性を改めて検討することが望まれます。
- 「日吉体育館」は既に耐用年数を迎えているほか、「サイクリングターミナル」・「ハイランドスポーツハウス」は現在廃止していますが、今後の活用について検討が必要です。

③ 管理に関する基本的な考え方

スポーツ施設は、市民がスポーツ活動を行うことができるように、人口規模を踏まえて適正な量を維持していきます。

点検・診断等	<ul style="list-style-type: none">● 点検・診断等の履歴を蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む長寿命化対策に活用していきます。
維持管理	<ul style="list-style-type: none">● 蓄積した点検及び調査結果に基づき、施設の利用状況等を考慮した上で中長期的な計画を作成し、維持修繕や大規模改修等を行っています。
安全確保	<ul style="list-style-type: none">● 指定管理者との連携を強化し、利用者に支障を来す状態であると判断した場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。
耐震化	<ul style="list-style-type: none">● 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、施設の使用状況など必要に応じて改修等を行っています。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none">● 「総合体育館」は築 40 年以上が経過し、施設全体の老朽化が進んでいますが、多くの市民が利用するため、今後は、耐震改修も含め部分的な大規模改修を計画的に実施し、施設の長寿命化を図ります。
統廃合の推進	<ul style="list-style-type: none">● 指定管理者制度の導入等によりコストの抑制に努めているものの、一定のコストがかかっているため、利用状況に応じた見直しを検討していきます。● 特に、利用者数の少ない施設や利用者が限定される施設、利用者とコストのバランスがとれていない施設等は優先的に見直しを進めていきます。

2) レクリエーション・観光施設

① 施設一覧

図表 4-6 施設一覧

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
樽前山七合目ヒュッテ	字錦岡	1958	58	120	120
モーラップ樽前荘	(千歳市) 支笏湖番外地	1999	17	332	342
延床面積 合計					462

② 施設の課題

- レクリエーション・観光施設については、本市の重要な地域資源である「樽前山」周辺に2施設（樽前山七合目ヒュッテ、モーラップ樽前荘）を保有しており、市外からの観光客等の利用があります。本市の観光振興の方向性のほか、国立公園内に設置された施設であるため、関係機関との調整等を踏まえ検討していくことが必要です。

③ 管理に関する基本的な考え方

老朽化が進んでいるレクリエーション・観光施設については、利用者の安全を確保するため、計画的な修繕に努めるとともに、管理運営に万全の体制を図ります。

点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検や設備点検を実施するとともに、管理者による自主点検を随時行い、それらの点検結果を蓄積し、維持管理・修繕等を行っていきます。
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 蓄積した点検結果を基に、利用状況を踏まえ、維持管理・修繕等を行っていきます。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 点検等により利用者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、施設の使用状況など必要に応じて改修等を行っていきます。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> 予防保全的な維持管理及び改修を行うとともに、点検の結果、安全確保の観点から必要な対策は、速やかに実施します。
統廃合の推進	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数等の状況を踏まえ、施設の在り方を検討していきます。

(4) 産業系施設

① 施設一覧

図表 4-7 施設一覧

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
労働福祉センター	末広町1丁目15番7号	1976	40	1,100	1,100
テクノセンター	字柏原32番地の27	1998	18	1,992	1,992
中小企業センター	表町1丁目1番13号 経済センタービル2階	1975	41	259	259
ウトナイ交流センター	字植苗156番地の30	2009	7	1,055	1,055
樽前交流センター	字樽前85番地の3	2000	16	419	419
延床面積 合計					4,825

② 施設の課題

- 産業系施設は、中心部並びに中心部から距離のある東部地域・西部西地域に配置されています。
- 「労働福祉センター」並びに「中小企業センター」は、築30年以上を経過し老朽化が進行している施設となっています。
- 「労働福祉センター」は利用可能な会議室等のコマ数に対し、実際に利用されているコマ数の割合が低い状態となっています。
- 「中小企業センター」は、経済センタービル2階の一部で、老朽化対策については、ビル所有者との協議が必要です。
- 現在、指定管理者制度の導入等により、市の財政負担は最小限に努めているものの、今後老朽化が進んでいくなか、建て替え・更新のための負担は課題となります。
- 築30年以上を経過し老朽化が進行している施設もみられますが、施設の設置目的や利用人数などを考慮のうえで、必要に応じ他の施設との複合化なども含め、今後の在り方を検討する必要があります。

③ 管理に関する基本的な考え方

「労働福祉センター」等の産業系施設は、より多くの市民が利用しやすいサービス提供や施設運営の在り方を含め、複合施設としての効率的な管理運営の方法を検討していきます。

点検・診断等	● 建物の法定点検を定期的を実施するとともに、管理者による自主点検を随時行い、それらの点検結果を蓄積し、維持管理・修繕を含む老朽化対策等を進めていきます。
維持管理	● 蓄積した点検結果を基に、指定管理者と協議し、利用状況等に基づき、計画的に維持管理、修繕等を含む老朽化対策等を進めていきます。
安全確保	● 点検等により利用者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じ、安全確保に努めます。
耐震化	● 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、施設の使用状況など必要に応じて改修等を行っていきます。
長寿命化	● 計画的な改修の推進により施設の長寿命化を図っていくほか、日常点検等を基に、修繕工事がより効果的となる時期や方法について検討し、計画的かつ確実に実施することにより、長寿命化を図っていきます。
統廃合の推進	● 各施設の機能を精査し、複合化等を検討していきます。

(5) 学校教育系施設

1) 学校

① 施設一覧

図表 4-8 施設一覧 (1/2)

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
明野小学校	明野新町6丁目3番1号	1993	23	7,568	7,617
泉野小学校	川治町4丁目5番1号	1984	32	7,443	7,472
糸井小学校	日吉町4丁目12番6号	1975	41	5,646	5,750
植苗小学校	字植苗50番地	1971	45	1,637	2,059
ウトナイ小学校	ウトナイ北3丁目2番1号	2006	10	7,368	7,368
清水小学校	清水町2丁目10番16号	1964	52	5,034	5,121
澄川小学校	澄川町2丁目4番6号	1978	38	7,530	7,559
大成小学校	大成町2丁目3番2号	1960	56	7,124	7,178
拓進小学校	拓勇西町3丁目8番1号	2012	4	7,383	7,383
拓勇小学校	拓勇東町4丁目8番1号	2001	15	8,084	8,084
樽前小学校	字樽前102番地	1952	64	1,707	1,989
苫小牧西小学校	矢代町3丁目7番16号	1975	41	6,547	7,741
苫小牧東小学校	旭町3丁目3番4号	1953	63	7,114	7,963
豊川小学校	豊川町4丁目7番14号	1980	36	7,995	8,024
錦岡小学校	宮前町2丁目30番2号	1966	50	5,623	5,648
日新小学校	日新町3丁目1番7号	1972	44	7,983	8,058
沼ノ端小学校	東開町6丁目1番1号	1969	47	5,777	5,887
北星小学校	桜木町3丁目8番6号	1977	39	7,148	7,177
北光小学校	北光町3丁目8番2号	1956	60	5,939	6,793
美園小学校	美園町4丁目26番2号	1967	49	6,476	6,516
緑小学校	三光町2丁目6番5号	1958	58	6,573	7,500
明德小学校	明德町3丁目10番3号	1982	34	5,633	5,662
勇払小学校	字勇払149番地	1973	43	4,805	5,830
若草小学校	若草町1丁目4番5号	1975	41	7,143	7,143
明野中学校	明野新町3丁目13番1号	1992	24	6,029	6,078
植苗中学校	字植苗50番地	1971	45	1,543	1,596
開成中学校	清水町2丁目9番2号	1971	45	4,414	4,636
啓北中学校	啓北町2丁目12番11号	1961	55	7,791	7,935
啓北中学校山なみ分校	有珠の沢町3丁目9番7号	1992	24	2,038	2,070
啓明中学校	はまなす町2丁目2番2号	1981	35	8,391	8,540
光洋中学校	光洋町2丁目5番2号	1984	32	6,467	6,517
青翔中学校	拓勇東町6丁目15番1号	2008	8	7,573	7,573
苫小牧東中学校	旭町1丁目7番10号	1961	55	6,919	7,192
沼ノ端中学校	東開町6丁目1番2号	1964	52	5,256	6,066
明倫中学校	日新町3丁目5番13号	1977	39	8,580	8,580
勇払中学校	字勇払132番地	1963	53	4,117	4,183
凌雲中学校	青雲町2丁目15番3号	1965	51	5,989	6,141

図表 4-9 施設一覧 (2/2)

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
緑陵中学校	のぞみ町3丁目10番1号	1997	19	6,123	6,172
和光中学校	双葉町1丁目11番3号	1960	56	7,282	7,521
延床面積 合計					248,322

② 施設の課題

- 市内には、小学校 24 校、中学校 15 校の計 39 の学校施設があり、学校施設内の利用教室割合は全ての学校施設で 100%と高くなっています。
- 1 教室当たりの児童・生徒数は学校により隔たりがあるほか、児童・生徒 1 人当たりの維持管理コストも大きく異なっています。
- 文部科学省では、学級数が少ないことによる学校運営上の課題として、クラス替えができないことや遠足等の集団活動・行事の教育効果が下がること、人間関係や相互の評価が固定化しやすいなどのデメリットが挙げられています。
- 今後も子どもの人口減少は継続することが見込まれており、今後適正規模を下回る学校については、統廃合を進めるなどの検討が必要となります。

③ 管理に関する基本的な考え方

「苫小牧市小・中学校施設整備計画」に基づき、安全・安心な教育環境の確保のため、引き続き長寿命化の取組を進めていきます。

点検・診断等	● 建物の法定検査を含む点検・検査を継続して実施するとともに、管理者が日常の自主点検を随時行い、それらの点検結果を蓄積し、維持管理及び修繕・改修を含む長寿命化対策に反映していきます。
維持管理	● 建築基準法に基づく法定検査等の点検結果や、学校からの施設要望を基に、使用状況を学校関係者と確認及び協議し、維持管理及び修繕、改修等の長寿命化対策に反映していきます。
安全確保	● 児童・生徒を含む学校利用関係者の安全確保のため、効率的かつ効果的な措置を講じていきます。
耐震化	● 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、改修等の検討を行っていきます。
長寿命化	● 中長期的な維持管理等にかかるトータルコストの縮減や改修等に伴う予算の平準化を図るため、長寿命化による整備についても、建築物等の使用状況及び築年数を勘案し、実施を検討していきます。
統廃合の推進	● 苫小牧市立小中学校規模適正化基本方針に基づき、通学区域や通学距離を勘案し、学校規模の適正化を図っていきます。

2) その他教育施設

① 施設一覧

図表 4-10 施設一覧

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
教育センター	本幸町1丁目2番21号	2008	8	2,146	2,146
第1 学校給食共同調理場	柳町1丁目3番5号	2011	5	4,453	4,453
第2 学校給食共同調理場	のぞみ町2丁目7番3号	1977	39	1,047	1,047
延床面積 合計					7,646

② 施設の課題

- その他教育施設として、「教育センター」や給食共同調理場があり、「第1 学校給食共同調理場」は中央部東地域、「第2 学校給食共同調理場」は西部西地域に設置しています。
- 本市の面積規模を考えると、所定の時間までに小中学校へ給食を届けるためには、2つの拠点は必要となりますが、「第2 学校給食共同調理場」は既に耐用年数を迎えており、安全管理の面からも早急な対応が必要です。
- 「第2 学校給食共同調理場」は「第1 学校給食共同調理場」に比べ、1食当たりの維持管理コストが1.7倍となっており、給食機能の更なる向上を考え、今後の給食共同調理場の在り方を考えていく必要があります。

③ 管理に関する基本的な考え方

老朽化の著しい第2 学校給食共同調理場については、適切な維持管理に努めながら、更新の検討を進めていきます。

点検・診断等	● 管理者の自主点検を随時行い、その点検結果を蓄積して、維持管理及び修繕、修繕等の長寿命化対策に反映していきます。
維持管理	● 蓄積した点検結果を基に、維持管理及び修繕、改修等の長寿命化対策を図っていきます。
安全確保	● 点検等により施設関係者や第三者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じ、安全確保に努めます。
耐震化	● 「第2 学校給食共同調理場」は、旧耐震基準の施設ですが耐震改修ではなく更新の検討を進めます。
長寿命化	● 点検・診断結果を基に、維持管理・修繕等を行い、施設の長寿命化を図っていきます。
統廃合の推進	● 老朽化の著しい「第2 学校給食共同調理場」については、移転改築による更新の検討を進めます。

(6) 子育て支援施設

1) 幼稚園・保育園・こども園

① 施設一覧

図表 4-11 施設一覧

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
いとい北保育園	日新町4丁目3番15号	1974	42	660	660
しみず保育園	清水町2丁目7番11号	1974	42	563	563
ひまわり保育園	高砂町2丁目5番4号	1974	42	688	688
みその保育園	美園町3丁目9番15号	1967	49	465	465
やまて保育園	山手町2丁目9番4号	1974	42	680	680
延床面積 合計					3,056

② 施設の課題

- 保育園は、市内に5か所あり、各地域に設置していますが、保育所運営経費を公立、法人で比較すると人件費等の影響もあり、コスト面での運営方法等の見直しを検討していく必要があります。
- 「苫小牧市新保育所整備計画」では、「しみず保育園」は平成32年度（2020年度）に「みその保育園」と統合を予定しているほか、「やまて保育園」は平成29年度（2017年度）に民間移譲を予定、また「ひまわり保育園」は平成33年度（2021年度）に民間への移譲、平成36年度（2024年度）に「いとい北保育園」は建て替えを予定しています。

③ 管理に関する基本的な考え方

「苫小牧市新保育所整備計画」に基づき、統廃合・民間移譲を進め、待機児童等の状況を踏まえたサービス供給量の見直しを行っていくほか、乳幼児が日常的に使用する施設であるため、耐震性や安全確保については特に重視していきます。

点検・診断等	● 施設設備等の法定点検や管理者による自主点検を実施し、その点検結果等から、施設の改修・更新及び維持管理に反映していきます。
維持管理	● 予防保全型の維持管理に努め、経費の縮減と平準化を目指していきます。 ● 建て替えに当たっては、民間活力の活用も検討していきます。
安全確保	● 点検等により、児童等の安全・安心が確保されないと判断される緊急かつ高度な危険性に対しては、安全な保育環境の維持の観点から、必要な措置を講じます。
耐震化	● 廃園予定の施設を除き、建て替えにあたっては「苫小牧市新保育所整備計画」に基づき、進めていきます。
長寿命化	● 「苫小牧市新保育所整備計画」に基づき、統合・民間移譲・建て替えを行います。
統廃合の推進	● 平成27年6月に策定した「苫小牧市新保育所整備計画」に基づき、施設の統廃合を進めていきます。

2) 幼児・児童施設

① 施設一覧

図表 4-12 施設一覧

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
子育て支援センター	本幸町1丁目2番21号	2008	8	873	873
あさひ児童センター	旭町2丁目3番24号	1974	42	673	673
大成児童センター	大成町1丁目11番21号	2014	2	497	497
住吉児童センター	住吉町2丁目5番17号	1993	23	364	364
錦岡児童センター	宮前町2丁目29番20号	2009	7	498	498
日新児童センター	日新町3丁目6番15号	1996	20	364	364
沼ノ端児童センター	沼ノ端中央4丁目10番34号	1998	18	380	380
ウトナイ児童クラブ	ウトナイ北3丁目2番1号	2009	7	231	231
拓進児童クラブ	拓勇西町3丁目8番1号	2012	4	231	231
拓勇児童クラブ	拓勇東町4丁目8番1号	2008	8	231	231
沼ノ端児童クラブ	東開町6丁目1番1号	2013	3	231	231
旧大成児童センター（廃止）	大成町2丁目3番8号	1972	44	380	380
延床面積 合計					4,953

② 施設の課題

- 児童センターは市内各所に6か所、校舎外別棟の児童クラブを東部地域に4か所、また、市内全域を対象とした「子育て支援センター」を中心部に配置しています。
- 比較的新しい施設が多いですが、計画的に点検や改修等を行いながら、今後の在り方について検討していく必要があります。

③ 管理に関する基本的な考え方

各地域における子育て支援の拠点施設として適切な維持管理を進め、より良いサービスを提供できる施設としていきます。

点検・診断等	● 建物の法定点検や検査等を定期的実施するとともに、管理者による自主点検を随時行い、それらの点検結果を蓄積し、維持管理・修繕等を含む老朽化対策に反映していきます。
維持管理	● 蓄積した点検結果を基に、適切な維持管理を図っていきます。
安全確保	● 点検等により職員や第三者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じ、安全確保に努めます。
耐震化	● 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、施設の利用状況など必要に応じて改修等を行っていきます。
長寿命化	● 経過年数の古いものから、施設の利用状況等を踏まえ、更新時期を検討していくほか、各施設の点検の結果や安全確保の観点から必要な対策は速やかに実施します。
統廃合の推進	● 「大成児童センター」は、「旧大成児童センター」と「西弥生児童館」を統合し建て替え、「西弥生児童館」は解体、「旧大成児童センター」は廃止としています。

(7) 保健・福祉施設

1) 高齢福祉施設

① 施設一覧

図表 4-13 施設一覧

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
高齢者福祉センター	本幸町1丁目2番21号	2008	8	1,741	1,786
延床面積 合計					1,786

② 施設の課題

- ・ 「高齢者福祉センター」は、市全体を対象とした施設であり、年間約 4 万人、1 日平均 100 人以上と多くの高齢者の方に御利用いただいています。
- ・ 施設は「教育・福祉センター」として複合施設となっており、今後の老朽化対策については、施設全体として検討していきます。

③ 管理に関する基本的な考え方

高齢福祉施設は、高齢化の進行により、今後、ニーズが高まることが考えられます。民間による同種機能の提供状況や提供可能性も踏まえ、市としてのサービス提供の在り方を検討していきます。

点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後も、建物及び建築設備の法定点検・検査等を定期的実施しながら、市民の方に安全に利用してもらえるよう、必要な維持管理・修繕等を行い、老朽化対策に反映していきます。
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的な点検や検査結果を基に、利用者からの意見を参考にしながら、老朽化対策に努めていきます。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の性質から、高齢者等の利用が多く、安全面での配慮が特に必要な施設であり、点検等により緊急的な修理が必要と判断された場合には、速やかに適切な措置を講じるなど、安全確保に努めます。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ● 新耐震基準の施設であるため、耐震化の実施は不要ですが、管理者による自主点検を随時実施し、必要に応じ修繕を図っていきます。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物の法定点検・検査等を定期的実施し、それらの結果を基に、大きな修繕を必要とする前に予防保全型維持管理による修繕等を重ね、長寿命化を図っていきます。
統廃合の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市における高齢者の健康づくりに向けた取組を担う唯一の公共施設です。 ● 今後も社会の変化や市民ニーズに合わせた適正な施設の規模と配置を検討していきます。

2) 障害福祉施設

① 施設一覧

図表 4-14 施設一覧

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
旧市立しんとみ保育園	新富町1丁目3番18号	1975	41	496	496
旧市立病院院内保育所	本幸町1丁目1番10号	1975	41	120	120
旧日の出・三光町内会館	日の出町2丁目8番23号	1973	43	348	348
旧すみれ保育園	矢代町3丁目3番3号	1960	56	410	410
苫小牧市中心身障害者自立支援センター	豊川町3丁目26番11号	1991	25	436	436
心身障害者福祉センター	旭町2丁目1番11号	1977	39	2,680	2,680
				延床面積 合計	4,490

※4つの旧施設については、現在貸付を行っている。

② 施設の課題

- 障害福祉施設の多くは築 30 年以上を経過し、老朽化が進んでいる施設となっており、安全管理の面からも対応が必要です。

③ 管理に関する基本的な考え方

障害福祉施設については、計画的な改修の推進により施設の長寿命化を図りながら、市民の利便性の向上を念頭に、サービス機能の拡充を図っていきます。

点検・診断等	● 建物の法定点検のほか、管理者による自主点検を随時行い、それらの点検結果を蓄積し、維持管理・修繕等を含む老朽化対策に反映していきます。
維持管理	● 蓄積した点検結果を基に、利用状況を踏まえた上で、中長期的な計画等により、維持管理・修繕等を含む老朽化対策を講じていきます。
安全確保	● 点検等により施設関係者や第三者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施する等必要な措置を講じるなど安全確保に努めます。
耐震化	● 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、施設の使用状況など必要に応じて改修等を行っていきます。
長寿命化	● 施設の多くが築 30 年以上を経過しており、大きな修繕を必要とする前に予防保全型維持管理による修繕等を重ね、長寿命化を図っていきます。
統廃合の推進	● 築 30 年以上を経過し、大規模施設である「心身障害者福祉センター」は、旧道立病院を改築し移転、デイサービス施設の設置、福祉避難所など機能拡充や診療所を併設した複合施設となります。

3) その他社会保険施設

① 施設一覧

図表 4-15 施設一覧 (1/2)

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
明野柳町総合福祉会館	明野新町3丁目20番1号	1994	22	490	490
旭町総合福祉会館	旭町2丁目14番18号	1990	26	392	392
一区総合福祉会館	表町5丁目8番7号	1982	34	364	364
植苗南町内会集会所	字植苗169番地の8	1975	41	106	106
うぐいす団地福祉会館	字錦岡491番地の154	1985	31	78	78
有珠の沢総合福祉会館	有珠の沢町6丁目1番4号	1985	31	486	486
ウトナイ町内会館	ウトナイ南6丁目8番20号	2011	5	184	184
大町寿総合福祉会館	大町1丁目3番13号	1973	43	464	464
音羽町総合福祉会館	音羽町2丁目6番15号	1974	42	468	468
柏木町総合福祉会館	柏木町6丁目3番15号	1975	41	346	346
春日清水町総合福祉会館	春日町3丁目8番26号	1978	38	426	426
川沿町総合福祉会館	川沿町1丁目13番23号	1990	26	435	435
錦西すずらん会館	字錦岡573番地の319	1989	27	403	403
啓北町総合福祉会館	啓北町2丁目12番7号	1974	42	534	534
光洋町総合福祉会館	光洋町2丁目1番16号	1978	38	474	474
幸町総合福祉会館	幸町1丁目6番5号	1993	23	377	377
栄町総合福祉会館	栄町3丁目2番4号	1993	23	466	466
桜木しらかば総合福祉会館	桜木町2丁目18番17号	1991	25	488	488
汐見町総合福祉会館	汐見町1丁目2番8号	1988	28	356	356
しらかば総合福祉会館	しらかば町5丁目6番8号	1977	39	432	432
新明町総合福祉会館	新明町5丁目11番20号	1978	38	350	350
新生台総合センター	三光町1丁目4番26号	1991	25	662	662
新中野総合福祉会館	新中野町2丁目3番14号	1985	31	498	498
末広町総合福祉会館	末広町1丁目20番8号	1986	30	479	479
スプリングタウン総合福祉会館	明德町3丁目2番14号	1993	23	287	287
澄川町総合福祉会館	澄川町2丁目13番1号	2000	16	453	453
住吉泉町内会館	住吉町1丁目3番28号	1989	27	491	491
第七区総合福祉会館	矢代町2丁目1番13号	1991	25	500	500
第八区総合福祉センター	緑町2丁目5番13号	1984	32	729	729
高丘泉福祉会館	泉町2丁目8番6号	1988	28	83	83
拓勇中央福祉会館	拓勇東町6丁目6番1号	2008	8	166	166
東開町内会総合福祉会館	東開町2丁目12番28号	1995	21	397	397
ときわ町総合福祉会館	ときわ町4丁目22番7号	1981	35	347	347
豊川総合福祉会館	豊川町3丁目20番12号	1979	37	485	485
錦岡総合福祉会館	青雲町2丁目12番20号	1986	30	451	451
西町総合福祉会館	大成町1丁目3番22号	1977	39	424	424
沼ノ端総合福祉会館	沼ノ端中央3丁目8番22号	1966	50	277	277
のぞみ福祉会館	のぞみ町1丁目15番10号	2001	15	53	53
花園町総合福祉会館	花園町3丁目1番3号	1985	31	499	499

図表 4-16 施設一覧 (2/2)

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
美光町内会総合福祉会館	美園町1丁目10番10号	1992	24	488	488
日吉総合福祉会館	日吉町3丁目8番23号	1975	41	595	595
双葉町総合福祉会館	双葉町3丁目7番11号	1974	42	478	478
船見町港北総合福祉会館	船見町1丁目10番2号	1975	41	353	353
本町総合福祉会館	本町1丁目2番15号	1985	31	437	437
美原町内会館	美原町2丁目12番19号	2013	3	139	139
宮の森総合福祉会館	字糸井392番地の3	1991	25	366	366
見山町総合福祉会館	見山町4丁目7番4号	1989	27	704	708
見山東福祉センター	見山町2丁目8番10号	2000	16	178	178
もえぎ町総合福祉会館	もえぎ町1丁目9番8号	1994	22	338	338
元中野町総合福祉会館	元中野町3丁目2番16号	1977	39	371	371
矢代町福祉会館	矢代町3丁目1番8号	1993	23	164	164
山手北光総合福祉会館	山手町1丁目11番10号	1979	37	468	468
弥生連合町内会館	弥生町2丁目19番3号	1980	36	513	513
勇払総合福祉会館	字勇払39番地の2	1977	39	515	515
若草町総合福祉会館	若草町5丁目4番6号	1987	29	301	301
生活館	矢代町2丁目1番11号	1990	26	409	409
苫小牧市民活動センター	若草町3丁目3番8号	1994	22	3,110	3,110
健康支援センター	本幸町1丁目2番21号	2008	8	1,219	1,219
				延床面積 合計	26,550

② 施設の課題

- その他社会保険施設は、地域を対象とした福祉会館のほか、市全体を対象とした「健康支援センター」等があります。
- 各地域に設置された福祉会館の多くの施設が既に耐用年数を迎えております。

③ 管理に関する基本的な考え方

福祉会館など、その他社会保険施設は、地域単位ごとに設置している地域活動拠点施設であることから、継続的に維持・管理を行っていきます。福祉会館以外の施設については、ライフサイクルコストの低減を目指し、必要に応じて維持管理・修繕や長寿命化を推進します。

点検・診断等	<ul style="list-style-type: none">● 建物の法定点検等を実施するとともに、管理者による見回りなどを随時行い、点検結果を基に、維持管理や修繕等の長寿命化対策に活かしていきます。● 日々の点検・診断や維持管理を、一定の範囲で市民の方に御協力いただくよう、市民協働の観点も踏まえて今後の方法を検討していきます。
維持管理	<ul style="list-style-type: none">● 生活館、苫小牧市民活動センターは、利用状況を踏まえた上で、中長期的な視点から、維持管理・修繕等を含む老朽化対策を進めていきます。● 健康支援センターについては、複合施設「教育・福祉センター」として施設全体の老朽化対策を検討していきます。● 地区単位で設置している福祉会館は、地域ニーズに応じた地域による維持・管理を継続的に行っていきます。
安全確保	<ul style="list-style-type: none">● 点検・診断等により施設の危険性が認められた場合、速やかに修繕・改修等を行い、安全確保に努めます。
耐震化	<ul style="list-style-type: none">● 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、施設の使用状況など必要に応じて改修等を行っていきます。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none">● 施設の長寿命化に向けて、修繕がより効果的となる時期や方法について検討し、計画的に実施していきます。
統廃合の推進	<ul style="list-style-type: none">● 地域ごとに配置されている特性を生かし、施設更新の際には、同様に地域ごとに配置されている集会施設等との複合化を検討します。● 誰もがアクセスしやすいことが重要な施設でもあるため、複合化等による統廃合を検討する際には、地理的な条件を考慮し、交通政策との連携に留意しながら検討します。

(8) 行政系施設

1) 庁舎

① 施設一覧

図表 4-17 施設一覧

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
市役所本庁舎	旭町4丁目5番6号	1983	33	23,362	23,362
市役所第2庁舎	旭町4丁目4番9号	1984	32	1,301	1,301
道路管理事務所（旧糸井清掃センター事務所）	字糸井402番地の4	1971	45	608	1,075
沼ノ端清掃事務所	字沼ノ端2番地の25	1998	18	1,107	2,234
延床面積 合計					27,972

② 施設の課題

- 庁舎は、「市役所本庁舎」と「市役所第2庁舎」の2施設があり、庁舎の耐用年数迎える年度は本庁舎が平成45年度（2033年度）、第2庁舎が平成46年度（2034年度）と時間的には余裕がありますが、庁舎の規模は大きいため、早い段階で庁舎再編・新庁舎建設も見据えた検討が必要となります。
- 西部東地域に配置されている「道路管理事務所」は、5年以内に耐用年数を迎えることから、安全管理の面からの対応が必要です。

③ 管理に関する基本的な考え方

庁舎は、防災時の拠点となることを踏まえ、耐震性や安全確保の観点を重視していくほか、建て替え時には、市民が利用しやすい環境整備に向けて検討を行います。

点検・診断等	● 施設の設備等の保守管理、点検、法定検査、維持管理等を包括的に発注することで、民間のノウハウを活用し、保守管理業務の質の向上・事務量の低減・コスト削減を推進していきます。
維持管理	● 使用状況等に基づき、維持管理や修繕等の老朽化対策等を計画的に進めていきます。
安全確保	● 点検等により利用者、第三者や職員に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を行い、安全確保に努めます。
耐震化	● 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、必要に応じて改修等を行っていきます。
長寿命化	● 庁舎については、今後も行政サービスの拠点として活用されるほか、防災時の拠点となることを踏まえ、計画的な点検及び修繕を実施し、施設の長寿命化を図っていきます。
統廃合の推進	● 庁舎は築30年を経過しており、今後の建替計画を含めた改修の計画を検討する際には、他目的の公共施設との複合化や施設の利用も視野に入れた検討を進めます。

2) 消防施設

① 施設一覧

図表 4-18 施設一覧

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
消防本部・消防署	新開町2丁目12番7号	2015	1	4,476	4,476
消防署新富出張所	新富町1丁目3番1号	1985	31	998	998
消防署末広出張所	末広町3丁目9番30号	1982	34	1,783	1,783
消防署錦岡出張所	青雲町1丁目23番12号	2009	7	1,063	1,063
消防署日新出張所	日新町4丁目2番1号	1978	38	640	640
消防署沼ノ端出張所	字沼ノ端42番地の12	1983	33	984	1,175
消防団植苗分団詰所	字植苗40番地の95	2005	11	156	156
消防団住吉分団詰所	住吉町2丁目6番2号	1991	25	920	920
消防団勇払分団詰所	字勇払27番地の1	2006	10	156	156
				延床面積 合計	11,367

② 施設の課題

- 消防施設は、市民の安全に不可欠な施設であるため、耐震化されていない施設については早急に改修を行う必要があります。

③ 管理に関する基本的な考え方

消防能力を維持していく観点から、老朽化した施設の更新を進めていきます。

点検・診断等	● 定期的に点検・診断等を行うとともに、管理者による自主点検を行い、維持管理・修繕等を含む老朽化対策を進めていきます。
維持管理	● 消防施設は市民の安全に不可欠な施設であるため、消防能力を維持しながら、定期点検等の実施による予防保全型の維持管理を推進します。
安全確保	● 災害時に機能することが求められる施設であることから、点検等で早急な対応が必要である場合には、緊急修繕等を実施します。
耐震化	● 耐震化を図っていますが、築年数が経過している施設もあることから、耐震改修ではなく、更新の計画を検討していきます。
長寿命化	● 施設の長寿命化に向けては、定期点検の結果を踏まえて、修繕工事がより効果的となる時期や方法について検討し、それに基づいて確実に修繕します。
統廃合の推進	● 出張所を含む消防施設は、それぞれ管轄区域が設定されています。老朽化の進む「消防署日新出張所」については、建て替えによる更新を行います。

3) その他行政系施設

① 施設一覧

図表 4-19 施設一覧

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
苫小牧市交通安全センター	旭町3丁目5番20号	1982	34	393	393
樽前樹木センターポンプ室	字樽前421番地の1	1974	42	3	3
営繕センター事務所、倉庫	住吉町2丁目5番22号	1990	26	99	99
住吉町管理人事務所	住吉町1丁目3番9号	1990	26	31	31
延床面積 合計					526

② 施設の課題

- 「苫小牧市交通安全センター」は、指定管理者制度の導入等により、市の財政負担は最小限のものに努めているものの、老朽化が進んでいます。

③ 管理に関する基本的な考え方

その他行政系施設については、都市機能を補完する重要な役割を担うため、適切な維持管理を進めるほか、その他施設との複合化を含め、効率的かつ効果的な維持管理を検討していきます。

点検・診断等	● 管理者により定期的な自主点検を行い、それらの点検結果を蓄積し、維持管理・修繕等を含む老朽化対策等に反映していきます。
維持管理	● 点検・診断結果を踏まえ、維持管理・修繕等を含む老朽化対策等に反映していきます。
安全確保	● 点検等により関係者や利用者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じ、安全確保に努めます。
耐震化	● 老朽化により危険と判断された場合は、必要な措置を講じていきます。
長寿命化	● 予防保全的な維持管理及び改修を行うとともに、点検の結果、安全確保の観点から必要な対策は速やかに実施します。
統廃合の推進	● 他施設との複合化を踏まえ、効率的な管理運営方法を検討していきます。

(9) 公営住宅

① 施設一覧

図表 4-20 施設一覧 (1/7)

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
市営住宅 (青葉町1-3-2)	青葉町1丁目3番2号	1980	36	10,078	10,078
市営住宅 (青葉町1-4-1)	青葉町1丁目4番1号	1975	41	1,855	1,855
市営住宅 (青葉町1-4-2)	青葉町1丁目4番2号	1975	41	1,110	1,110
市営住宅 (青葉町1-4-3)	青葉町1丁目4番3号	1975	41	1,110	1,110
市営住宅 (青葉町1-4-4)	青葉町1丁目4番4号	1975	41	1,110	1,110
市営住宅 (青葉町1-4-5)	青葉町1丁目4番5号	1975	41	1,854	1,854
市営住宅 (青葉町1-5-1)	青葉町1丁目5番1号	1974	42	2,005	2,005
市営住宅 (青葉町1-5-2)	青葉町1丁目5番2号	1974	42	2,467	2,467
市営住宅 (青葉町1-5-3)	青葉町1丁目5番3号	1974	42	2,216	2,216
市営住宅 (青葉町2-10-1)	青葉町2丁目10番1号	1984	32	2,935	2,972
市営住宅 (青葉町2-10-2)	青葉町2丁目10番2号	1979	37	2,935	2,969
市営住宅 (青葉町2-10-3)	青葉町2丁目10番3号	1995	21	1,509	1,509
市営住宅 (青葉町2-10-4)	青葉町2丁目10番4号	1995	21	1,007	1,007
市営住宅 (旭町2-1-1)	旭町2丁目1番1号	1962	54	721	721
市営住宅 (旭町2-2-20)	旭町2丁目2番20号	1980	36	7,999	8,131
市営住宅 (旭町2-3-4)	旭町2丁目3番4号	1968	48	2,407	2,407
市営住宅 (旭町2-3-24)	旭町2丁目3番24号	1974	42	3,248	3,248
市営住宅 (植苗51-178)	字植苗51番地の178	1979	37	2,157	2,178
市営住宅 (植苗51-186-2)	字植苗51番地の186	1992	24	610	610
市営住宅 (植苗51-186-3)	字植苗51番地の186	1992	24	588	588
市営住宅 (光洋町3-12-1)	光洋町3丁目12番1号	1968	48	138	138
市営住宅 (光洋町3-12-2)	光洋町3丁目12番2号	1967	49	135	135
市営住宅 (光洋町3-12-3)	光洋町3丁目12番3号	1964	52	133	133
市営住宅 (光洋町3-12-4)	光洋町3丁目12番4号	1966	50	135	135
市営住宅 (光洋町3-12-5)	光洋町3丁目12番5号	1968	48	138	138
市営住宅 (光洋町3-12-6)	光洋町3丁目12番6号	1966	50	135	135
市営住宅 (光洋町3-12-7)	光洋町3丁目12番7号	1966	50	135	135
市営住宅 (光洋町3-12-8)	光洋町3丁目12番8号	1966	50	135	135
市営住宅 (光洋町3-12-9)	光洋町3丁目12番9号	1964	52	133	133
市営住宅 (光洋町3-12-10)	光洋町3丁目12番10号	1964	52	133	133
市営住宅 (光洋町3-12-11)	光洋町3丁目12番11号	1964	52	133	133
市営住宅 (光洋町3-12-12)	光洋町3丁目12番12号	1965	51	135	135
市営住宅 (光洋町3-12-13)	光洋町3丁目12番13号	1965	51	135	135
市営住宅 (光洋町3-12-14)	光洋町3丁目12番14号	1965	51	135	135
市営住宅 (光洋町3-12-15)	光洋町3丁目12番15号	1967	49	135	135
市営住宅 (光洋町3-12-16)	光洋町3丁目12番16号	1967	49	135	135
市営住宅 (光洋町3-12-17)	光洋町3丁目12番17号	1972	44	157	157
市営住宅 (光洋町3-12-18)	光洋町3丁目12番18号	1972	44	157	157
市営住宅 (光洋町3-12-19)	光洋町3丁目12番19号	1970	46	157	157
市営住宅 (光洋町3-12-20)	光洋町3丁目12番20号	1970	46	157	157

図表 4-21 施設一覧 (2/7)

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
市営住宅 (光洋町3-13-1)	光洋町3丁目13番1号	1972	44	157	157
市営住宅 (光洋町3-13-2)	光洋町3丁目13番2号	1972	44	82	82
市営住宅 (光洋町3-13-3)	光洋町3丁目13番3号	1972	44	157	157
市営住宅 (光洋町3-13-4)	光洋町3丁目13番4号	1972	44	157	157
市営住宅 (光洋町3-13-5)	光洋町3丁目13番5号	1972	44	157	157
市営住宅 (光洋町3-13-6)	光洋町3丁目13番6号	1972	44	157	157
市営住宅 (光洋町3-13-7)	光洋町3丁目13番7号	1971	45	167	167
市営住宅 (光洋町3-13-8)	光洋町3丁目13番8号	1971	45	157	157
市営住宅 (光洋町3-13-9)	光洋町3丁目13番9号	1971	45	157	157
市営住宅 (光洋町3-13-10)	光洋町3丁目13番10号	1971	45	157	157
市営住宅 (光洋町3-13-11)	光洋町3丁目13番11号	1970	46	91	91
市営住宅 (光洋町3-13-12)	光洋町3丁目13番12号	1970	46	157	157
市営住宅 (光洋町3-13-13)	光洋町3丁目13番13号	1970	46	157	157
市営住宅 (光洋町3-13-14)	光洋町3丁目13番14号	1970	46	91	91
市営住宅 (光洋町3-13-15)	光洋町3丁目13番15号	1971	45	157	157
市営住宅 (光洋町3-13-16)	光洋町3丁目13番16号	1971	45	157	157
市営住宅 (光洋町3-13-17)	光洋町3丁目13番17号	1971	45	157	157
市営住宅 (光洋町3-13-18)	光洋町3丁目13番18号	1971	45	264	264
市営住宅 (光洋町3-20-1)	光洋町3丁目20番1号	1971	45	274	274
市営住宅 (光洋町3-20-2)	光洋町3丁目20番2号	1971	45	179	179
市営住宅 (光洋町3-20-3)	光洋町3丁目20番3号	1971	45	253	253
市営住宅 (光洋町3-20-4)	光洋町3丁目20番4号	1972	44	233	233
市営住宅 (光洋町3-20-5)	光洋町3丁目20番5号	1972	44	157	157
市営住宅 (光洋町3-20-6)	光洋町3丁目20番6号	1972	44	239	239
市営住宅 (光洋町3-20-7)	光洋町3丁目20番7号	1971	45	253	253
市営住宅 (光洋町3-20-8)	光洋町3丁目20番8号	1971	45	179	179
市営住宅 (光洋町3-20-9)	光洋町3丁目20番9号	1971	45	274	274
市営住宅 (光洋町3-20-10)	光洋町3丁目20番10号	1971	45	274	274
市営住宅 (光洋町3-20-11)	光洋町3丁目20番11号	1971	45	264	264
市営住宅 (光洋町3-20-12)	光洋町3丁目20番12号	1971	45	253	253
市営住宅 (光洋町3-20-13)	光洋町3丁目20番13号	1972	44	239	239
市営住宅 (光洋町3-20-14)	光洋町3丁目20番14号	1972	44	157	157
市営住宅 (光洋町3-20-15)	光洋町3丁目20番15号	1971	45	247	247
市営住宅 (光洋町3-20-16)	光洋町3丁目20番16号	1971	45	247	247
市営住宅 (光洋町3-20-17)	光洋町3丁目20番17号	1971	45	264	264
市営住宅 (光洋町3-20-18)	光洋町3丁目20番18号	1971	45	274	274
市営住宅 (末広町1-2-4)	末広町1丁目2番4号	1978	38	3,703	3,703
市営住宅 (末広町1-2-22)	末広町1丁目2番22号	1980	36	8,754	8,754
市営住宅 (末広町1-12-1)	末広町1丁目12番1号	1974	42	17,928	17,928
市営住宅 (末広町1-13-6)	末広町1丁目13番6号	1978	38	1,266	1,266

図表 4-22 施設一覧 (3/7)

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
市営住宅 (未広町1-19-14)	未広町1丁目19番14号	1980	36	11,111	11,111
市営住宅 (住吉町1-3-1)	住吉町1丁目3番1号	1987	29	2,935	3,043
市営住宅 (住吉町1-3-2)	住吉町1丁目3番2号	1987	29	2,935	2,935
市営住宅 (住吉町1-3-3)	住吉町1丁目3番3号	1988	28	2,991	2,991
市営住宅 (住吉町1-3-4)	住吉町1丁目3番4号	1990	26	2,249	2,249
市営住宅 (住吉町1-3-5)	住吉町1丁目3番5号	1989	27	2,249	2,249
市営住宅 (住吉町1-4-1)	住吉町1丁目4番1号	1985	31	2,935	3,048
市営住宅 (住吉町1-4-2)	住吉町1丁目4番2号	1985	31	2,202	2,202
市営住宅 (住吉町1-4-3)	住吉町1丁目4番3号	1985	31	2,935	2,935
市営住宅 (住吉町1-4-4)	住吉町1丁目4番4号	1985	31	2,935	2,935
市営住宅 (住吉町1-4-5)	住吉町1丁目4番5号	1986	30	2,202	2,315
市営住宅 (住吉町1-4-6)	住吉町1丁目4番6号	1986	30	2,935	2,935
市営住宅 (住吉町1-4-7)	住吉町1丁目4番7号	1986	30	2,935	2,935
市営住宅 (住吉町1-4-8)	住吉町1丁目4番8号	1986	30	2,935	2,935
市営住宅 (住吉町2-3-1)	住吉町2丁目3番1号	1992	24	2,783	2,858
市営住宅 (住吉町2-3-2)	住吉町2丁目3番2号	1994	22	3,723	3,723
市営住宅 (住吉町2-3-3)	住吉町2丁目3番3号	2001	15	2,770	2,845
市営住宅 (住吉町2-3-4)	住吉町2丁目3番4号	2000	16	2,770	2,770
市営住宅 (住吉町2-3-5)	住吉町2丁目3番5号	1998	18	3,774	3,774
市営住宅 (住吉町2-3-6)	住吉町2丁目3番6号	1996	20	2,770	2,770
市営住宅 (大成町1-1-1)	大成町1丁目1番1号	1977	39	10,829	10,829
市営住宅 (大成町1-1-2)	大成町1丁目1番2号	1976	40	5,434	5,434
市営住宅 (大成町1-5-1)	大成町1丁目5番1号	1977	39	1,219	1,219
市営住宅 (大成町1-5-2)	大成町1丁目5番2号	1977	39	1,219	1,219
市営住宅 (大成町1-7-1)	大成町1丁目7番1号	1977	39	1,505	1,505
市営住宅 (大成町1-7-2)	大成町1丁目7番2号	1978	38	1,505	1,505
市営住宅 (大成町1-8-1)	大成町1丁目8番1号	1977	39	11,024	11,024
市営住宅 (大成町1-9-1)	大成町1丁目9番1号	1978	38	14,851	14,851
市営住宅 (大成町1-11-1)	大成町1丁目11番1号	1977	39	10,312	10,312
市営住宅 (大成町1-13-1)	大成町1丁目13番1号	1977	39	6,464	6,464
市営住宅 (大成町1-14-2)	大成町1丁目14番2号	1979	37	13,402	13,402
市営住宅 (大成町1-14-3)	大成町1丁目14番3号	1979	37	15,420	15,420
市営住宅 (大成町1-14-4)	大成町1丁目14番4号	1979	37	11,825	11,825
市営住宅 (高丘6-32-1)	字高丘6番地の32	1984	32	2,202	2,202
市営住宅 (高丘6-32-2)	字高丘6番地の32	1984	32	2,202	2,202
市営住宅 (高砂町2-5-4)	高砂町2丁目5番4号	1975	41	1,884	1,884
市営住宅 (東開町4-1-4)	東開町4丁目1番4号	1981	35	2,203	2,203
市営住宅 (東開町4-1-5)	東開町4丁目1番5号	1982	34	2,203	2,203
市営住宅 (東開町4-1-6)	東開町4丁目1番6号	1981	35	2,203	2,203
市営住宅 (東開町4-4-7)	東開町4丁目4番7号	1984	32	2,260	2,260

図表 4-23 施設一覧 (4/7)

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
市営住宅 (東開町4-4-8)	東開町4丁目4番8号	1985	31	2,260	2,260
市営住宅 (東開町5-1-1)	東開町5丁目1番1号	1977	39	2,086	2,086
市営住宅 (東開町5-1-2)	東開町5丁目1番2号	1978	38	2,045	2,045
市営住宅 (東開町5-1-3)	東開町5丁目1番3号	1979	37	2,124	2,124
市営住宅 (東開町6-1-20 (9~12))	東開町6丁目1番20号	1969	47	138	138
市営住宅 (東開町6-1-20 (13~16))	東開町6丁目1番20号	1969	47	138	138
市営住宅 (東開町6-1-20 (17~20))	東開町6丁目1番20号	1969	47	138	138
市営住宅 (東開町6-1-20 (91~94))	東開町6丁目1番20号	1970	46	166	166
市営住宅 (東開町6-1-20 (95~100))	東開町6丁目1番20号	1970	46	289	289
市営住宅 (東開町6-1-20 (101~104))	東開町6丁目1番20号	1970	46	157	157
市営住宅 (東開町6-1-20 (105~110))	東開町6丁目1番20号	1970	46	270	270
市営住宅 (東開町6-2-3-111~114)	東開町6丁目2番3号	1974	42	200	200
市営住宅 (東開町6-2-3-115~118)	東開町6丁目2番3号	1974	42	200	200
市営住宅 (東開町6-2-3-119~122)	東開町6丁目2番3号	1974	42	185	185
市営住宅 (東開町6-2-3-123~126)	東開町6丁目2番3号	1974	42	205	205
市営住宅 (東開町6-2-3-127~130)	東開町6丁目2番3号	1974	42	205	205
市営住宅 (東開町6-2-3-131~134)	東開町6丁目2番3号	1975	41	193	193
市営住宅 (東開町6-2-3-135~138)	東開町6丁目2番3号	1976	40	218	218
市営住宅 (東開町6-2-3-139~142)	東開町6丁目2番3号	1976	40	218	218
市営住宅 (東開町6-2-3-143~146)	東開町6丁目2番3号	1976	40	203	203
市営住宅 (東開町6-2-3-147~150)	東開町6丁目2番3号	1976	40	218	218
市営住宅 (東開町6-2-3-151~154)	東開町6丁目2番3号	1976	40	203	203
市営住宅 (東開町6-2-3-155~158)	東開町6丁目2番3号	1976	40	218	218
市営住宅 (日新町3-2-2)	日新町3丁目2番2号	1976	40	1,882	1,882
市営住宅 (日新町3-2-3)	日新町3丁目2番3号	1975	41	1,854	1,854
市営住宅 (日新町3-3-2)	日新町3丁目3番2号	1976	40	1,192	1,192
市営住宅 (日新町3-3-3)	日新町3丁目3番3号	1976	40	1,881	1,881
市営住宅 (日新町4-2-1)	日新町4丁目2番1号	1978	38	1,071	1,071
市営住宅 (日新町4-2-7)	市日新町4丁目2番7号	1979	37	1,457	1,457
市営住宅 (日新町4-2-9)	日新町4丁目2番9号	1975	41	1,854	1,854
市営住宅 (日新町4-2-10)	日新町4丁目2番10号	1975	41	1,665	1,665
市営住宅 (日新町4-4-1)	日新町4丁目4番1号	1973	43	2,383	2,383
市営住宅 (日新町4-4-2)	日新町4丁目4番2号	1973	43	1,963	1,963
市営住宅 (日新町4-4-3)	日新町4丁目4番3号	1973	43	1,963	1,963
市営住宅 (日新町4-4-4)	日新町4丁目4番4号	1975	41	1,149	1,149
市営住宅 (日新町4-4-5)	日新町4丁目4番5号	1972	44	1,893	1,893
市営住宅 (日新町4-4-6)	日新町4丁目4番6号	1972	44	1,857	1,857
市営住宅 (日新町4-4-7)	日新町4丁目4番7号	1972	44	1,671	1,671
市営住宅 (日新町4-4-8)	日新町4丁目4番8号	1971	45	1,441	1,441
市営住宅 (日新町4-4-10)	日新町4丁目4番10号	1971	45	1,899	1,899

図表 4-24 施設一覧 (5/7)

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
市営住宅 (日新町4-4-12)	日新町4丁目4番12号	1971	45	1,899	1,899
市営住宅 (日新町4-5-1)	日新町4丁目5番1号	1975	41	4,532	4,532
市営住宅 (日新町4-11-1)	日新町4丁目11番1号	1973	43	1,524	1,524
市営住宅 (日新町4-11-2)	日新町4丁目11番2号	1973	43	1,963	1,963
市営住宅 (日新町4-11-3)	日新町4丁目11番3号	1974	42	2,216	2,216
市営住宅 (日新町4-11-4)	日新町4丁目11番4号	1974	42	1,850	1,850
市営住宅 (日新町4-11-5)	日新町4丁目11番5号	1972	44	1,885	1,885
市営住宅 (日新町4-11-6)	日新町4丁目11番6号	1971	45	1,441	1,441
市営住宅 (日新町4-11-7)	日新町4丁目11番7号	1972	44	1,414	1,414
市営住宅 (日新町4-11-8)	日新町4丁目11番8号	1973	43	1,857	1,857
市営住宅 (日新町4-11-9)	日新町4丁目11番9号	1974	42	1,504	1,504
市営住宅 (日新町4-11-10)	日新町4丁目11番10号	1974	42	2,425	2,425
市営住宅 (日新町4-11-11)	日新町4丁目11番11号	1974	42	2,216	2,216
市営住宅 (日新町4-4-41)	日新町4丁目4番41号	2015	1	3,053	3,053
市営住宅 (沼ノ端中央3-7-18-67~70)	沼ノ端中央3丁目7番18号	1965	51	135	135
市営住宅 (沼ノ端中央3-7-18-71~74)	沼ノ端中央3丁目7番18号	1965	51	135	135
市営住宅 (沼ノ端中央3-7-18-75~78)	沼ノ端中央3丁目7番18号	1965	51	135	135
市営住宅 (沼ノ端中央3-8-4-1~4)	沼ノ端中央3丁目8番4号	1968	48	138	138
市営住宅 (沼ノ端中央3-8-4-5~8)	沼ノ端中央3丁目8番4号	1968	48	138	138
市営住宅 (沼ノ端中央3-8-4-85・86)	沼ノ端中央3丁目8番4号	1967	49	78	78
市営住宅 (沼ノ端中央3-8-4-87~90)	沼ノ端中央3丁目8番4号	1967	49	135	135
市営住宅 (沼ノ端中央5-2-47)	沼ノ端中央5丁目2番47号	2002	14	2,813	2,813
市営住宅 (沼ノ端中央5-2-52)	沼ノ端中央5丁目2番52号	1991	25	2,249	2,289
市営住宅 (沼ノ端中央5-2-57)	沼ノ端中央5丁目2番57号	1986	30	2,202	2,242
市営住宅 (日吉町3-15-1)	日吉町3丁目15番1号	1974	42	165	165
市営住宅 (日吉町3-15-2)	日吉町3丁目15番2号	1974	42	165	165
市営住宅 (日吉町3-15-3)	日吉町3丁目15番3号	1974	42	165	165
市営住宅 (日吉町3-15-4)	日吉町3丁目15番4号	1973	43	165	165
市営住宅 (日吉町3-15-5)	日吉町3丁目15番5号	1973	43	165	165
市営住宅 (日吉町3-15-6)	日吉町3丁目15番6号	1973	43	165	165
市営住宅 (日吉町3-15-7)	日吉町3丁目15番7号	1973	43	287	287
市営住宅 (日吉町3-15-8)	日吉町3丁目15番8号	1973	43	287	287
市営住宅 (日吉町3-16-1)	日吉町3丁目16番1号	1973	43	169	169
市営住宅 (日吉町3-16-2)	日吉町3丁目16番2号	1973	43	169	169
市営住宅 (日吉町3-16-3)	日吉町3丁目16番3号	1973	43	169	169
市営住宅 (日吉町4-28-1)	日吉町4丁目28番1号	1972	44	169	169
市営住宅 (日吉町4-28-2)	日吉町4丁目28番2号	1972	44	169	169
市営住宅 (日吉町4-28-3)	日吉町4丁目28番3号	1974	42	307	307
市営住宅 (日吉町4-28-4)	日吉町4丁目28番4号	1974	42	287	287
市営住宅 (日吉町4-28-5)	日吉町4丁目28番5号	1974	42	307	307

図表 4-25 施設一覧 (6/7)

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
市営住宅 (日吉町4-28-6)	日吉町4丁目28番6号	1972	44	233	233
市営住宅 (日吉町4-28-7)	日吉町4丁目28番7号	1972	44	157	157
市営住宅 (日吉町4-28-8)	日吉町4丁目28番8号	1972	44	157	157
市営住宅 (日吉町4-28-9)	日吉町4丁目28番9号	1974	42	201	201
市営住宅 (日吉町4-28-10)	日吉町4丁目28番10号	1973	43	307	307
市営住宅 (日吉町4-28-11)	日吉町4丁目28番11号	1974	42	287	287
市営住宅 (日吉町4-28-12)	日吉町4丁目28番12号	1973	43	307	307
市営住宅 (日吉町4-28-13)	日吉町4丁目28番13号	1975	41	339	339
市営住宅 (日吉町4-28-14)	日吉町4丁目28番14号	1972	44	157	157
市営住宅 (日吉町4-29-1)	日吉町4丁目29番1号	1972	44	298	298
市営住宅 (日吉町4-29-2)	日吉町4丁目29番2号	1972	44	269	269
市営住宅 (日吉町4-29-3)	日吉町4丁目29番3号	1972	44	275	275
市営住宅 (日吉町4-29-4)	日吉町4丁目29番4号	1972	44	250	250
市営住宅 (日吉町4-29-5)	日吉町4丁目29番5号	1972	44	257	257
市営住宅 (日吉町4-29-6)	日吉町4丁目29番6号	1972	44	275	275
市営住宅 (日吉町4-29-7)	日吉町4丁目29番7号	1972	44	291	291
市営住宅 (日吉町4-29-8)	日吉町4丁目29番8号	1972	44	298	298
市営住宅 (日吉町4-29-9)	日吉町4丁目29番9号	1972	44	298	298
市営住宅 (日吉町4-29-10)	日吉町4丁目29番10号	1972	44	291	291
市営住宅 (日吉町4-29-11)	日吉町4丁目29番11号	1972	44	250	250
市営住宅 (日吉町4-29-12)	日吉町4丁目29番12号	1972	44	257	257
市営住宅 (日吉町4-29-13)	日吉町4丁目29番13号	1972	44	257	257
市営住宅 (日吉町4-29-14)	日吉町4丁目29番14号	1972	44	250	250
市営住宅 (日吉町4-29-15)	日吉町4丁目29番15号	1972	44	291	291
市営住宅 (日吉町4-29-16)	日吉町4丁目29番16号	1972	44	298	298
市営住宅 (明德町4-2-32)	明德町4丁目2番32号	2006	10	2,825	2,825
市営住宅 (明德町4-2-33)	明德町4丁目2番33号	2007	9	3,843	3,843
市営住宅 (明德町4-3-24)	明德町4丁目3番24号	2008	8	3,330	3,330
市営住宅 (明德町4-7-1)	明德町4丁目7番1号	2009	7	2,310	2,310
市営住宅 (明德町4-7-2)	明德町4丁目7番2号	2010	6	2,310	2,310
市営住宅 (明德町4-8-1)	明德町4丁目8番1号	2005	11	3,826	3,826
市営住宅 (明德町4-8-2)	明德町4丁目8番2号	2004	12	3,367	3,367
市営住宅 (明德町4-8-3)	明德町4丁目8番3号	2004	12	3,287	3,287
市営住宅 (明德町4-8-4)	明德町4丁目8番4号	2004	12	2,826	2,826
市営住宅 (明德町4-8-5)	明德町4丁目8番5号	2003	13	2,249	2,249
市営住宅 (山手町1-8-1)	山手町1丁目8番1号	1981	35	2,203	2,230
市営住宅 (山手町1-8-2)	山手町1丁目8番2号	1981	35	2,203	2,230
市営住宅 (山手町1-9-1)	山手町1丁目9番1号	1979	37	1,233	1,233
市営住宅 (山手町1-9-2)	山手町1丁目9番2号	1979	37	1,763	1,784
市営住宅 (山手町1-9-3)	山手町1丁目9番3号	1979	37	2,935	2,971

図表 4-26 施設一覧 (7/7)

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
市営住宅 (山手町2-9-1)	山手町2丁目9番1号	1977	39	14,664	14,664
市営住宅 (山手町2-9-4)	山手町2丁目9番4号	1974	42	2,267	2,267
市営住宅 (弥生町2-3-1)	弥生町2丁目3番1号	1975	41	9,994	9,994
市営住宅 (弥生町2-9-1)	弥生町2丁目9番1号	1975	41	1,606	1,606
市営住宅 (弥生町2-9-4)	弥生町2丁目9番4号	1973	43	1,472	1,472
市営住宅 (弥生町2-9-5)	弥生町2丁目9番5号	1973	43	1,787	1,787
市営住宅 (弥生町2-9-6)	弥生町2丁目9番6号	1973	43	1,472	1,472
市営住宅 (弥生町2-11-1)	弥生町2丁目11番1号	1973	43	1,264	1,264
市営住宅 (弥生町2-11-2)	弥生町2丁目11番2号	1972	44	1,525	1,525
市営住宅 (弥生町2-14-1)	弥生町2丁目14番1号	1964	52	866	866
市営住宅 (弥生町2-14-2)	弥生町2丁目14番2号	1965	51	908	908
市営住宅 (弥生町2-14-3)	弥生町2丁目14番3号	1966	50	987	987
市営住宅 (弥生町2-16-1)	弥生町2丁目16番1号	1967	49	979	979
市営住宅 (弥生町2-17-1)	弥生町2丁目17番1号	1972	44	1,628	1,628
市営住宅 (弥生町2-19-2)	弥生町2丁目19番2号	1972	44	1,335	1,335
市営住宅 (弥生町2-19-3)	弥生町2丁目19番3号	1972	44	1,335	1,335
市営住宅 (弥生町2-19-4)	弥生町2丁目19番4号	1972	44	2,107	2,107
市営住宅 (弥生町2-19-5)	弥生町2丁目19番5号	1972	44	1,873	1,873
市営住宅 (勇払8-1)	字勇払8番地の1	1978	38	1,228	1,228
市営住宅 (勇払11-1)	字勇払11番地の1	1974	42	185	185
市営住宅 (勇払11-2)	字勇払11番地の2	1974	42	200	200
市営住宅 (勇払11-3)	字勇払11番地の3	1974	42	200	200
市営住宅 (勇払11-4)	字勇払11番地の4	1975	41	193	193
市営住宅 (勇払11-5)	字勇払11番地の5	1975	41	205	205
市営住宅 (勇払11-6)	字勇払11番地の6	1975	41	205	205
市営住宅 (勇払11-7)	字勇払11番地の7	1976	40	218	218
市営住宅 (勇払11-8)	字勇払11番地の8	1976	40	218	218
市営住宅 (勇払11-9)	字勇払11番地の9	1976	40	218	218
市営住宅 (勇払11-10)	字勇払11番地の10	1976	40	203	203
市営住宅 (勇払14-2)	字勇払14番地の2	1979	37	847	847
市営住宅 (勇払14-11)	字勇払14番地の11	1977	39	284	284
市営住宅 (勇払14-12)	字勇払14番地の12	1977	39	159	159
市営住宅 (勇払132-1)	字勇払132番地の1	1981	35	1,763	1,763
市営住宅 (勇払132-2)	字勇払132番地の2	1982	34	2,935	2,935
市営住宅 (勇払132-3)	字勇払132番地の3	1982	34	2,935	2,935
市営住宅 (勇払132-4)	字勇払132番地の4	1983	33	2,203	2,203
市営住宅 (勇払132-5)	字勇払132番地の5	1983	33	2,203	2,203
市営住宅 (若草町3-1-20)	若草町3丁目1番20号	2012	4	10,883	10,883
				延床面積 合計	482,706

② 施設の課題

- 耐用年数の2分の1を超過した住宅が全体の7割以上あり、その中で耐用年数を超過した施設も多数ある状況から、今後老朽化が進んでいくため、維持管理経費や建て替え費用の増大が課題となります。
- 小規模な市営住宅も多いことから、必要性や日常管理の観点も踏まえ、今後の整備を進めていく必要があります。
- 他市に比べても、管理戸数が多いのが特徴となっており、人口減少等を考慮した適正配置を検討します。

③ 管理に関する基本的な考え方

「苫小牧市営住宅長寿命化計画」に基づき整備を図っていくほか、今後の人口減少等を踏まえ、管理戸数の適正化に努めます。

点検・診断等	● 施設の点検・診断等を定期的を実施するとともに、それらの点検結果を蓄積し、維持管理・修繕等を実施します。
維持管理	● 点検結果を踏まえ、維持管理や修繕等の老朽化対策を計画的に進めていきます。
安全確保	● 適切な時期に定期点検を実施することで、建物の老朽化や劣化による事故や故障等を未然に防ぎ、安全を確保します。 ● 緊急的な修繕については、迅速に修繕を実施します。
耐震化	● 用途廃止予定の施設を除き、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、改修等の検討を行っていきます。
長寿命化	● 計画的な点検及び修繕、また耐久性の向上等を図る改善を実施し、市営住宅の長寿命化を図っていきます。
統廃合の推進	● 今後の人口減少、入居者や建物の状況等を踏まえ、管理戸数の適正化について検討していきます。

(10) 公園

① 施設一覧

図表 4-27 施設一覧

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
新栄公園屋外ステージ	北栄町3丁目2番	2015	1	199	199
中央公園屋外ステージ	若草町2丁目3番	1985	31	128	128
錦大沼公園アルデンセンターハウス	字樽前421番地の4	1991	25	777	777
錦大沼公園アルデンレストハウス	字樽前421番地の4	1993	23	439	439
錦大沼公園温浴施設	字樽前421番地の4	1999	17	2,092	2,120
錦大沼公園からまつサイトバンガロー 1	字樽前421番地の7	1995	21	22	22
錦大沼公園からまつサイトバンガロー 2	字樽前421番地の7	1995	21	22	22
錦大沼公園からまつサイトバンガロー 3	字樽前421番地の7	1995	21	22	22
錦大沼公園からまつサイトバンガロー 4	字樽前421番地の7	1995	21	22	22
錦大沼公園からまつサイトバンガロー 5	字樽前421番地の7	1995	21	22	22
錦大沼公園からまつサイトバンガロー 6	字樽前421番地の7	1996	20	22	22
錦大沼公園からまつサイトバンガロー 7	字樽前421番地の7	1996	20	22	22
錦大沼公園からまつサイトバンガロー 8	字樽前421番地の7	1996	20	22	22
錦大沼公園からまつサイトバンガロー 9	字樽前421番地の7	1996	20	22	22
錦大沼公園からまつサイトバンガロー 10	字樽前421番地の7	1996	20	22	22
錦大沼公園しらかばサイトサニタリーハウス	字樽前421番地の1	1994	22	187	187
錦大沼公園受水槽・ポンプ室	字樽前421番地の4	1991	25	45	45
文化公園サンガーデン	末広町3丁目1番15号	1988	28	2,393	2,411
緑ヶ丘公園展望台	字高丘41番地	1997	19	766	766
緑ヶ丘公園レストハウス	清水町3丁目1番	1991	25	194	194
				延床面積 合計	7,486

② 施設の課題

- 公園施設は、20年前に整備されたものが多く、新耐震基準に適合した施設です。
- 近い将来に耐用年数を迎える施設もあることから、これら施設は安全管理の面から対応が必要となります。
- 利用者数は施設により異なるほか、利用者1人当たりの維持管理コストも異なっており、今後建て替え等を行っていく際には、利用者数や必要となる機能を踏まえ、適正な規模とすることなど方向性を検討する必要があります。
- 利用者負担により財源を確保できている施設とできていない施設があり、財源確保が難しい施設については、コスト面での運営方法等の見直しを検討していく必要もあります。

③ 管理に関する基本的な考え方

利用者の安全性確保や利便性向上のため、適切な維持管理を行います。

点検・診断等	● 施設の点検・診断等を定期的実施するとともに、随時、管理者による点検も行い、それらの点検結果を蓄積し、維持管理・修繕等を実施します。
維持管理	● 蓄積した点検結果を基に、指定管理者等とも協議し、長寿命化計画等に基づき、維持管理・修繕・更新等を実施します。
安全確保	● 点検等により施設利用者や第三者等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じていきます。
耐震化	● 新耐震基準の施設であるため、耐震化の実施は不要ですが、指定管理者による自主点検を随時実施し、必要に応じ修繕を図っていきます。
長寿命化	● 予防保全的な維持管理及び改修を行うため、長寿命化計画等に基づき、施設の更新時期を分散するなどの長寿命化対策を実施していきます。
統廃合の推進	● 観光振興に関する計画での位置づけや利用者数等の状況を踏まえ、必要なサービスを精査し、その施設の必要性を検討した上で適正な配置を検討していきます。

(11) 供給処理施設

① 施設一覧

図表 4-28 施設一覧

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
苫小牧市資源化センター	字沼ノ端2番地の25	2000	16	800	800
旧苫小牧市資源化施設	字糸井402番地の4	1997	19	372	372
浄化槽汚泥・雑排水・し尿投入槽 (西町下水処理センター内)	元町3丁目5番3号 (西町下水処理場内)	1983	33	441	441
糸井清掃センター	字糸井402番地の4	1971	45	4,766	4,766
糸井清掃センター活性炭サイロ棟	字糸井402番地の4	1979	37	55	55
糸井清掃センター計量所	字糸井402番地の4	1971	45	13	13
沼ノ端埋立処分場水処理施設	字沼ノ端2番地の25	1998	18	595	595
沼ノ端クリーンセンター	字沼ノ端2番地の25	1998	18	20,425	20,425
廃棄物埋立処分場汚水ポンプ室	字柏原13番地・221番地	1986	30	12	12
廃棄物埋立処分場管理棟	字柏原221番地	1993	23	50	50
廃棄物埋立処分場計器棟	字柏原221番地	1993	23	58	58
リサイクルプラザ苫小牧	字沼ノ端2番地の25	1998	18	2,348	2,348
山手町市営住宅熱供給施設	山手町2丁目9番	1977	39	209	209
Aサブステーション	青葉町1丁目5番	1978	38	109	109
Bサブステーション	青葉町1丁目3番	1978	38	109	109
C Dサブステーション	大成町1丁目14番	1978	38	133	133
Fサブステーション	大成町1丁目1番	1977	39	243	243
Hサブステーション	弥生町2丁目9番	1973	43	65	65
延床面積 合計					30,803

② 施設の課題

- 供給処理施設の中には、既に耐用年数を迎えている施設があることから、対応について早急に方向を示す必要があります。
- 供給処理施設は、老朽化により、今後建て替え等を行っていく際には、必要となる規模やサービス機能を精査し、検討する必要があります。

③ 管理に関する基本的な考え方

安定的かつ最適な処理を図るため、施設の予防保全と計画的な改修の推進により、適切な維持管理に努めます。

点検・診断等	● 施設の法定点検・検査等を定期的実施するほか、委託業務の中で受託者による基本性能を維持するための点検・整備を行い、適正な維持管理に努めます。
維持管理	● 予防保全により、施設・設備の性能を一定レベルに保ちながら、トータルコストの縮減・平準化を目指します。
安全確保	● 点検・診断等により、施設・設備に異常が認められた場合、速やかに修繕等を行い、安全確保に努めます。
耐震化	● 供給処理施設のうち半数は旧耐震基準の施設であるため「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、施設の使用状況など必要に応じて改修等を行っていきます。
長寿命化	● 予防保全型の維持管理を行い、長期にわたる適正な運転の維持を目指すとともに、計画的な延命化対策等の実施により、施設の長寿命化を図ります。
統廃合の推進	● 「糸井清掃センター」については、築 40 年以上経過し、施設・設備とも老朽化が進んでおり、「沼ノ端クリーンセンター」の改良工事による安定稼働と焼却量により、休廃炉の判断を行います。 ● 「苫小牧市資源化センター」は、民営化に移行し、既存施設の用途変更等について検討します。

(12) その他

① 施設一覧

図表 4-29 施設一覧 (1/2)

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
旧駅前バスターミナル（駐車場）	表町5丁目10番2号	1978	38	14,925	14,925
旭町職員住宅	旭町4丁目6番5号	1968	48	1,184	1,184
職員会館	旭町4丁目6番6号	1974	42	1,749	1,749
松風職員住宅	松風町2番1号	1970	46	1,170	1,170
松風職員住宅	松風町2番2号	1969	47	1,579	1,579
松風職員住宅	松風町2番3号	1976	40	980	980
松風職員住宅	松風町2番4号	1976	40	980	980
高丘霊葬場	字高丘41番地の1	1997	19	2,573	2,597
動物火葬場	字高丘41番地の1	1978	38	57	57
産業経済部所管事務所	末広町1丁目13番13号	1976	40	159	194
産業経済部所管事務所	末広町1丁目14番10号	1976	40	159	159
海の駅ぶらっとみなと市場A棟	港町2丁目2番5号	1971	45	961	961
海の駅ぶらっとみなと市場B棟	港町2丁目2番5号	1973	43	799	799
公設地方卸売市場花き棟	末広町2丁目1番1号	1997	19	1,701	1,701
公設地方卸売市場水産棟	汐見町1丁目1番13号	1966	50	2,689	2,922
公設地方卸売市場青果棟	港町2丁目2番2号	1971	45	6,243	6,923
苫小牧駅自由通路	表町6丁目4番3号	1982	34	926	944
J R 錦岡駅前便所	宮前町2丁目7番	1993	23	8	8
樽前樹木センター管理人住宅	字樽前421番地の1	1993	23	60	60
樽前樹木センター作業員休憩所及び倉庫	字樽前421番地の1	1993	23	84	84
苫小牧川1号便所	青葉町2丁目12番	2001	15	22	22
苫小牧川2号便所	啓北町1丁目7番	2004	12	6	6
日の出公園備蓄倉庫・便所	日の出町1丁目1番	2004	12	127	127
明德団地4丁目公園トイレ	明德町4丁目2番	2007	9	6	6
光洋・日吉団地共同浴場	日吉町4丁目29番6号	1999	17	50	50
植苗小中学校教頭住宅	字植苗40番地の54	1972	44	101	101
植苗小中学校校長住宅	字植苗40番地の54	1993	23	81	81
樽前小学校教頭住宅	字樽前101番地の1	1949	67	74	74
樽前小学校校長住宅	字樽前101番地の1	1987	29	82	82
沼ノ端教職員住宅	東開町6丁目1番86号	1993	23	144	144
沼ノ端教職員住宅	東開町6丁目1番87号	1993	23	144	144
松風町教職員住宅	松風町1番1号	1972	44	780	780
松風町教職員住宅	松風町1番2号	1993	23	780	780
松風町教職員住宅	松風町1番3号	1970	46	781	781
松風町教職員住宅	松風町1番6号	1975	41	1,462	1,462
勇払教職員住宅	字勇払137番地の36	1987	29	149	149
勇払教職員住宅	字勇払132番地の36	1987	29	149	149
勇払小学校校長住宅	字勇払137番地の1	1993	23	81	81
旧勤労青少年ホーム（廃止）	旭町3丁目1番12号	1969	47	1,583	1,583
旧職員住宅（廃止）	末広町1丁目6番2号	1967	49	381	381

図表 4-30 施設一覧 (2/2)

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
旧大成職員住宅 (廃止)	大成町1丁目14番1号	1967	49	1,142	1,142
大成小学校校長住宅 (廃止)	大成町2丁目3番2号	1962	54	73	73
樽前小学校教員住宅 (廃止)	字樽前101番地の1	1993	23	43	43
沼ノ端中学校教頭住宅 (廃止)	東開町6丁目1番46号	1971	45	113	113
沼ノ端中学校校長住宅 (廃止)	東開町6丁目1番86号南側	1964	52	81	81
元町教職員住宅 (廃止)	元町3丁目3番6号	1973	43	1,440	1,440
勇払中学校校長住宅 (廃止)	字勇払132番地の36	1962	54	72	72
和光中学校校長住宅 (廃止)	双葉町1丁目11番7号	1962	54	71	71
延床面積 合計					49,994

② 施設の課題

- その他施設のうち、教員住宅については、既に耐用年数を迎えている施設が多くあり、今後施設の在り方を検討する必要があります。
- 施設の延床面積と維持管理等にかかるコストの関係では、延床面積に比してコストが高くなっている施設もあり、これら施設は、コスト面での運営方法等の見直しを検討していく必要もあります。

③ 管理に関する基本的な考え方

利用状況を踏まえながら、施設の在り方について検討していきます。

点検・診断等	● 建物の法定点検を定期的を実施するとともに、管理者による自主点検を随時行い、修繕等を含む老朽化対策に努めます。
維持管理	● 蓄積した点検結果等を基に、維持管理・修繕等の対策を進めていきます。 ● 公設地方卸売市場については、指定管理者制度の導入や民間委託も視野に検討していきます。
安全確保	● 診断・点検等により、重大な危険性が認められた場合には、緊急的な修繕の実施を進めるが、対応に遅滞が生じる場合には、一時的な利用の休止等により、安全の確保に努めます。
耐震化	● 用途廃止予定の施設を除き、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、改修等の検討を行っていきます。 ● 耐震化にかかる経費が多額で、施工を進める上で困難な場合、既存の建物の中で代替施設による対応も視野に入れ検討していきます。
長寿命化	● 築年数 30 年以上を経過している施設については、安全確保の観点から必要な対策は速やかに実施していきます。
統廃合の推進	● 教員住宅を含め、利用されていない老朽化した施設は解体し、土地等の売却を検討していきます。

(13) 病院施設

① 施設一覧

図表 4-31 施設一覧

施設名称	所在地	代表棟			総延床面積 (㎡)
		建築 年度	経過 年数	延床面積 (㎡)	
苫小牧市立病院	清水町1丁目5番20号	2006	10	28,604	28,604
延床面積 合計					28,604

② 施設の課題

- 「苫小牧市立病院」は、市が保有する唯一の医療機関であり、東胆振の地域センター病院及び周産期母子医療センター、また東胆振と日高を医療圏とする小児救急医療拠点病院に指定されるなど、市内・外で大きな役割を担っています。
- 現在、入院患者は1日当たり平均約300人、外来患者は800人以上と、多くの市民や周辺地域の住民が利用しています。

③ 管理に関する基本的な考え方

地域医療の拠点施設であり、計画的な点検・診断やメンテナンスの推進により、施設の長寿命化を図り、施設を維持していきます。

点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、建築設備の法定点検・検査等を定期的実施し、市民の利便性に配慮し、必要な維持管理や修繕等を行い、長寿命化対策に反映していきます。
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検や検査結果を基に、長寿命化対策に努めていきます。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる年代の市民が利用するため、衛生面や安全面への配慮が特に必要な施設であり、施設内外において、点検等により緊急的な修理が必要と判断された場合、速やかに適切な措置を講じ、安全確保に努めます。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> 新耐震基準の施設であるため、耐震化の実施は不要ですが、大災害時においても開設することから、今後も安全確保に配慮していきます。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> 施設の法定点検・検査を定期的に行い、点検結果を基に、大きな修繕が必要となる前に予防保全型の修繕等を重ね、長寿命化を図っていきます。
統廃合の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市直営の唯一の病院施設であり、市民や周辺地域のための救急医療の役割を担っていることから、他の施設との統合や廃止は難しい施設です。 今後も市民のニーズに合わせ、好ましい運営の方法を検討していきます。

4.2 インフラ系施設

4.2.1 方針検討の考え方

インフラ系施設である「道路」「橋梁」「道路付属物」「上水道」「下水道」「公園」について、以下のとおり方針を検討しています。

① 施設の課題

- ・ インフラ系施設の整備状況や更新費用等を踏まえ、現状と課題を整理しています。

② 管理に関する基本的な考え方

- ・ 課題解決に向けた各施設の方針について、関連計画との整合性を考慮しながら、「点検・診断等」「維持管理」「安全確保」「耐震化」「長寿命化」「統廃合の推進」の6項目で方向性を検討しています。

4.2.2 施設類型ごとの基本的な方針	・・・	89
(1) 道路	・・・	89
(2) 橋梁	・・・	90
(3) 道路付属物	・・・	91
(4) 上水道	・・・	92
(5) 下水道	・・・	93
(6) 公園	・・・	94

4.2.2 施設類型ごとの基本的な方針

(1) 道路

① 施設の課題

- 本市は、東西に約 40km 伸びる横長の地形であり、道路は重要な生活インフラとなっています。
- 道路の老朽化は、交通の安全性に関わる原因となる可能性があり、損傷が大きい場合は、交通規制や通行止め等の対処が必要となります。そのため、パトロールや定期的な点検、適切な維持管理を行っていく必要があります。
- 現在実施している道路の損傷を確認した段階で修繕を実施する対症的な管理方法では、道路を健全な状態で保つことは困難な状況であるほか、修繕費が流動的であるため、補修計画の精度が低くなる恐れがあります
- 今後の維持管理等に伴う負担は重くなるが見込まれるため、交通量や他路線の配置等を含め、今後の計画を示す必要があります。

② 管理に関する基本的な考え方

既存の道路については、多額の更新費用が見込まれるため、利用状況や他路線の配置等も踏まえて維持・修繕を検討します。また、新たな道路建設については、土地利用や交通状況を含め必要性を吟味した上で、周辺路線の配置状況等を踏まえ、整備を検討していきます。

点検・診断等	● 道路施設のパトロールの実施など、日常点検の強化を図っていきます。
維持管理	● 維持費が多くかかる区間については、利用状況や他路線の配置等も踏まえて維持・修繕や今後の方針を検討していきます。
安全確保	● トータルコストの縮減を目指して予防保全型の点検・診断等を行い、安全確保にも努めていきます。
耐震化	● 地震や津波による地域の孤立を防ぎ、必要な機能を適正に確保するため、橋梁等の関連施設と併せ、更なる耐震化を図っていきます。
長寿命化	● 計画的な修繕・更新を実施するほか、適切な管理手法と維持コストの適正化を図っていきます。
統廃合の推進	● 施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討していきます。

(2) 橋梁

① 施設の課題

- 本市が管理する橋梁は 136 橋、総延長 4.4km となっています。
- 平成 24 年度（2012 年度）には、「苫小牧市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しており、損傷が深刻化してから修繕を行う“対症療法型”から、事前に予防的な修繕を行う“予防保全型”へ転換することにより、将来的な財政負担の低減、橋梁修繕費の平準化及び道路交通の安全性の確保を図っています。
- 今後の老朽化が進展するなかで、架替え、修繕及び定期点検に多額の費用が必要となるため、「苫小牧市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ適切な維持管理に努める必要があります。

② 管理に関する基本的な方針

今後も橋梁建設は必要性を吟味したうえで検討していくほか、既存の橋梁については、「苫小牧市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、利用状況等も踏まえて維持・修繕・耐震化や今後の方針を示していきます。

点検・診断等	● 「苫小牧市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、トータルコストの縮減を目指して予防保全型の点検・診断等を行っていきます。
維持管理	● 「苫小牧市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕・更新を実施します。
安全確保	● 予防保全型の点検・診断等を行い、安全確保にも努めるとともに、点検・診断等により道路利用者や第三者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施し安全を確保します。
耐震化	● 地震や津波による地域の孤立を防ぎ、必要な機能を適正に確保するため、緊急な対応を必要とする重要度の高い橋梁の耐震化を優先して実施します。
長寿命化	● 予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、「苫小牧市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕・更新を行い、施設の長寿命化を図っていきます。
統廃合の推進	● 施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

(3) 道路付属物

① 施設の課題

- 本市が管理する道路付属物は、設置してから数十年が経過し老朽化が著しい施設が多数存在し、倒壊等による第三者への被害が懸念されます。
- 平成 28 年度（2016 年度）には、「苫小牧市管内道路付属物点検・修繕計画書」及び「苫小牧市管内横断歩道橋長寿命化修繕計画」を策定しており、老朽化した施設について詳細な点検を行い潜在的な危険を把握し、必要な措置を講ずることで、第三者被害の防止及び安全な道路交通を確保できるものと考えています。

② 管理に関する基本的な方針

「苫小牧市管内道路付属物点検・修繕計画書」や「苫小牧市管内横断歩道橋長寿命化修繕計画」等に基づき、利用状況なども踏まえて維持・修繕や今後の方針を示していきます。

点検・診断等	● 「苫小牧市管内道路付属物点検・修繕計画書」や「苫小牧市管内横断歩道橋長寿命化修繕計画」等に基づき、適正な点検を実施します。
維持管理	● 「苫小牧市管内道路付属物点検・修繕計画書」や「苫小牧市管内横断歩道橋長寿命化修繕計画」等に基づく計画的な修繕を実施します。
安全確保	● 予防保全型の点検・診断等を行い、安全確保にも努めるとともに、点検・診断等により道路利用者や第三者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施し安全を確保します。
耐震化	● 損傷が著しい横断歩道橋については、補修に併せて耐震化を実施します。
長寿命化	● 「苫小牧市管内道路付属物点検・修繕計画書」や「苫小牧市管内横断歩道橋長寿命化修繕計画」等に基づく計画的な修繕・更新を行い、施設の長寿命化を図っていきます。
統廃合の推進	● 施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

(4) 上水道

① 施設の課題

- 上水道施設のうち建築物等の構造物で、耐用年数を超えたものはありませんが、所定の耐震性能を有していない施設があるため、施設の耐震化を進めています。
- 本市における上水道管路施設の総延長は 1,225km と多数有していますが、これまで整備した施設は老朽化が進行しており、今後、大規模更新・再構築の時期を迎えることとなります。このため、更新需要の増大を踏まえた効率的な事業実施が求められます。
- また、震災等への対策として、口径 300 以上の管路を重要水道管と位置付け優先的に耐震化を進めているほか、小口径管についても老朽管やダクタイル鋳鉄A形管の更新に合わせた耐震性の向上を図っています。

② 管理に関する基本的な方針

上水道は市民生活に直結する重要なインフラ系施設であるため、「苫小牧市水道ビジョン」に基づき、効率的かつ効果的な管理運営を行っていきます。

点検・診断等	● 上水道施設の健全性を保つために、定期的な点検を実施します。
維持管理	● 点検結果を踏まえ、安定給水に支障がないよう適正な維持管理を実施するほか、適正な維持管理・修繕・更新等を計画的に実施し、トータルコストの最小化に努めます。
安全確保	● トータルコストの縮減を目指して予防保全型の点検を行い、安全確保に努めていきます。 ● 点検等により危険性が高いと判断されたものについては、緊急的な修繕など必要な措置を講じます。
耐震化	● 地震時においても安定的な給水を確保するため、「水道施設耐震化計画」等に基づき、上水道施設の耐震化を進めていきます。
長寿命化	● 水道事業では、長寿命化計画に相当する老朽管更新計画等により、適正な更新や維持管理を実施し、施設の健全性を維持していきます。
統廃合の推進	● 配水量に応じた施設規模の縮小や適正化を図り、水質の安全性や水道水の安定供給に努めます。

(5) 下水道

① 施設の課題

- 本市の下水道施設は、総延長 1,488km の下水道管と、3つの下水処理センター、6つの中継ポンプ場を有しています。
- 今後、老朽化施設が急増するため、事業費の平準化とライフサイクルコストの縮減を目的として平成 24 年度、平成 26 年度に「苫小牧市公共下水道事業長寿命化計画」を策定し対策を進めていますが、引き続き、安定的に下水道機能を確保するため、下水道施設全体を対象に、計画的な点検・調査を実施し、適正な維持管理のもと、効率的な改築更新を行う必要があります。

② 管理に関する基本的な方針

計画的な点検・調査及び修繕・改築更新を行うことにより、持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの縮減に努めます。

点検・診断等	● 下水道事業計画等に基づき、適正な点検・調査を実施します。
維持管理 安全確保 長寿命化	● 計画的な点検・調査結果を踏まえ、機能停止がないよう適正な維持管理を実施するほか、新規整備、維持管理、改築更新を一体的に捉え、事業費の平準化とライフサイクルコストの縮減に努めます。
耐震化	● 地震発生時における下水道機能を確保するため、重要度の高い施設の耐震化を優先に実施します。
統廃合の推進	● 下水道事業計画に基づき、適正な施設整備を行い、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

(6) 公園

① 施設の課題

- 本市が保有する公園施設は、304箇所あり、1960～70年代に大規模な公園整備（緑ヶ丘公園、錦大沼公園）を行っています。
- 公園施設は、公園ごとに使用頻度も異なり、標準的な耐用年数で更新できるとは限られないことから、日々の点検や診断により、劣化や損傷、異常、故障が確認された時点で対処療法的に修繕・改築を実施しているのが現状となっています。
- 耐用年数からみて修繕や更新の時期に来ている老朽化施設の数も多く、今後5年以内にはさらに多くの公園施設が耐用年数を超えることになります。
- 老朽化施設の損壊等による事故防止等の安全対策面からも、改修・更新の経費増大が予想され、今後、そうした増大する改修・更新等の経費が必要となります。

② 管理に関する基本的な方針

利用者の安全性確保や利便性向上のため、適切な維持管理を行うとともに、「苫小牧市公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設を「事後保全型管理」と「予防保全型管理」とに分類し、ライフサイクルコストの縮減や維持管理費の平準化に取り組んでいきます。

点検・診断等	<ul style="list-style-type: none">● 公園の点検・診断等を定期的実施するとともに、随時、管理者による点検も行い、それらの点検結果を蓄積し、維持管理・修繕等を実施します。
維持管理	<ul style="list-style-type: none">● 点検・診断結果を踏まえ、機能の低下がないよう適正な維持管理を実施するほか、「苫小牧市公園施設長寿命化計画」に基づき、長寿命化対策によりライフサイクルコストの縮減が可能な施設は「予防保全型管理」、ライフサイクルコストの縮減が見込めないものは「事後保全型管理」により、適正な維持管理・修繕・更新等を計画的に実施し、トータルコストの平準化に努めていきます。● 日常的な管理が行き届きづらい公園の維持管理については、市民等との協働によるサービス維持を検討していきます。
安全確保	<ul style="list-style-type: none">● 点検等により、公園利用者に被害が発生すると判断されたものについては、緊急的な修繕など必要な措置を講じます。
耐震化	<ul style="list-style-type: none">● 耐震性は備えており、今後、新たな耐震基準が定められた際には、耐震性の判断を行います。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none">● 対処療法的な維持管理から予防保全的な維持管理を行うため、「苫小牧市公園施設長寿命化計画」に基づき、施設の更新時期を分散するなどの長寿命化対策を実施していきます。
統廃合の推進	<ul style="list-style-type: none">● 都市公園整備率は「苫小牧市緑の基本計画」の目標に達しているため、今後は、既存施設を有効活用することに重点を置いていきます。

5 総合管理計画の推進に向けて

5.1 計画の進行管理

(1) 進行管理の考え方

本計画の進行管理に当たっては、本市の将来都市像を実現するための「苫小牧市総合計画」と連動することが重要となります。そのため、本計画は、「苫小牧市総合計画」の改訂に併せ見直しを行うことを基本とします。ただし、社会情勢や市民ニーズが大きく変化する場合には、柔軟に計画の見直しを行います。なお、本計画の見直し時には、市民や議会との情報共有を図ります。

(2) 個別施設計画の推進

公共施設（建築系施設）・インフラ系施設は、その類型ごとに劣化状況や更新・維持保全に関する対応方法が異なることから、当面は、施設類型ごとの“個別施設計画”の推進を図ります。

“個別施設計画”を推進する中で、PDCA サイクル等の手法により進行管理を実施しながら、本計画のフォローアップを行うとともに、公共施設（建築系施設）・インフラ系施設全般のマネジメントに関する進行管理手法の具体化を進めます。

5.2 推進体制

公共施設（建築系施設）・インフラ系施設の一体的なマネジメントに向けて本計画を推進するため、横断的に公共施設（建築系施設）・インフラ系施設に関する情報共有をすること、さらには再編の在り方を検討することを目的とした体制を構築していきます。また、都市経営の観点から、経営資源の3要素である“ヒト・モノ・カネ”をどのように有効活用していくかを総合的に検討していくことが重要であるため、それらの方針決定を担う関連部門との連携強化を図ります。

5.3 市民参画

本計画の策定に向けては、方針検討の参考とするため、公共施設等の利用状況などに関する市民アンケートを実施しています。

今後、本計画に基づき、公共施設（建築系施設）・インフラ系施設の再編等を進めることとなりますが、市民と厳しい財政状況の認識等の情報共有を図るとともに、ワークショップ等の手法を用いながら、方向性の協議・調整を行うなど、市民と市が一体となった取組を進めます。

また、公共施設（建築系施設）・インフラ系施設の維持管理・修繕・更新等に関わる事業実施主体としての市民や事業者等の参加を促進します。

参 考 资 料

市民アンケート調査結果

(1) 調査実施概要

「苫小牧市公共施設等総合管理計画」の策定に向けて、公共施設等の利用状況や今後の利用意向等を把握するため、市民アンケート調査を実施しています。

《調査対象》

- ・ 18歳以上の市民（無作為抽出：2,000名）

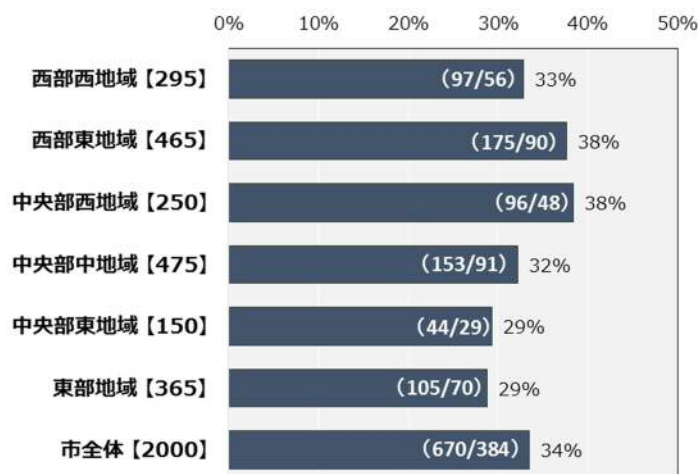
《調査期間》

- ・ 平成27年10月下旬配布～11月下旬回収

《回収結果》

- ・ 有効回収数：670票

図表 1 地域別回収状況



※【】内は配布数。(有効回収数/必要サンプル数)。

図表 2 地域一覧

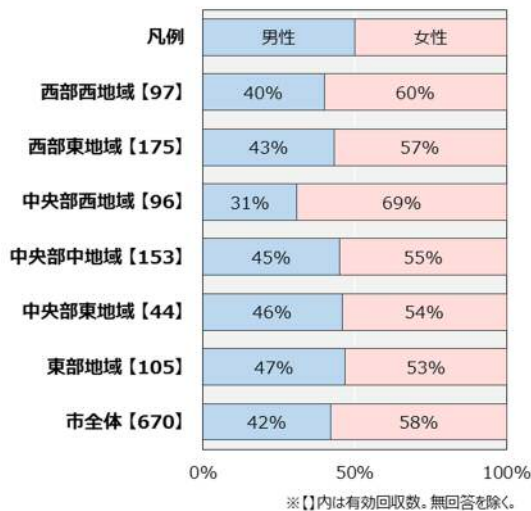
地域名	構成町名
西部西	澄川町、字樽前、ときわ町、青雲町、字錦岡、のぞみ町、美原町、宮前町、明德町、もえぎ町
西部東	松風町、有明町、永福町、小糸井町、光洋町、日吉町、桜木町、日新町、豊川町、宮の森町、桜坂町、字糸井、柏木町、川沿町、有珠の沢町、しらかば町、はまなす町
中央部西	青葉町、啓北町、白金町、新富町、大成町、花園町、北光町、見山町、元町、矢代町、山手町、弥生町
中央部中	旭町、泉町、王子町、大町、音羽町、表町、春日町、木場町、寿町、幸町、栄町、三光町、汐見町、清水町、末広町、住吉町、高砂町、錦町、浜町、日の出町、双葉町、本町、本幸町、美園町、緑町、港町、若草町、入船町、船見町、新中野町、元中野町、字高丘
中央部東	一本松町、晴海町、真砂町、新明町、明野新町、明野元町、新開町、柳町
東部	あけぼの町、字植苗、字柏原、字静川、東開町、拓勇西町、拓勇東町、北栄町、字丸山、字沼ノ端、ウトナイ北、ウトナイ南、字弁天、字美沢、字勇弘、沼ノ端中央

(2) 調査結果概要

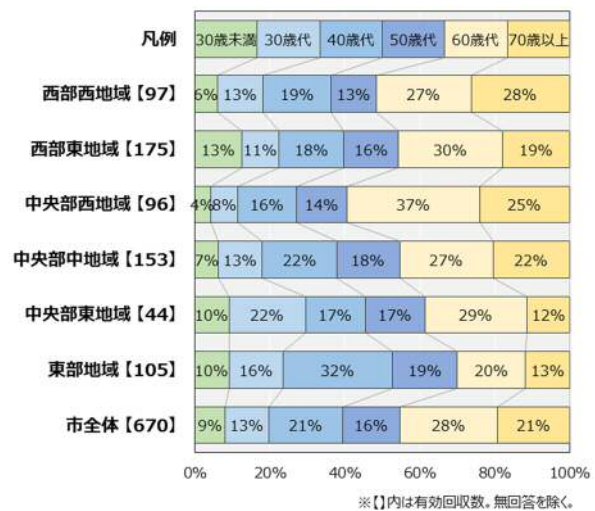
1) 回答者の属性

- 回答者の性別は、市全体で男性：女性が 42%：58%と女性が多く、特に、中央部西地域は全体の約 7 割が女性と高くなっています。
- 年齢別では、市全体として、60 歳以上が約 5 割を占めており、特に、中央部西地域は全体の 6 割以上が 60 歳以上となっています。
- 世帯形態は、2 世代世帯が全体の 4 割と最も多く、次いで夫婦のみとなっていますが、東部地域では全体の 5 割が 2 世代世帯であるのに対し、中央部西地域では 3 割程度と、地域により異なっています。

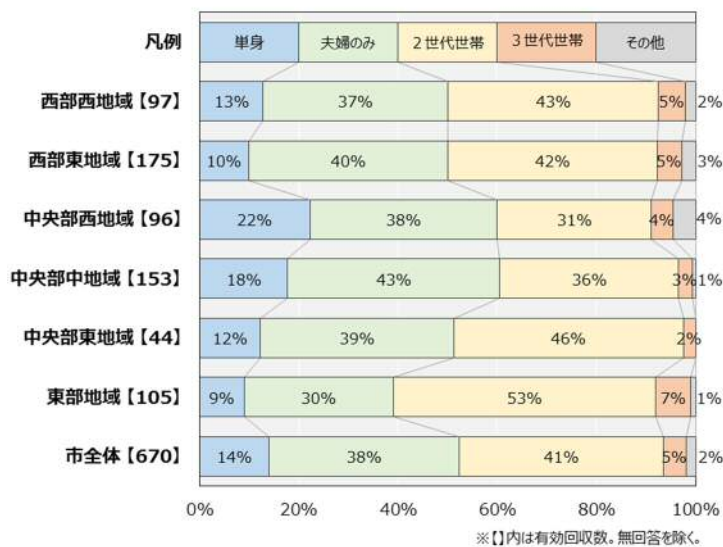
図表 3 回答者の性別



図表 4 回答者の年齢



図表 5 回答者の世帯形態

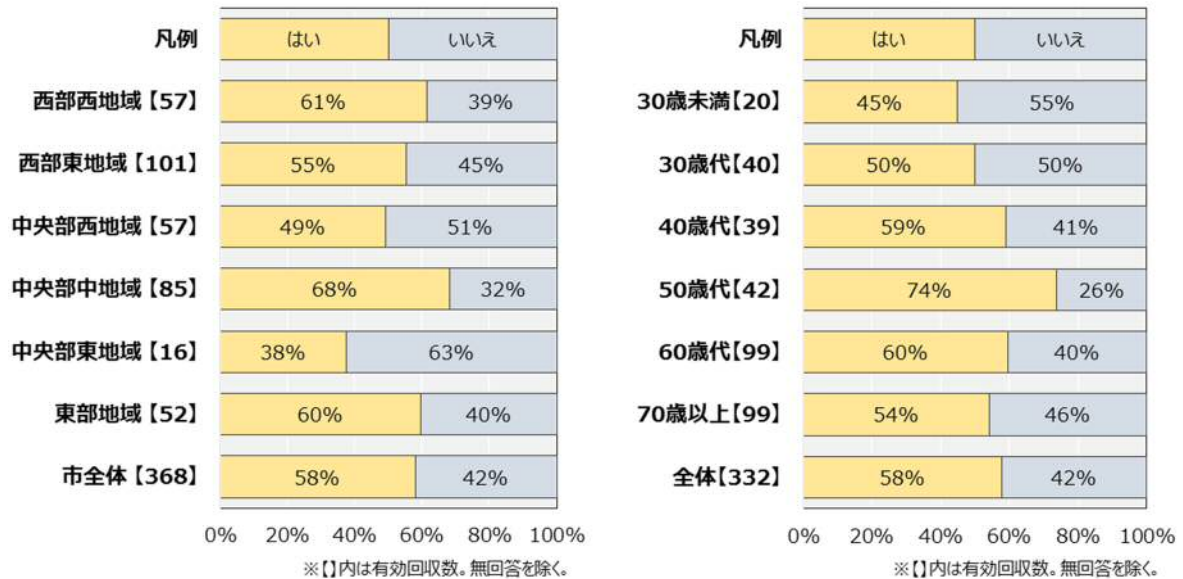


2) 公共施設の利用状況

① 市民文化活動やコミュニティ活動を支援する施設(苫小牧市民会館、公民館 等)

- 他の公共施設と比べ利用率が高く、市全体では約 6 割となっていますが、地域により利用率が異なっています。
- 年齢別では、50 歳代での利用が 7 割以上と高い一方、30 歳未満の若い世代では 5 割を下回っています。

図表 6 地域別・年齢別施設利用有無



② 市民の生涯学習活動を支援する施設(中央図書館)

- 市全体では 3 割程度の利用ですが、地域により差があるほか、年齢別でも差が見受けられます。

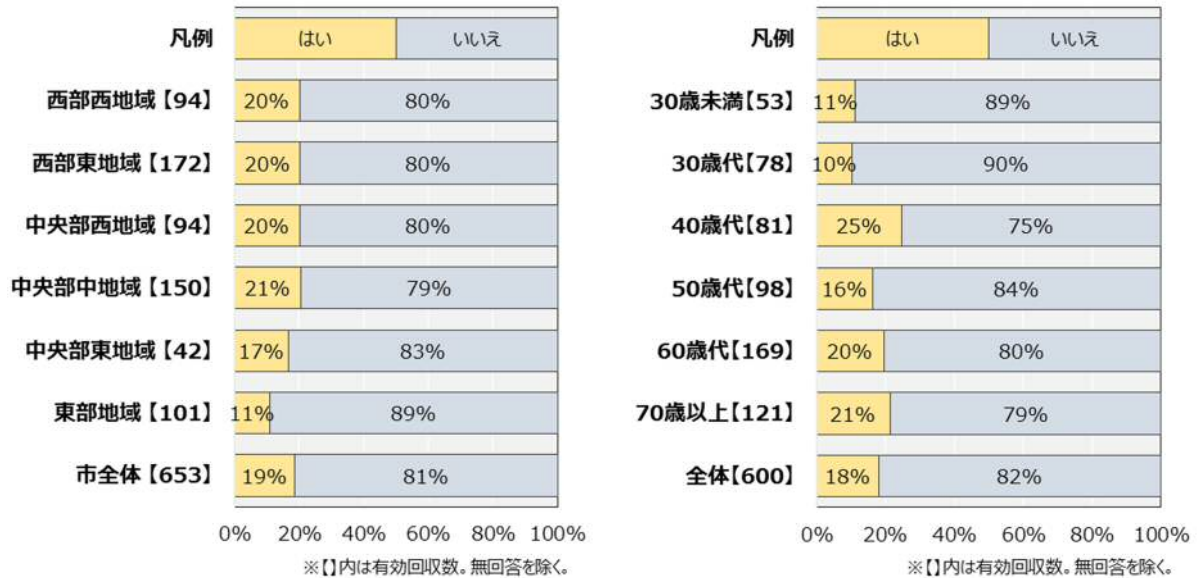
図表 7 地域別・年齢別施設利用有無



③ 市民の生涯学習活動を支援する施設(市民文化センター、女性センター 等)

- 市全体では、約 2 割の利用率ですが、東部地域は、他の地域と比べ、利用率が半分程度と低くなっています。
- 年齢別の特徴として、年齢が高くなるとともに利用率が高くなる傾向があります。

図表 8 地域別・年齢別施設利用有無



④ スポーツ・レクリエーション施設(総合体育館、スケートセンター、錦大沼公園 等)

- 市全体では、約 3 割の利用率であり、市全体を対象とした他の施設と比べ、利用率は高くなっています。
- 年齢別では、30 歳未満と 30 歳代で利用率が高く、年齢が高くなるとともに、利用率が低くなる傾向があります。

図表 9 地域別・年齢別施設利用有無



⑤ 子育て支援施設(保育園、児童センター・児童クラブ、子育て支援センター 等)

■ 施設利用が特定の年代に限られるため利用率は低いですが、年齢別では 30 歳代で全体の 1/4 と高くなっています。

図表 10 地域別・年齢別施設利用有無

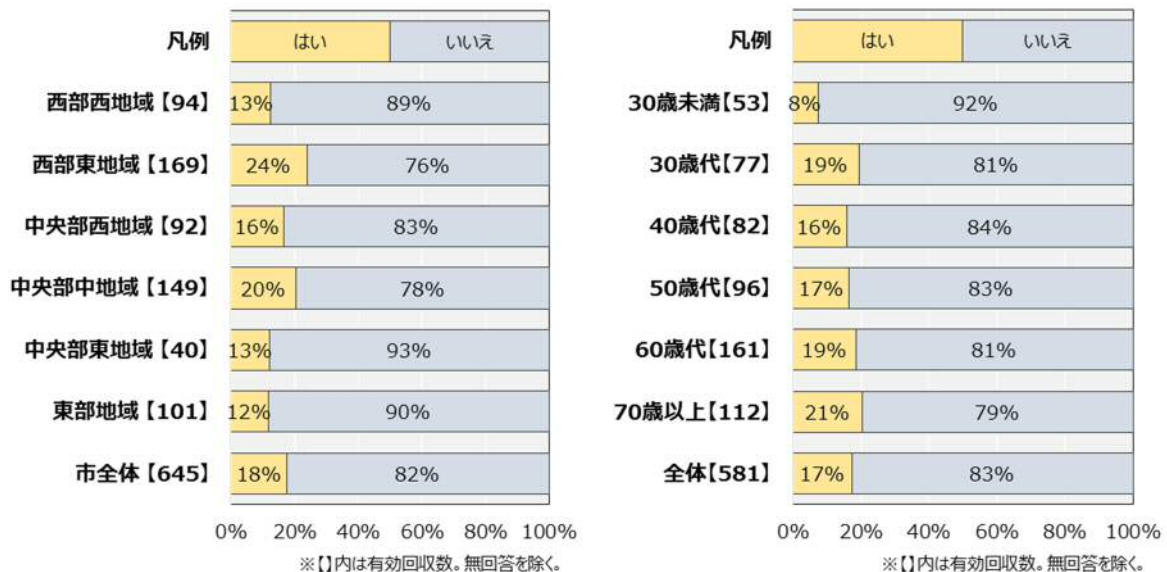


⑥ 市民の健康づくりなどを支援する施設(保健センター 等)

■ 市全体での利用率は約 2 割となっていますが、西部東地域や中央部中地域では 2 割以上であるのに対し、西部西地域や中央部東地域、東部地域では 1 割程度と地域により利用率に差があります。

■ 年齢別でも 70 歳以上では 2 割であるのに対し、30 歳未満は 1 割未満と低く、年齢別でも利用率に差があります。

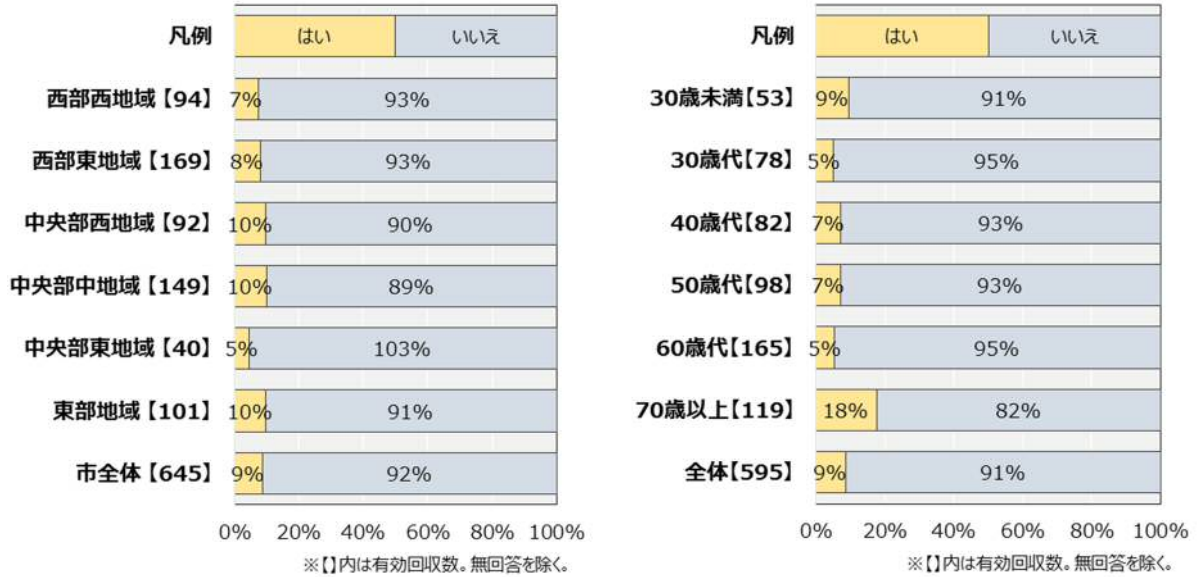
図表 11 地域別・年齢別施設利用有無



⑦ 市民向け福祉サービス提供を支援する施設(高齢者福祉センター、福祉会館等)

- 中央部西地域や中央部中地域、東部地域では全体の1割が利用しているのに対し、中央部東地域では5%程度と低く、地域間で利用状況に差があります
- 年齢別でも、施設機能の特性から、70歳以上では全体の2割と高くなっています

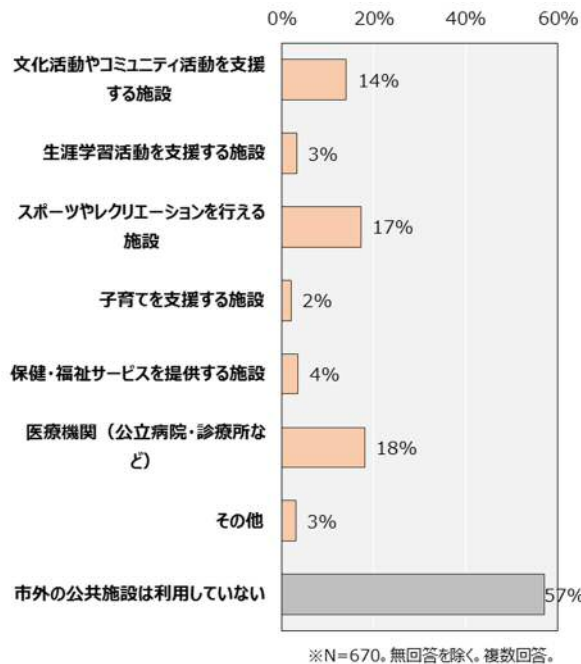
図表 12 地域別・年齢別施設利用有無



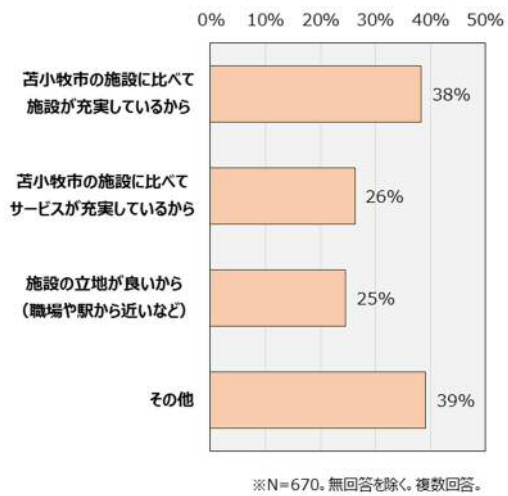
3) 苫小牧市外や民間施設の利用状況

- 市外施設の充実から、スポーツ・レク施設や医療施設で全体の約 2 割が市外の公共施設を利用しています。
- 全体の半数で市外の民間医療施設を利用しているほか、3 割で図書・雑誌・CD 等のレンタル店を利用しています。
- 市内施設のニーズでは、全体の約 2 割で運動のための利用と最も多くなっています。

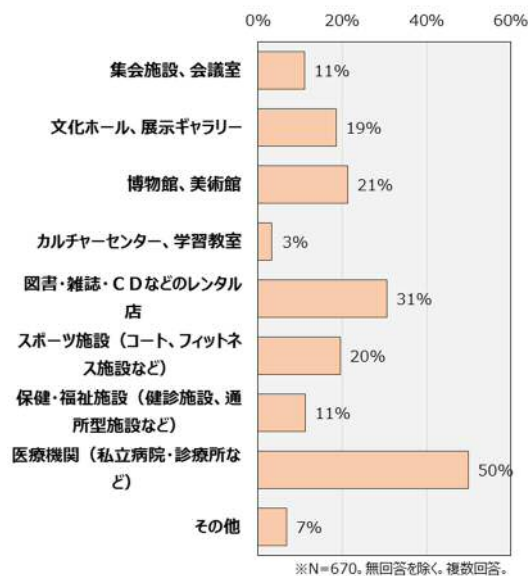
図表 13 苫小牧市以外の公共施設利用



図表 14 市外公共施設の利用理由

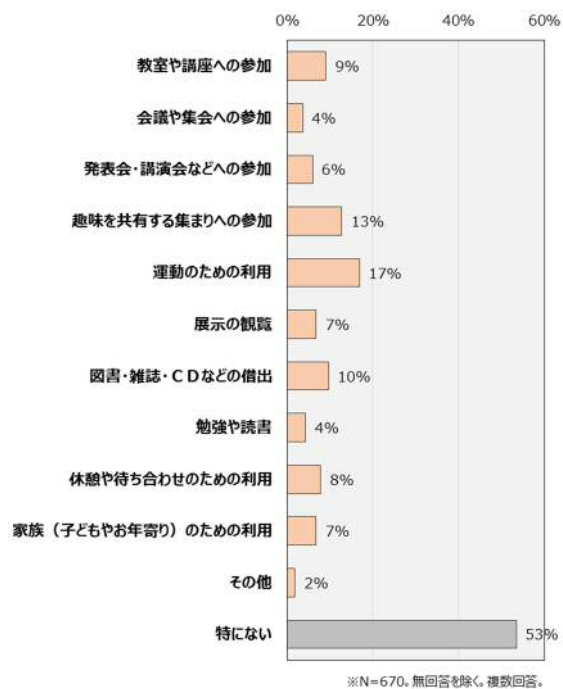


図表 15 市内外の民間施設※利用



※公共施設と類似の機能を有する民間施設

図表 16 市内施設の活動ニーズ

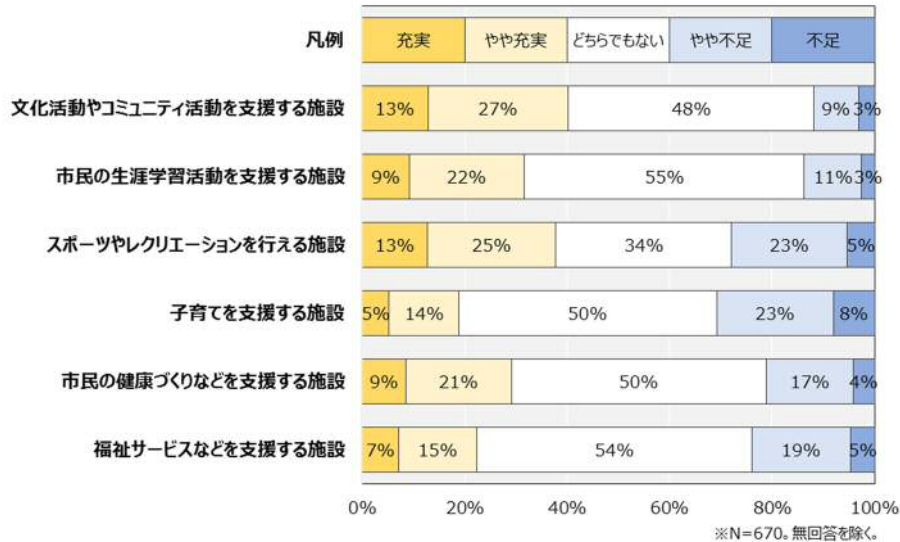


4) 公共施設の現状に対する意見

① 公共施設の数・規模

- 文化活動やコミュニティ活動を支援する施設ならびにスポーツ・レクリエーションを行える施設は全体の約 4 割が充実と回答しています。
- スポーツ・レクリエーションは不足と回答している人が約 3 割と意見が分かれているほか、子育て支援のための施設は、全体の 3 割以上が不足と回答しています。

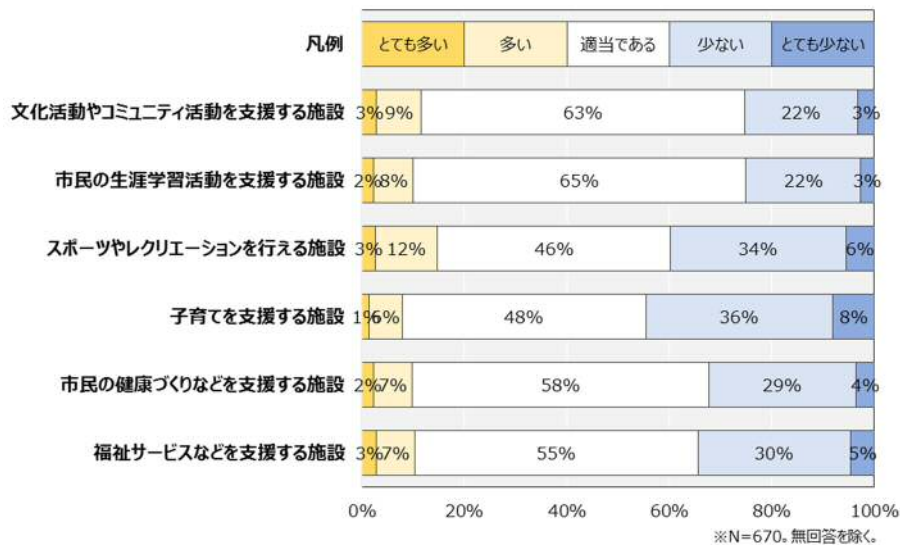
図表 17 公共施設の数・規模



② 人口規模・面積に対する公共施設の数

- 全体として「多い」と感じている市民は少ない結果となり、特に、スポーツ・レクリエーション施設や子育て支援のための施設は、4 割以上で「不足」と回答しています。

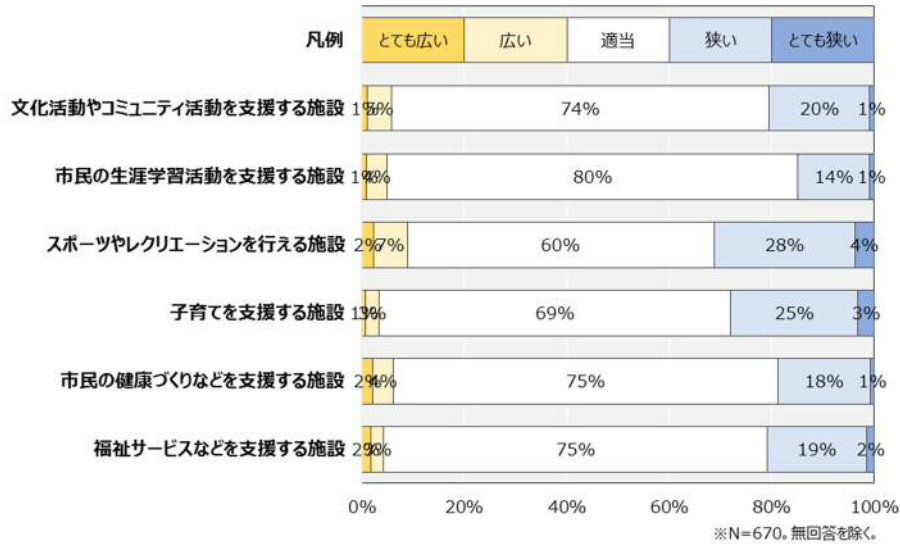
図表 18 人口規模・面積に対する公共施設の数



③ 公共施設のスペース

■ 全体として「広い」と感じている市民は少ない結果となり、特にスポーツ・レクリエーション施設や子育て支援のための施設は、3割前後で「狭い」と回答しています。

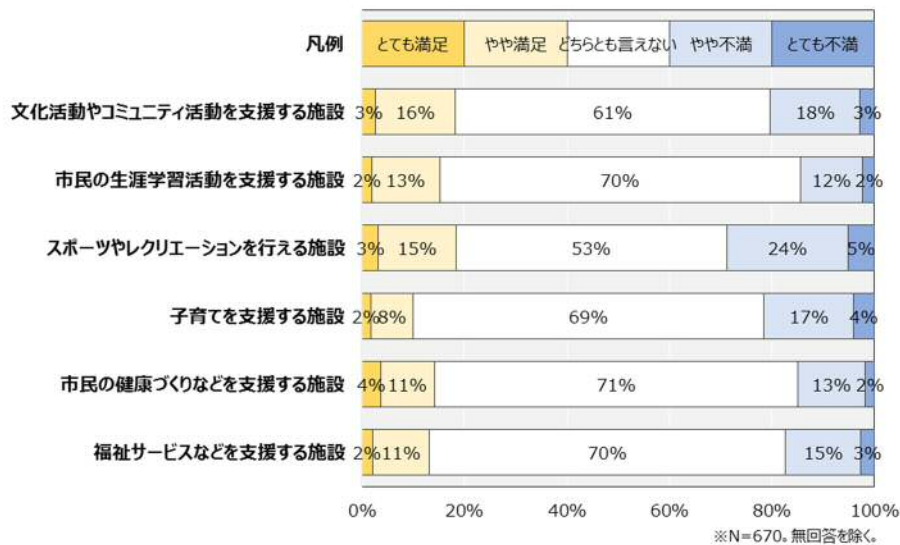
図表 19 公共施設のスペース



④ 利用性・安全性に対する満足度

■ 全体として「どちらとも言えない」と感じている市民が、いずれの施設でも5割以上となっています。
 ■ 上記の施設数やスペース等と同じく、スポーツ・レクリエーション施設や子育て支援のための施設で不満と感じている回答が多い結果となっています。

図表 20 利用性・安全性に対する満足度

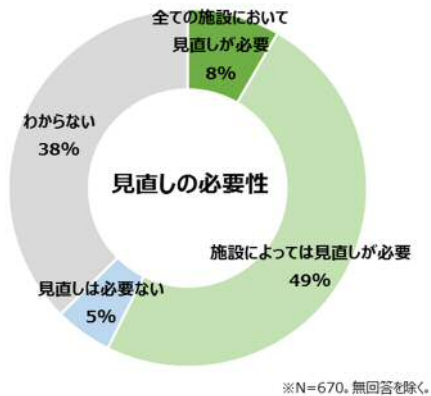


5) 公共施設の在り方

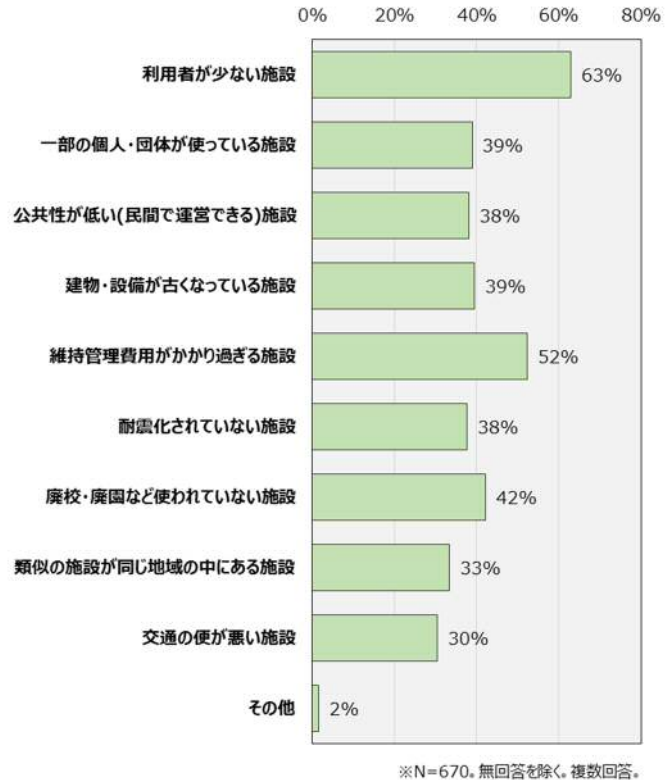
① 公共施設の見直しの必要性和見直し施設

■ 全体の半数以上で公共施設の見直しが必要と考えており、特に利用者数の少ない施設や維持管理費用がかかり過ぎる施設については、半数以上が見直しすべきとしています。

図表 21 公共施設見直しの必要性



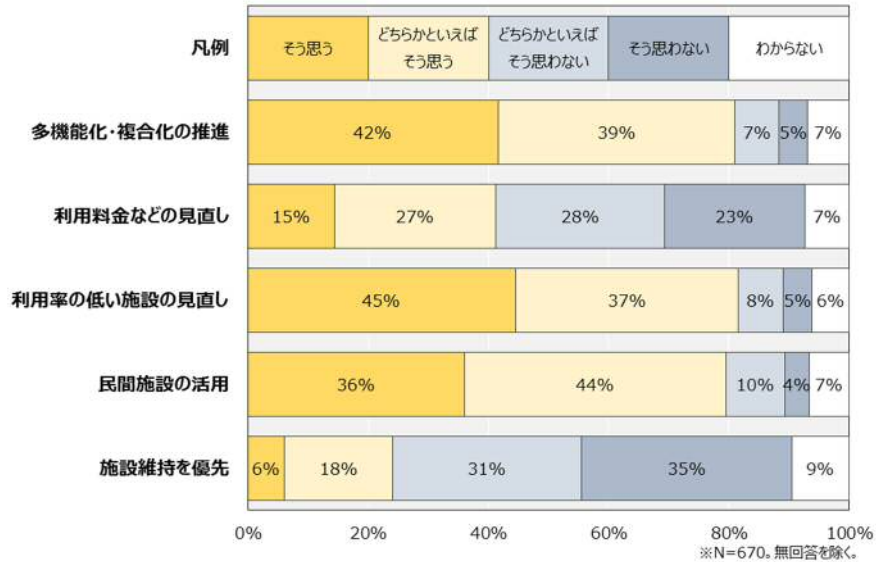
図表 22 見直しすべき公共施設



② 公共施設維持のための取組

■ 今後の取組として、「多機能化・複合化」や「利用率の低い施設の見直し」、「民間施設の活用」に対する意見が多くなっています。

図表 23 公共施設維持のための取組

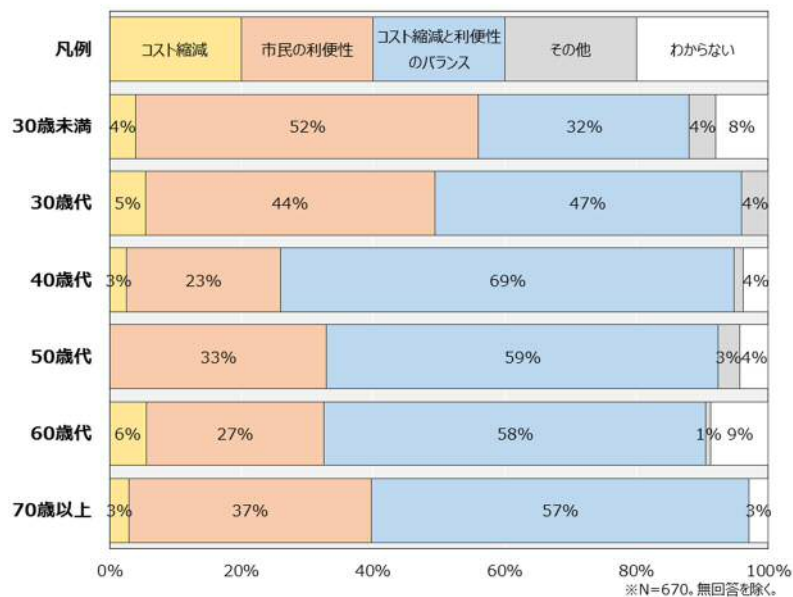


③ 公共施設の在り方を考える上での大切なこと

■ 全体として、半数以上の方が「コスト縮減と利便性のバランス」が重要と考えており、特に年齢が高いほど、「コスト縮減と利便性のバランス」が重要と回答しています。

■ 30歳未満や30歳代の若い世代では、「市民の利便性」を重視すべきとの意見が半数程度と高くなっています。

図表 24 公共施設の在り方を考える上での大切なこと



苫小牧市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 1 月

苫小牧市総合政策部政策推進室政策推進課
〒053-8722 苫小牧市旭町 4 丁目 5 番 6 号
直通電話 0144 (32) 6229
ファックス 0144 (34) 7111
mail : kokyopt@city.tomakomai.hokkaido.jp